

【資料第1号】介護保険課

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

「最終案」

令和6年1月
文 京 区

目 次

第1章 策定の考え方	1
1 計画の目的	2
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画策定の検討体制	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進に向けて	6
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	13
1 基本理念	14
2 基本目標	15
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	16
1 文京区の地域特性	17
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題	32
第4章 主要項目及びその方向性	56
1 地域でともに支え合うしくみの充実	57
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	58
3 健康で豊かな暮らしの実現	58
4 いざというときのための体制づくり	59
第5章 計画の体系と計画事業	60
1 計画の体系	61
2 計画事業	66
[資料]計画の体系と計画事業の全体図	101
第6章 地域包括ケアシステムの推進	102
1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組	103
[資料]文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図（案）	113
第7章 地域支援事業の推進	114
1 地域支援事業の概要	115
2 介護予防・日常生活支援総合事業	116
3 包括的支援事業	120
4 任意事業	122

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み 127

1 第1号被保険者数の実績と推計	128
2 要介護・要支援認定者数の実績と推計	129
3 第8期計画（令和3～5年度）の実績	131
4 第9期計画（令和6～8年度）の介護サービス利用見込み	140
5 介護基盤整備について	154
6 第1号被保険者の保険料の算出	157

第9章 介護保険制度の運営 167

1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組	168
2 介護給付の適正化	170
3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化	176
4 介護人材の確保・定着等	177
5 利用者の負担割合等の制度	179

第1章

策定の考え方

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国の統計によれば、令和5年（2023年）9月15日現在の推計で、全国の高齢者人口は前年比で約1万人減少し、昭和25年（1950年）以降初めての減少となる一方、高齢化率は29.1%と過去最高になっています。また、75歳以上（後期高齢者）人口が初めて2,000万人を超え、80歳以上人口は総人口に占める割合が初めて10%を超え、10人に1人が80歳以上となりました（総務省「統計トピックス」）。本区では、令和6年（2024年）1月1日現在、区民の約5人に1人（18.8%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

このように、高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められています。さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者やその家族の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け、家族のケアなどを行うヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、区の関係機関が連携して対応する体制整備も求められています。

平成27年（2015年）4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が目的として掲げられました。また、令和2年（2020年）6月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。さらに、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。

本区では、これらを踏まえ、「2040年問題¹」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの取組をさらに推進するとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定します。

¹ 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

2 計画の性格・位置づけ

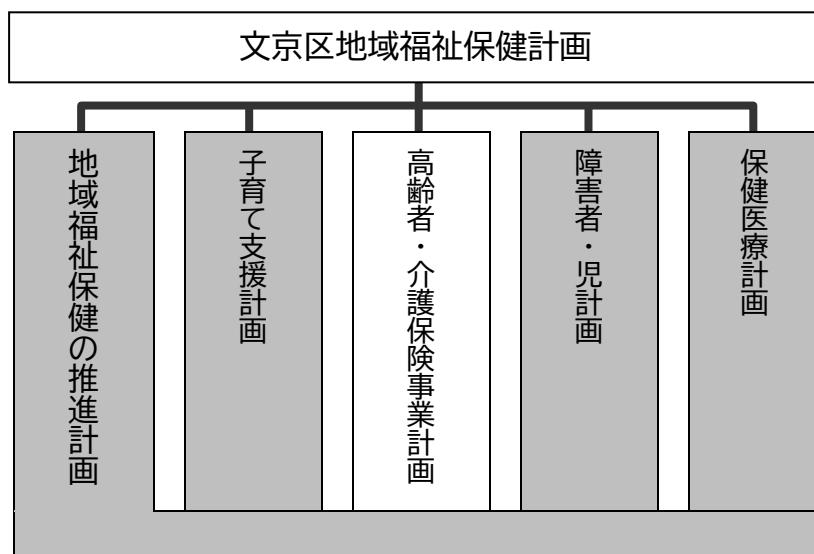
すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っております。計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられています。

法令に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	

【図表】1-1 文京区地域福祉保健計画の構成

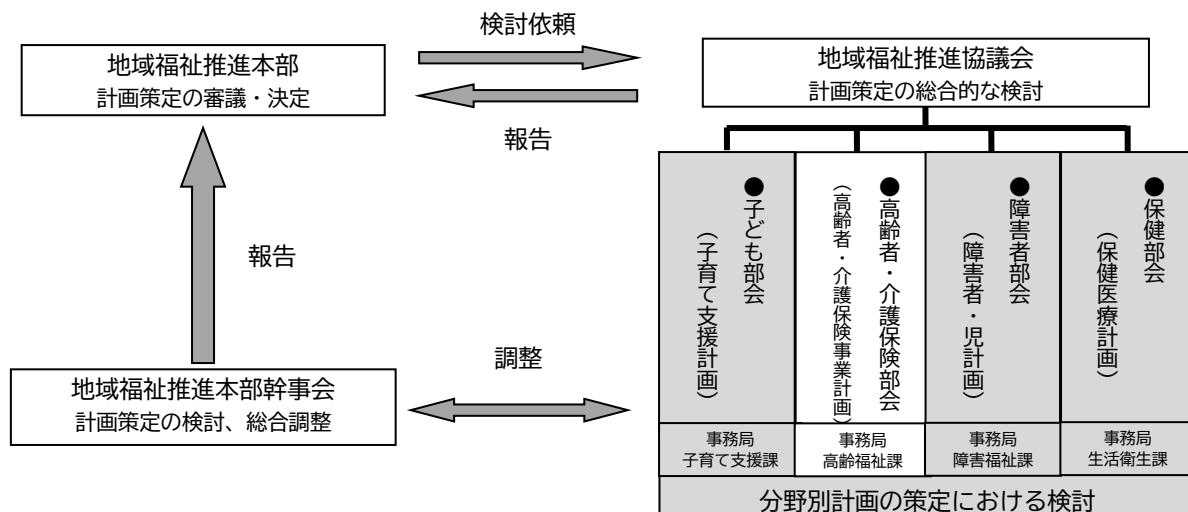


3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行います。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行います。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行います。
- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行います。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行います。

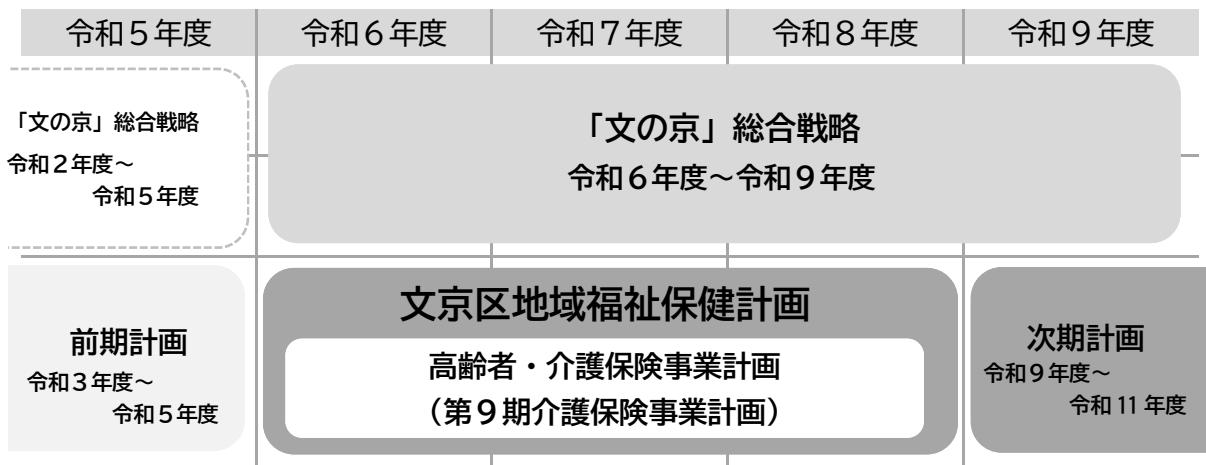
※文京区地域包括ケア推進委員会は、介護保険法に基づき、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

【図表】1－2 文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）の検討体制



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度に見直しを行います。



5 計画の推進に向けて

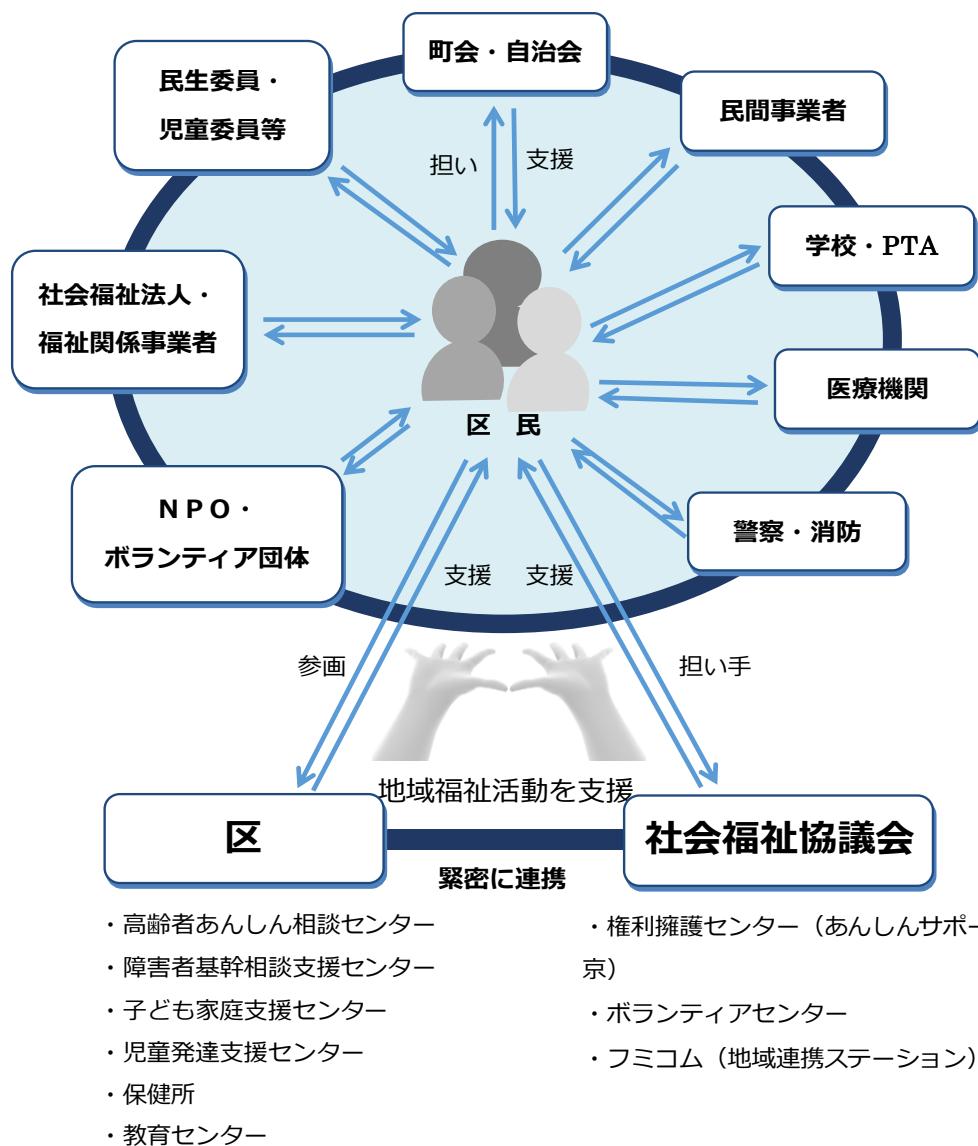
1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】1－3 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寬（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会²の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が同意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

² 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる

2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく

最終目標



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指す。

文京区における地域包括ケアシステムの
重層的支援体制整備事業を活用
更なる進化・発展のために

令和6年度～令和8年度

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備する

現状

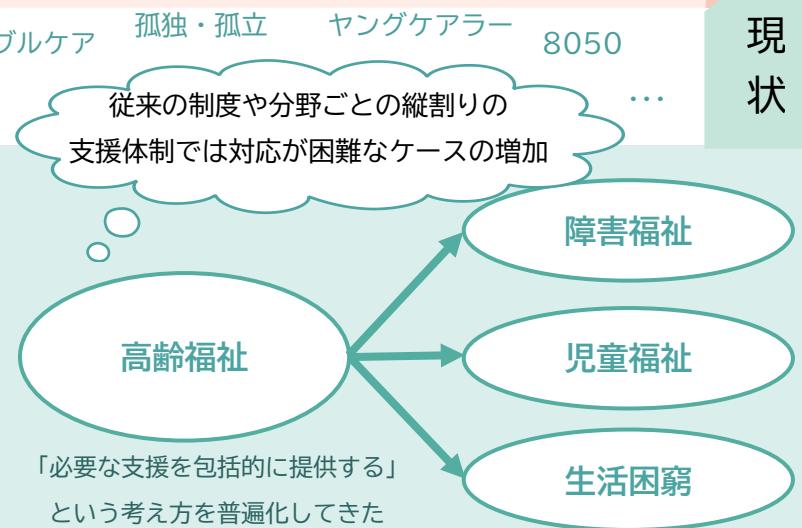
ダブルケア 孤独・孤立 ヤングケアラー 8050

制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

…

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み



文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ³等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

³ アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること

文京区重層的支援体制整備事業

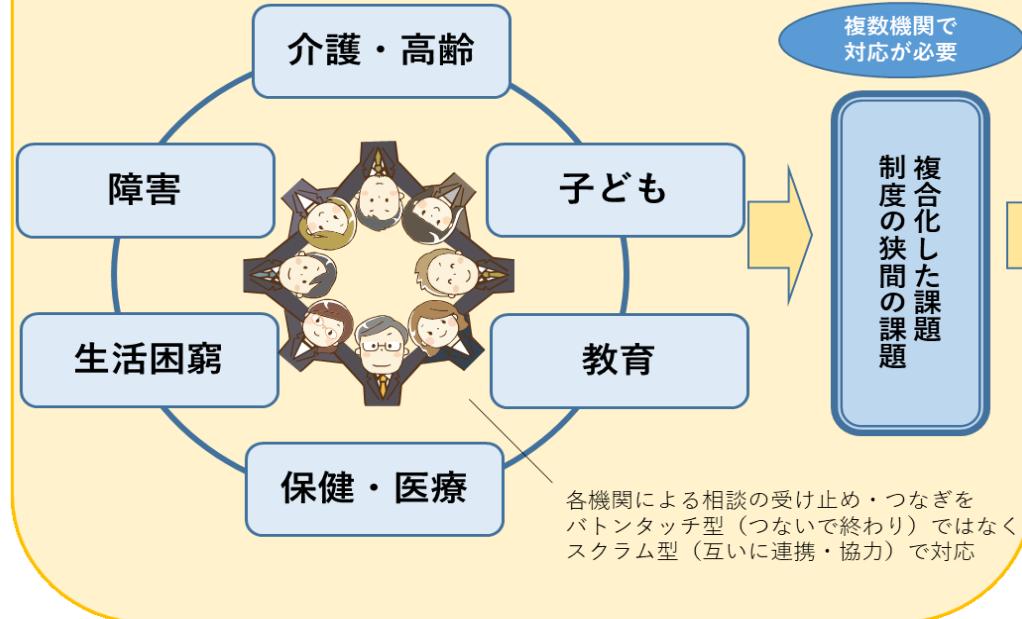
I ~ V の事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

I . 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した属性を問わない相談の受け止め



II . 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プラン作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）
区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成



※ 1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※ 2 事案ごとに関係する機関等で構成。

V . 地域づくり事業

住民同士が支え合い、
緩やかなつながりによるセーフティネットの充実



既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート

III . アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV . 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。

第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・ 基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、高齢者・介護保険事業計画に係る施策の取組を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁴やソーシャルインクルージョン⁵の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁶を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁴ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁵ ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み、支え合うという理念をいう。

⁶ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第3章

高齢者を取り巻く 現状と課題

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 文京区の地域特性

1) 地域環境

①地理

本区は、東京 23 区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で 25m 前後の高低差があり、名が付いた坂が 100 を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。また、面積は約 11.29km²（東京 23 区中 20 番目の広さ）、南北約 4.1km、東西約 6.1km、周囲は約 21km となっています。

②地価水準

本区の令和 5 年における住宅地の平均公示地価は、東京 23 区中第 5 位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

③住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅（3階以上の共同住宅）の増加傾向が続いている。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成 20 年は 68.9% でしたが、30 年には 74.9% となっています。

④教育機関

本区では、20 の大学を始め、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

⑤医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

⑥交通

本区には、近くにJR駅があり、地下鉄6路線が乗り入れ、21駅が設置されています。

さらに、都営バスが15系統、コミュニティバス「B-ぐる」が3路線（千駄木・駒込ルート／目白台・小日向ルート／本郷・湯島ルート）を運行しています。

2) 人口の状況

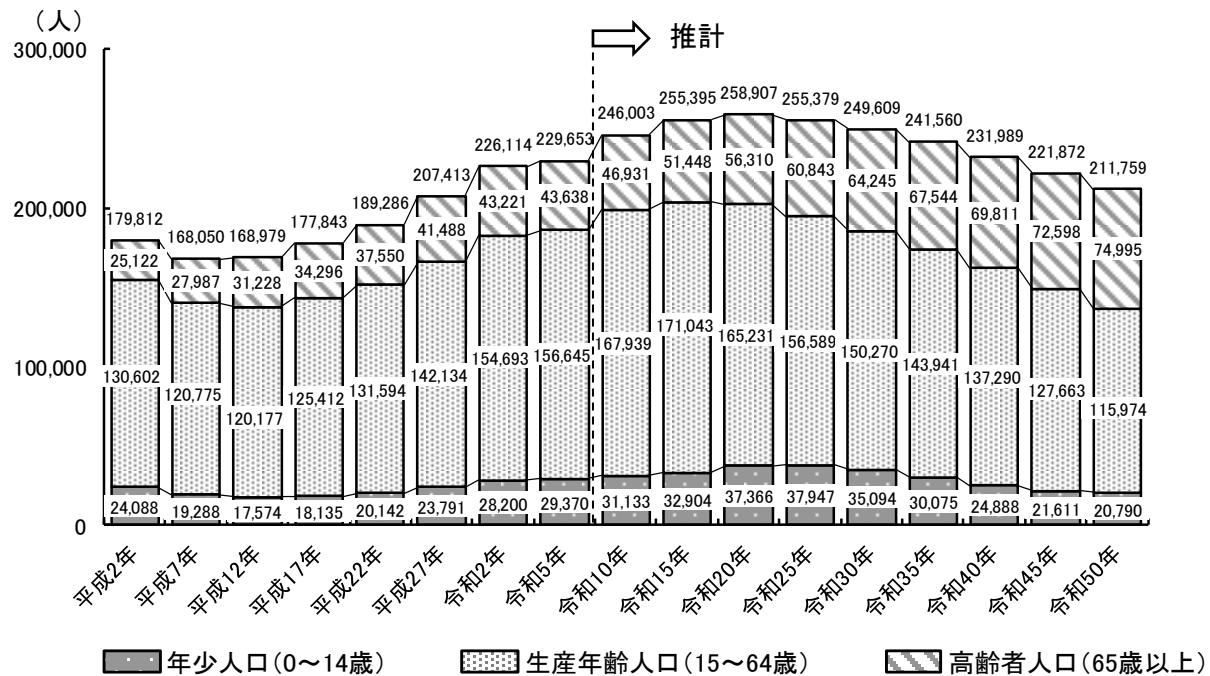
①人口の推移等

○本区の人口は、令和5年（2023年）1月1日現在で229,653人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和20年（2038年）以降、減少に転じると推計しています。

○高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和5年1月1日現在で43,638人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。

○生産年齢人口（15～64歳）は令和15年（2033年）以降、年少人口（0～14歳）は令和25年（2043年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口

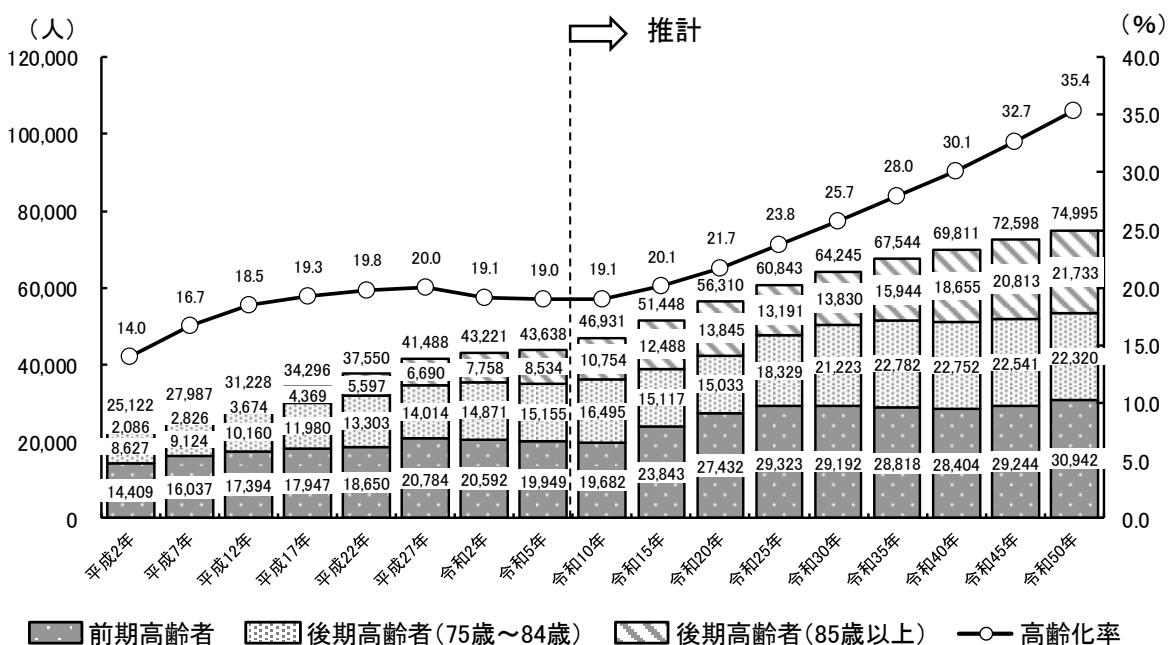
資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以降】住民基本台帳人口を用いて直近の人口の推移を踏まえるとともに、
合計特殊出生率の回復を見込んだ、区独自の将来人口推計方法に基づき算出

②高齢者人口及び高齢化率の推移

○本区の令和5年（2023年）1月1日現在における高齢化率は19.0%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。本区の人口が減り始める令和20年（2038年）以降は急速に高齢化率が高くなり、令和30年（2048年）には25.7%、区民の約4人に1人が、令和45年（2063年）には32.7%、区民の約3人に1人が高齢者となると推計しています。

【図表】3－2 高齢者人口の推移と推計



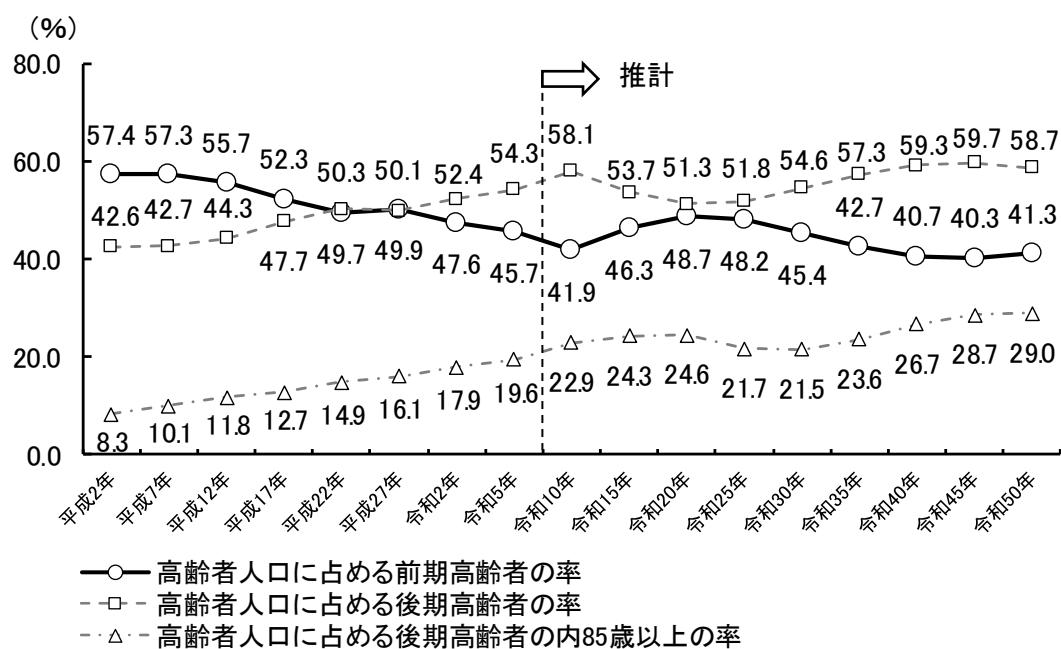
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	25,122人	27,987人	31,228人	34,296人	37,550人	41,488人
前期高齢者	14,409人	16,037人	17,394人	17,947人	18,650人	20,784人
後期高齢者	10,713人	11,950人	13,834人	16,349人	18,900人	20,704人

	令和2年	令和5年	令和10年	令和15年	令和20年	令和25年
総数	43,221人	43,638人	46,931人	51,448人	56,310人	60,843人
前期高齢者	20,592人	19,949人	19,682人	23,843人	27,432人	29,323人
後期高齢者	22,629人	23,689人	27,249人	27,605人	28,878人	31,520人

	令和30年	令和35年	令和40年	令和45年	令和50年
総数	64,245人	67,544人	69,811人	72,598人	74,995人
前期高齢者	29,192人	28,818人	28,404人	29,244人	30,942人
後期高齢者	35,053人	38,726人	41,407人	43,354人	44,053人

○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、現在から令和20年（2038年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、人口が増加し続ける後期高齢者（75歳以上）の割合については、団塊の世代の影響を受け、75～84歳は令和10年（2028年）にピークアウトした後、令和20年（2038年）以降増加に転じ令和35年（2053年）から減少、85歳以上は令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期・後期・85歳以上高齢者の割合の推移と推計



※四捨五入により、合計が100.0%にならない場合がある。

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 5年	令和 10年
前期高齢者	57.4%	57.3%	55.7%	52.3%	49.7%	50.1%	47.6%	45.7%	41.9%
後期高齢者	42.6%	42.7%	44.3%	47.7%	50.3%	49.9%	52.4%	54.3%	58.1%
うち 75～84歳	34.3%	32.6%	32.5%	35.0%	35.4%	33.8%	34.5%	34.7%	35.2%
85歳以上	8.3%	10.1%	11.8%	12.7%	14.9%	16.1%	17.9%	19.6%	22.9%

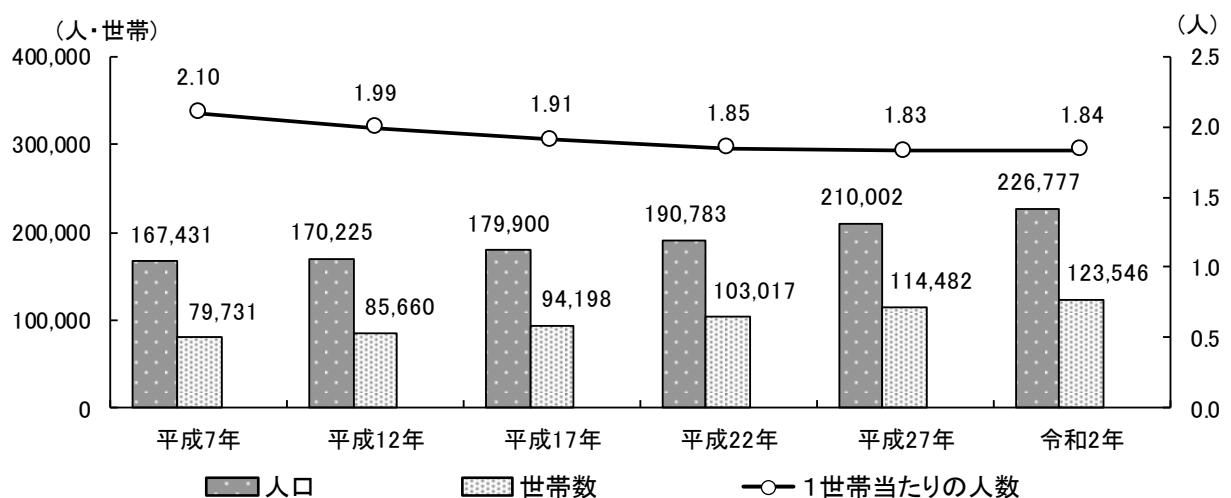
	令和 15年	令和 20年	令和 25年	令和 30年	令和 35年	令和 40年	令和 45年	令和 50年
前期高齢者	46.3%	48.7%	48.2%	45.4%	42.7%	40.7%	40.3%	41.3%
後期高齢者	53.7%	51.3%	51.8%	54.6%	57.3%	59.3%	59.7%	58.7%
うち 75～84歳	29.4%	26.7%	30.1%	33.1%	33.7%	32.6%	31.0%	29.7%
85歳以上	24.3%	24.6%	21.7%	21.5%	23.6%	26.7%	28.7%	29.0%

3) 世帯の状況

①世帯の推移

- 世帯数は、平成7年は79,731世帯でしたが、令和2年には123,546世帯と、約1.5倍に増加しています。
- 1世帯当たりの人数は、平成7年は2.10人でしたが、令和2年には1.84人となっており、平成22年から横ばい傾向にあります。

【図表】3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



※（注）平成22年までは外国人を含まない。

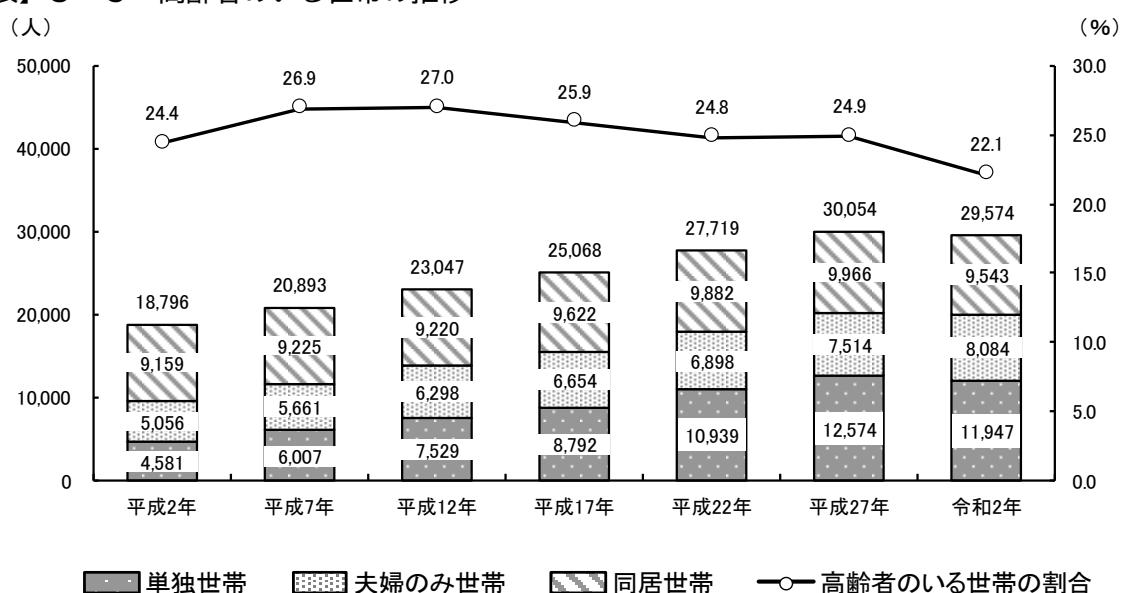
資料：住民基本台帳（平成7年～令和2年10月1日現在）、国勢調査（令和2年）

②高齢者のいる世帯の推移

○高齢者のいる世帯数は、平成 27 年に約 3 万世帯を超えたが、令和 2 年では 29,574 世帯と減少しています。また、全世帯に対する割合も減少しています。

○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和 2 年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和 2 年で 40.4% となり、平成 22 年から 4 割程度で推移しています。

【図表】3-5 高齢者のいる世帯の推移



※「単独世帯」は、65 歳以上の 1 人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫又は妻が 65 歳以上の夫婦世帯。

「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。

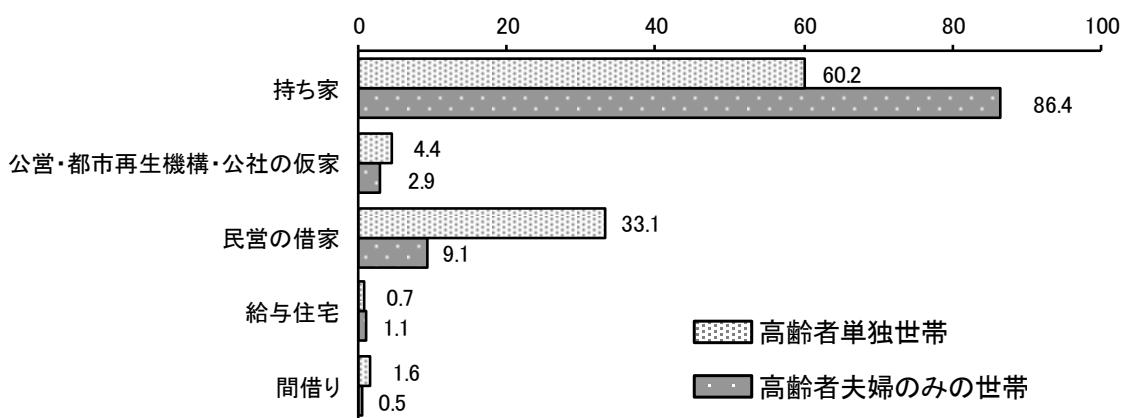
資料：国勢調査（令和 2 年）

単独世帯 の割合	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
	24.4%	28.8%	32.7%	35.1%	39.5%	41.8%	40.4%

4) 高齢者の住まいの状況

○高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では 86.4%、高齢者単独世帯では 60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】3-6 高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯の住まい (%)



資料：国勢調査（令和2年）

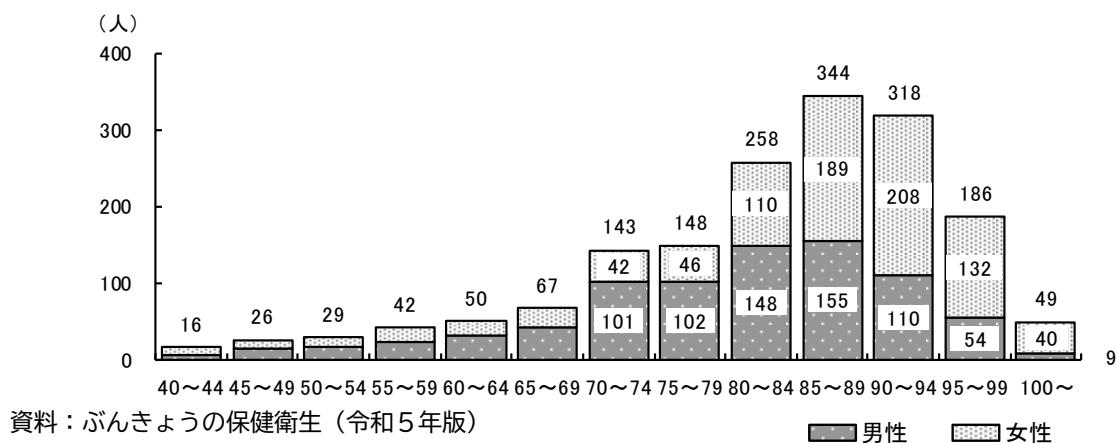
5) 死亡状況及び健康寿命

①年齢別死亡数

○文京区の平均寿命は、「令和2年市町村別生命表（厚生労働省）※」によると、男性 82.9歳（全国 54位）、女性 88.3歳（全国 158位）ですが、年齢別の死者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が 85～89歳、女性が 90～94歳となっています。

※対象：1,887 市区町村

【図表】3-7 5歳階級別の死亡の状況（令和3年実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和5年版）

■ 男性 ■ 女性

②65歳健康寿命

○65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、令和3年は、男性は18.7年、女性は21.8年となっています。

○寝たきり等の平均障害期間を比較すると、令和3年は、男性は1.7年に対し、女性は3.4年で2倍程度の期間となっています。

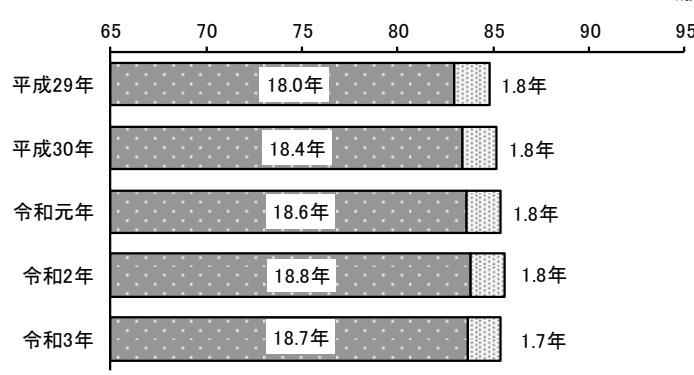
○男性は、女性と比較して平均自立期間の比率が高い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

(歳)

<男性>

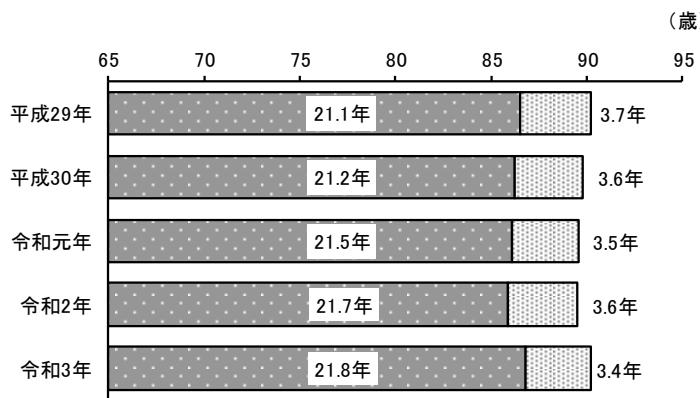
年次	65歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成29年	83.0歳	91:9
平成30年	83.4歳	91:9
令和元年	83.6歳	91:9
令和2年	83.8歳	91:9
令和3年	83.7歳	92:8



■ 平均自立期間 ■ 平均障害期間

<女性>

年次	65歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成29年	86.1歳	85:15
平成30年	86.2歳	85:15
令和元年	86.5歳	86:14
令和2年	86.7歳	86:14
令和3年	86.8歳	87:13



■ 平均自立期間 ■ 平均障害期間

※65歳健康寿命（歳）=65歳+65歳平均自立期間（年）

※グラフは65歳の方が要介護認定（要介護2）を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

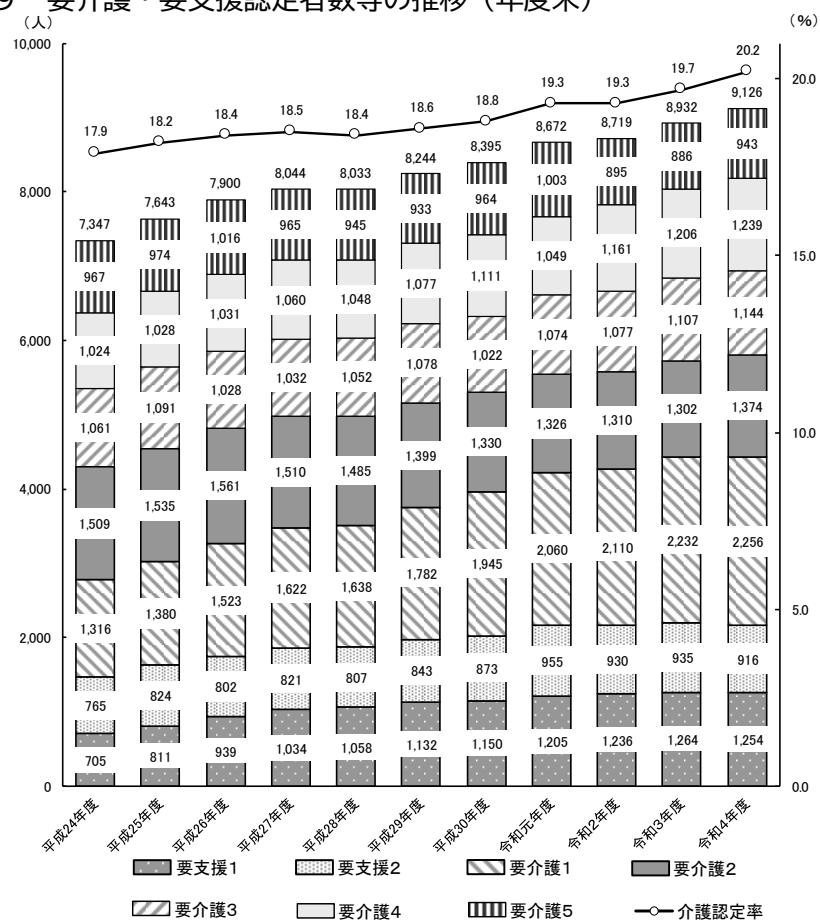
資料：ぶんきょうの保健衛生（令和5年版）

6) 要介護・要支援認定者の状況

①介護度別要介護・要支援者認定数の推移

- 令和4年度の要介護・要支援認定者数は、9,126人となっています。平成24年度と比較すると、1,779人、24.2%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は上昇傾向にあり、令和4年度は20.2%となっています。平成24年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。
- 平成24年度と比較して令和4年度の要介護・要支援認定者数は1.2倍となっており、このうち、要支援1、要介護1で高くなっています。また、要介護3以上の重度では1.1倍ですが、要介護2以下は1.4倍となっており、差が生じています。
- このため、介護認定者数の構成割合別に見ると、要介護3以上の重度の割合は平成24年度で41.5%、令和4年度で36.4%となっており、減少しています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数等の推移（年度末）



※棒グラフの1番上にある数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。

ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみで算出。

資料：文京の介護保険（令和5年版）

【図表】3-10 要介護認定率の推移（第1号被保険者のみ）

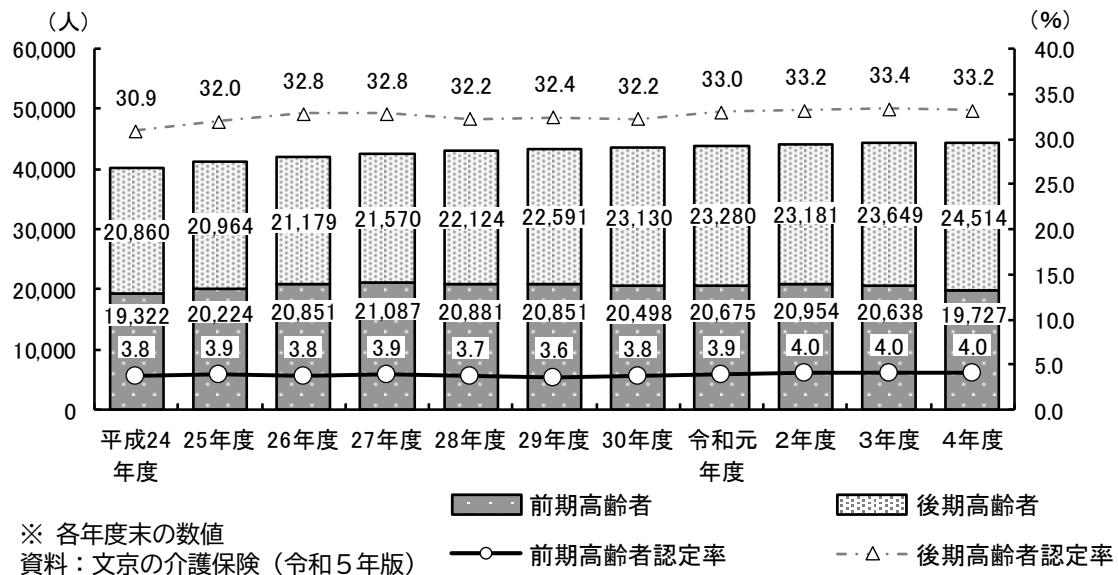
	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
文京区	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%	19.3%	19.7%	20.2%
都	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.4%	19.6%	20.7%
国	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%	19.4%

資料：文京の介護保険（令和5年版）、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉局月報（各年3月末現在）

②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

- 第1号被保険者のうち、前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は4.0%となっています。
- 後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、平成25年度から平成30年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度から33%を超えました。

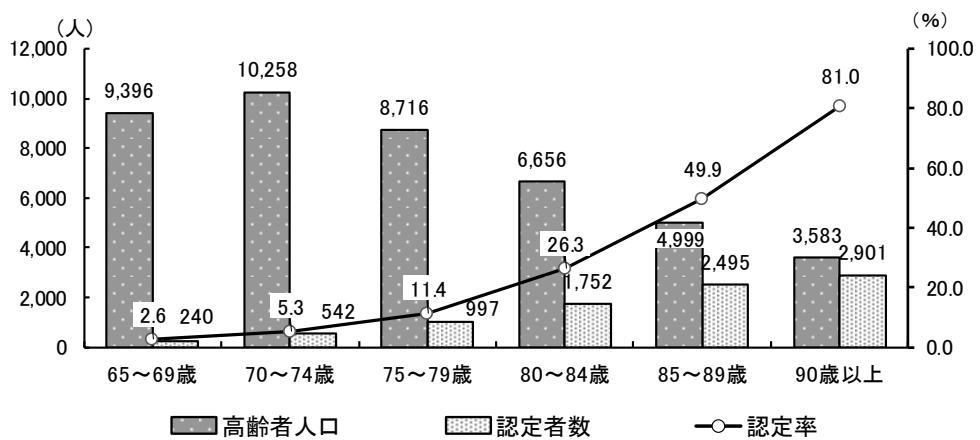
【図表】3-11 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移



③年齢別認定者数・認定率

- 年齢別に要介護・要支援認定を受けた方の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.3%以下に留まっています。
- 後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.3%、85～89歳が49.9%、90歳以降になると81.0%になっており、年齢が上がるに連れて認定率が大幅に上昇しています。

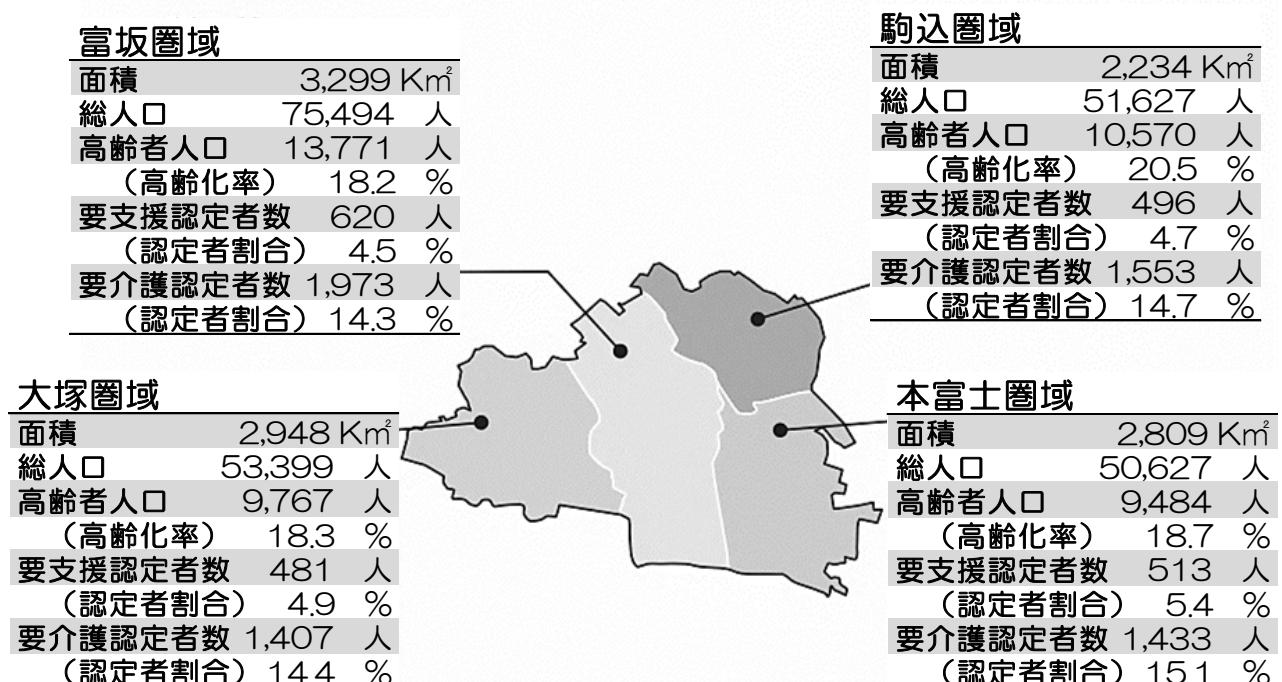
【図表】3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率



④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険法に基づき日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を図るなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者との関わりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では駒込圏域がやや高くなっています。
- 認定者数は富坂圏域が一番多いですが、認定者割合は本富士圏域が高くなっています。

【図表】3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況

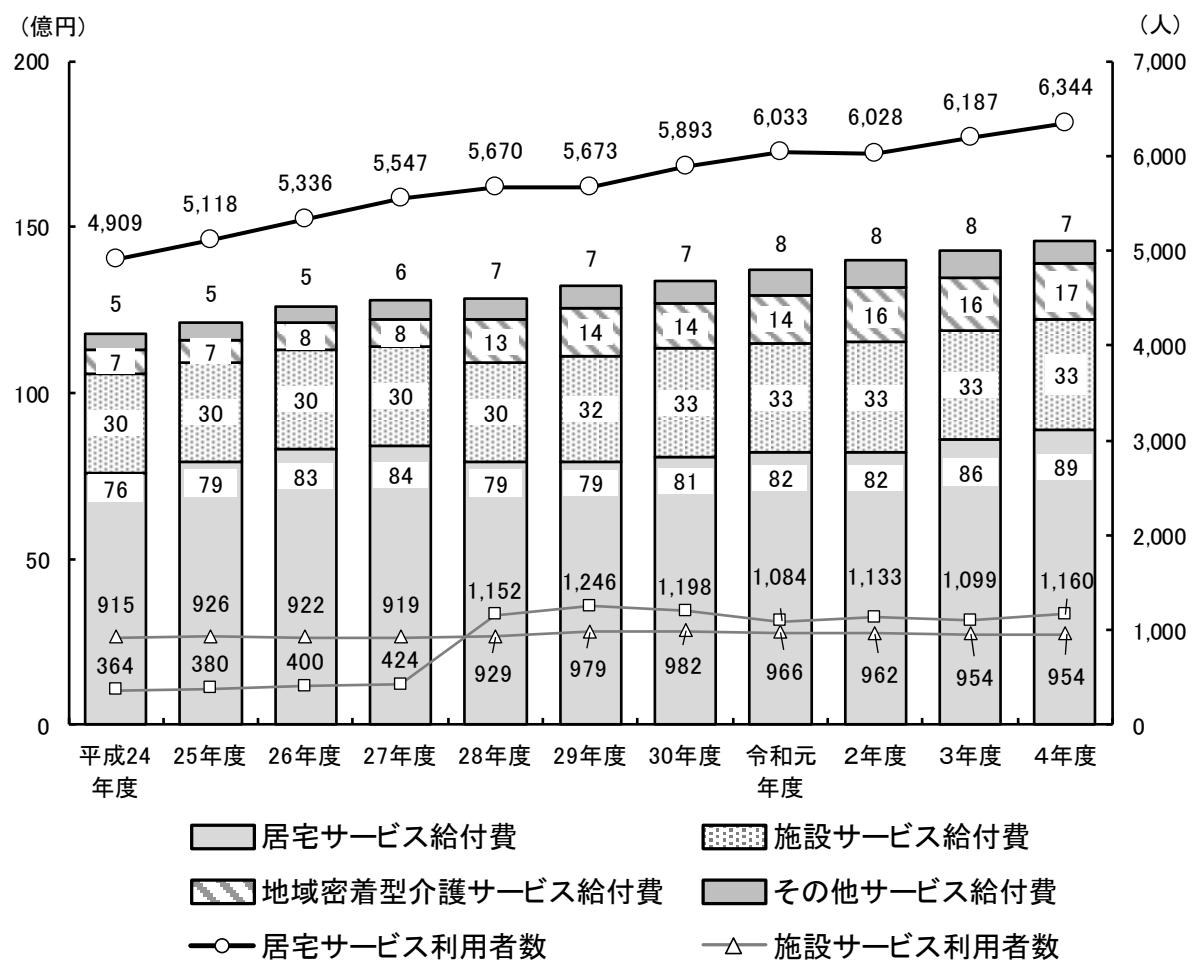


- ※ 総人口と高齢者人口は、令和5年9月1日現在の住民登録より集計（転出予定等を除いているため人口統計と異なる。）
- ※ 要支援・要介護認定率は、介護保険システムによる（住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。）。

7) 介護給付費と利用者数の推移

- 介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成24年度の118億円から令和4年度は146億円と約1.2倍に増加しています。内訳では、居宅サービス給付費の占める割合が高くなっています。
- 地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に概ね横ばいで推移しています。

【図表】3-14 介護給付費と利用者数の推移



※ データは、平成24年度から令和4年度までの実績。

資料：文京の介護保険（令和5年版）

8) 保険料の推移

○第1号被保険者の基準保険料は、第8期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】3-15 介護保険基準保険料の推移

介護保険事業計画期間	第1期 平成12～14年度	第2期 平成15～17年度	第3期 平成18～20年度	第4期 平成21～23年度	第5期 平成24～26年度	第6期 平成27～29年度	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度
介護保険基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円

資料：文京の介護保険（令和5年版）

9) 介護サービス事業者の状況

○区内の介護サービス事業者数は、全体では概ね同程度で推移していますが、令和5年においては居宅介護支援事業者数が減少しました。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数（各年3月現在）

サービス名	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅介護支援／介護予防支援	49	4	49	4	47	4	46	4	42	4
居宅サービス	訪問介護	35		37		35		33		35
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	22	22	26	26	26	26	26	26	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	5	4	4	4	4
	通所介護	16		16		18		18		18
	通所リハビリテーション	5	4	5	4	5	4	5	5	4
	短期入所生活介護	6	6	8	8	9	8	10	10	10
	短期入所療養介護	3	2	3	3	3	3	3	3	3
	特定施設入居者生活介護	8	8	12	12	12	11	12	12	13
	福祉用具貸与	8	8	7	7	5	5	5	5	5
サービス施設	特定福祉用具販売	9	9	8	8	7	7	7	7	7
	小計	118	65	128	74	126	70	124	72	127
	介護老人福祉施設	5		6		6		6		6
	介護老人保健施設	3		3		3		3		3
地域密着型サービス	介護療養型医療施設	1		0		0		0		0
	小計	9		9		9		9		9
	夜間対応型訪問介護	1		1		1		1		1
	認知症対応型通所介護	6	6	7	6	7	6	7	6	7
	小規模多機能型居宅介護	4	3	5	4	5	4	5	4	5
地域密着型サービス	看護小規模多機能型居宅介護	1		1		1		1		1
	認知症対応型共同生活介護	8	7	9	8	9	8	9	8	9
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		1		1		1		2
	地域密着型通所介護	21		18		16		15		15
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1		2		3		3		3
小計		43	16	44	18	43	18	42	18	43
合計		170	81	181	92	178	88	175	90	179
資料：文京の介護保険（令和5年版）										

10) 認知症について

①認知症高齢者の状況

○要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、令和5年4月現在4,377人で、全体の約60.7%を占めています。なお、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いのために主治医意見書の提出のなかった方は「その他」に分類しています。

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

(単位：人)

	認知症高齢者の日常生活自立度									その他	合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	IV	M	小計		
令和3年4月	1,880	1,628	978	1,494	1,480	444	751	115	5,262	93	8,863
令和4年4月	1,687	1,410	859	1,301	1,261	414	636	99	4,570	1,444	9,111
令和5年4月	1,458	1,375	896	1,235	1,139	400	600	107	4,377	2,062	9,272

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判 定 基 準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

②認知症サポート医等の状況

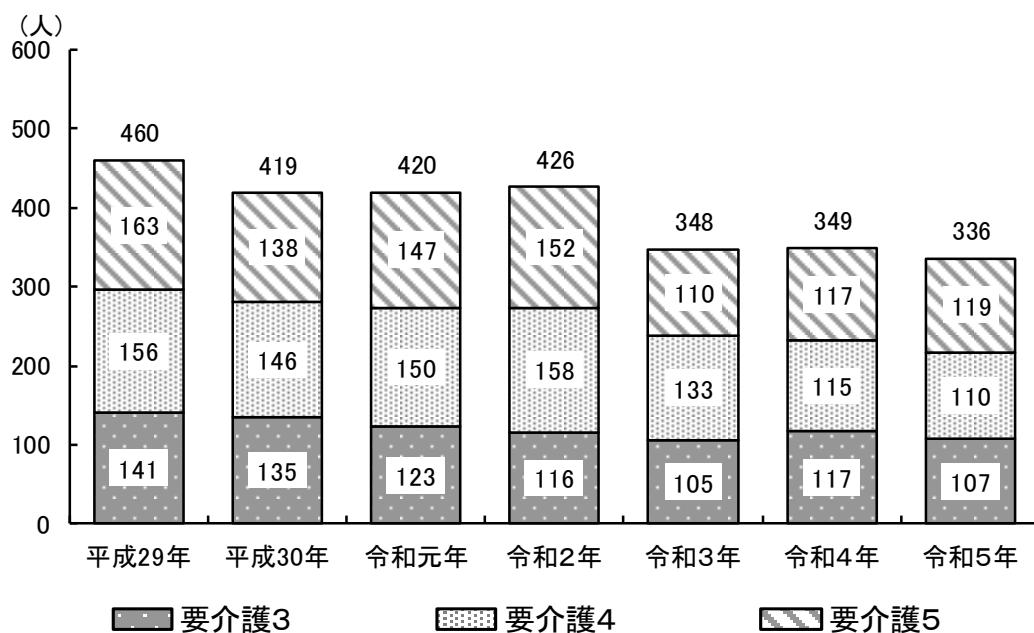
○区内の認知症サポート医⁷は、令和5年4月現在47人となっています。

⁷ 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年以降、約420人前後で推移していましたが、令和2年3月に2施設が開設したことにより、令和3年以降は減少しています。
- 令和5年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が31.8%、要介護4が32.7%、要介護5が35.4%となっています。

【図表】3-19 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移



※各年度4月1日現在

※ 介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。

※ 本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い方から優先入所する制度を導入している。

【特別養護老人ホームの入所希望者について】

特別養護老人ホームの入所希望者的人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人あり入れ替わっています。

また、施設から入所のご案内をした際、予約的な申込みや医療を要する身体状態などの理由により入所に至らない場面があり、一部の施設では一時的に空床が見られる状況となっています。

このため、文京区特別養護老人ホーム入所指針の見直しを行うことで、希望する方が円滑に入所できるよう、改善します。

2 高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和4年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】3-20 令和4年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和4年9月28日（水）～10月21日（金）					
調査対象者	第1号被保険者	50歳以上	要介護認定者	介護サービス事業者	介護事業従事者	
	要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者（要介護4・5）及びその家族※要介護（郵送）と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者
有効回収数	2,100件	1,601件	1,807件	137件	107件	470件
略称	第1号・要支援	50歳以上	要介護（郵送）	要介護（聞き取り）	事業者	従事者

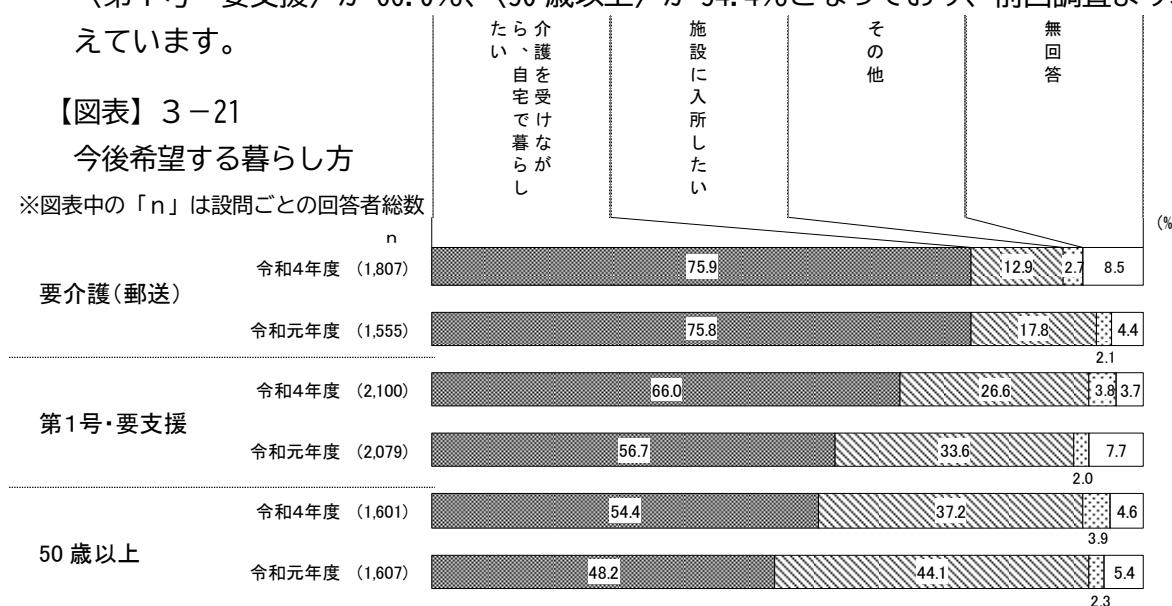
1) 今後希望する暮らし方等について

①今後希望する暮らし方

- 「介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が最も高く、〈要介護（郵送）〉が75.9%、〈第1号・要支援〉が66.0%、〈50歳以上〉が54.4%となっており、前回調査より増えています。

【図表】3-21
今後希望する暮らし方

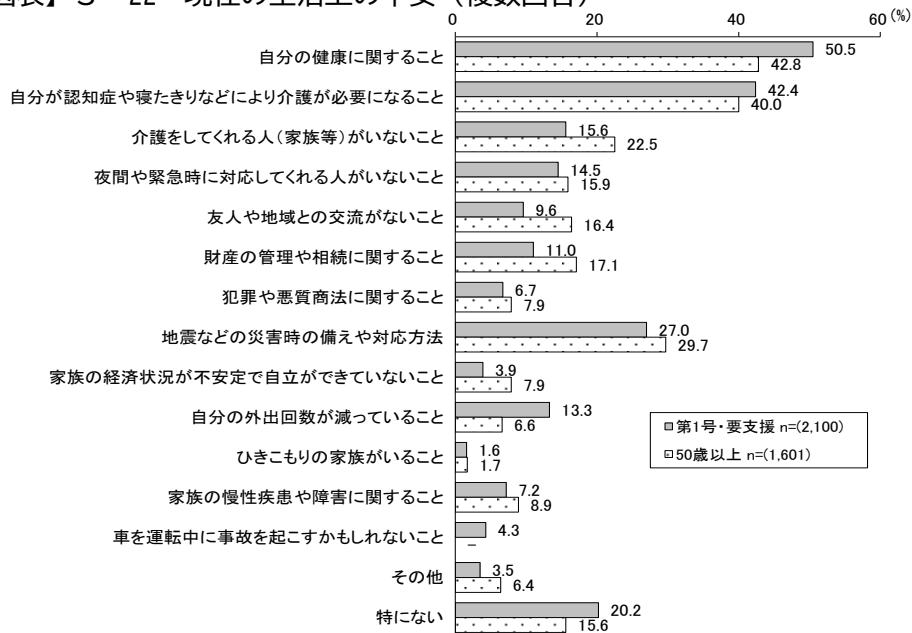
※図表中の「n」は設問ごとの回答者総数



②現在の生活上の不安

○現在の生活で不安に感じていることとして、<第1号・要支援>、<50歳以上>とともに「自分の健康に関すること」が最も割合が高く、次に「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」の順に高くなっています。

【図表】3-22 現在の生活上の不安（複数回答）

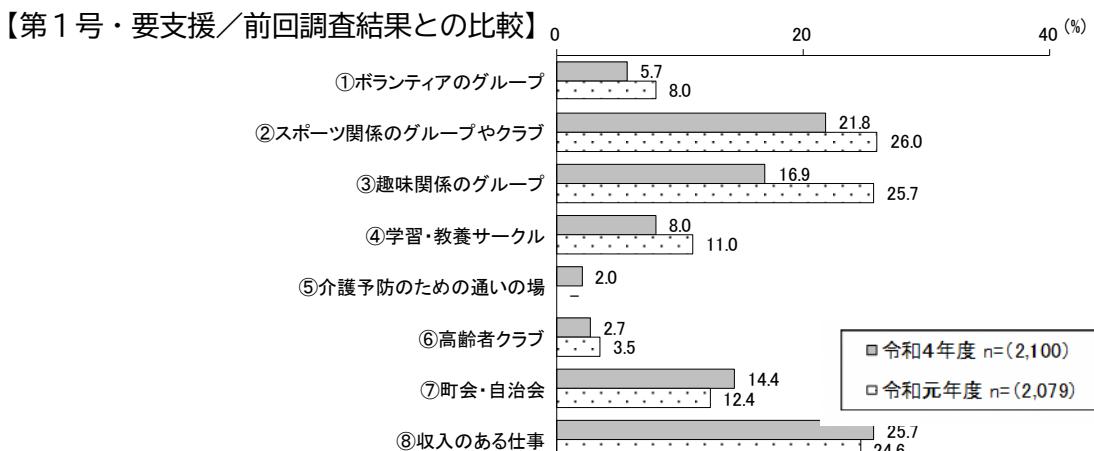


③地域とのつながり・地域活動

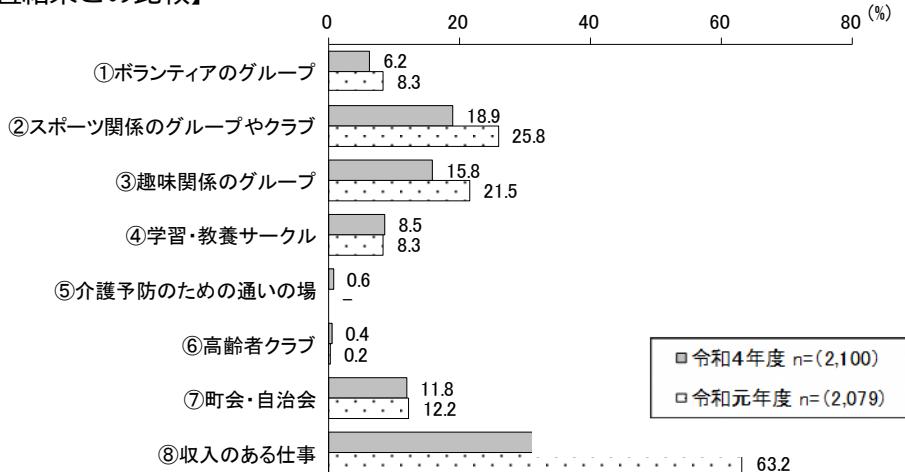
○参加している活動について、<第1号・要支援>では、「収入のある仕事」のほか、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」、「町会・自治会」など地域との接点がある活動への参加が見られます。前回と比べるとスポーツや趣味の活動は減っている一方、町会・自治会、収入のある仕事では増加が見られます。

<50歳以上>では、「収入のある仕事」が半数以上で、地域との接点がある活動については、ほとんどの項目で前回調査よりも割合が減っています。

【図表】3-23 会・グループ等への参加している人の割合（複数回答）



【50歳以上／前回調査結果との比較】

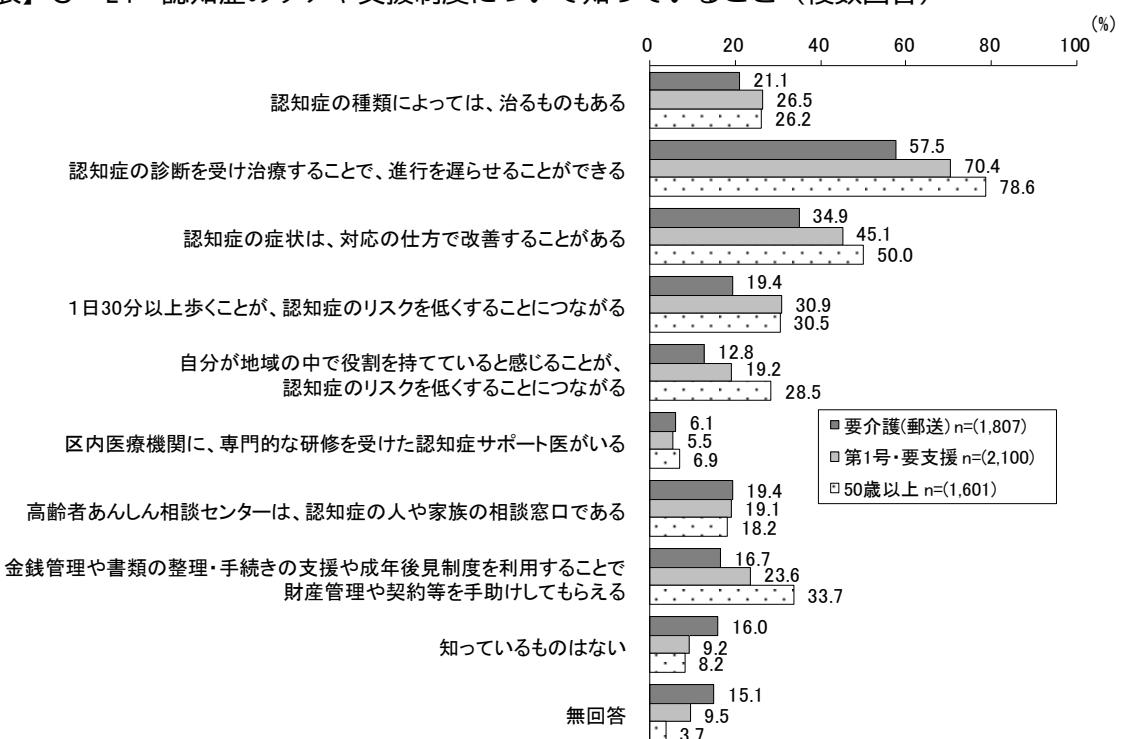


※〈介護予防のための通いの場〉は、令和元年度調査にはない設問

④認知症について

○認知症のケアや支援制度について知っていることは、いずれの対象者においても、「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、続いて、「認知症の症状は、対応の仕方で改善することができる」となっています。

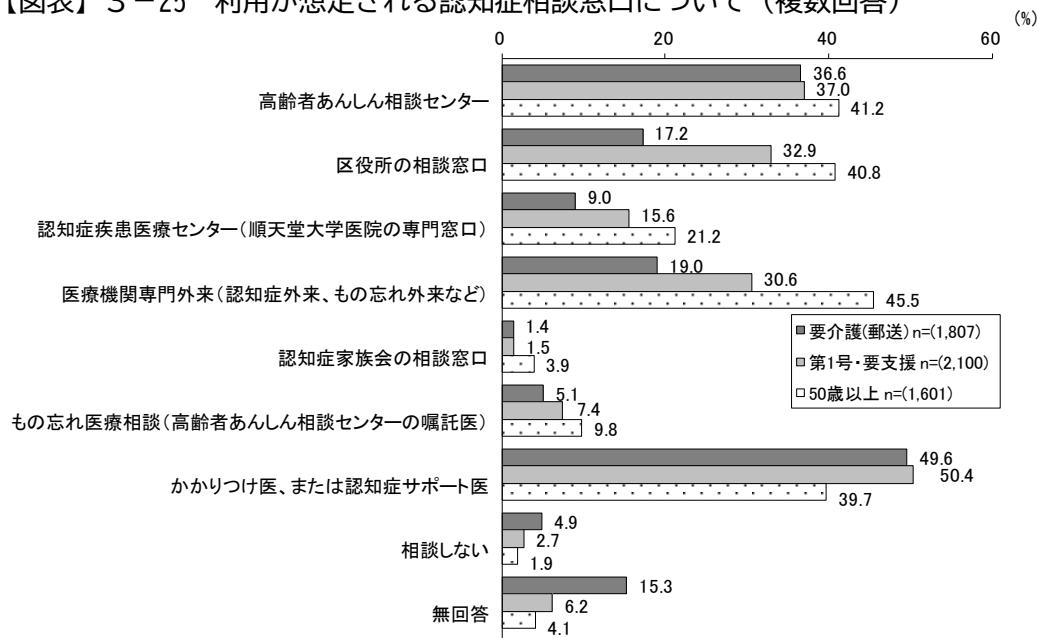
【図表】3-24 認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答）



○認知症に関する相談で利用すると思う具体的な窓口では、〈要介護（郵送）〉、〈第1号・要支援〉では、「かかりつけ医、または認知症サポート医」、続いて、「高齢者あんしん相談センター」が多くなっています。

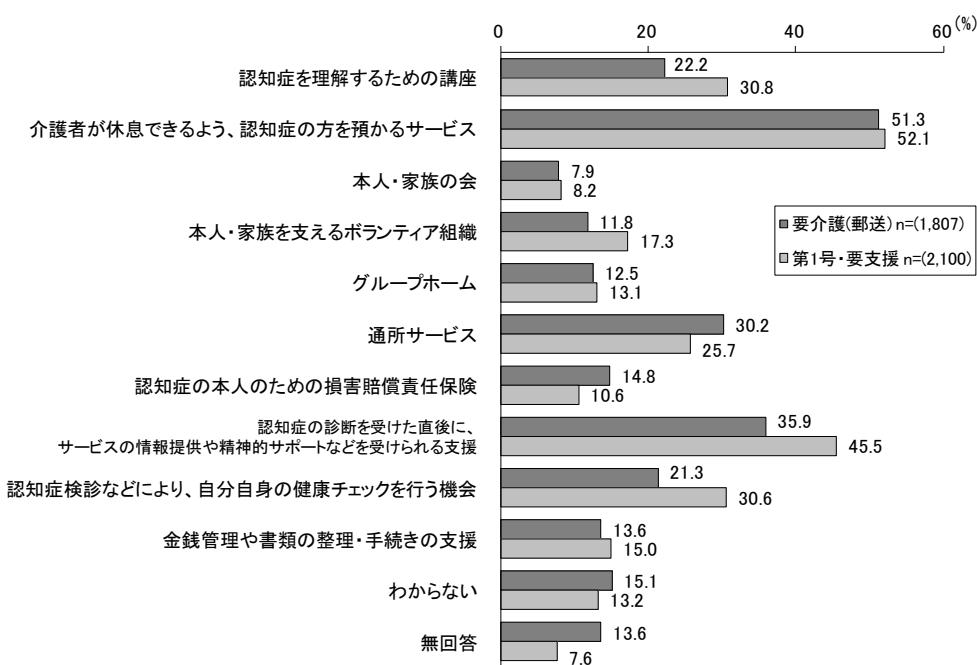
一方、〈50歳以上〉では、「医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）」45.5%を筆頭に、「高齢者あんしん相談センター」、「区役所の相談窓口」、「かかりつけ医、または認知症サポート医」も4割前後と、意向が多岐にわたっています。

【図表】3-25 利用が想定される認知症相談窓口について（複数回答）



○認知症に対する本人や家族への支援については、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」が最も高く、続いて、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」となっています。

【図表】3-26 認知症に対する本人や家族への支援について（複数回答）



〔主な課題等〕

- ・高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制を強化すること
- ・地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援をすること
- ・興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を支援するとともに、その周知啓発を行うこと
- ・認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制を構築すること
- ・認知症になっても生きがいを持って、地域で主体的に暮らせることができるよう、地域の理解や協力を得ること

2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

①今後区に力を入れてほしいこと

○過去の調査（平成 28 年度、令和元年度）では、今後区に力を入れてほしいこととして、「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も高くなっていましたが、令和 4 年度の調査では、「在宅医療・介護」（新設の選択肢）がいずれの対象者でも高くなっています。特に〈要介護（郵送）〉、〈第 1 号・要支援〉では、施設サービスよりも在宅サービスのニーズが高くなっています。

【図表】3-27 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／要介護（郵送）

項目	第1位		第2位		第3位	
令和 4 年度	在宅医療・介護	42.3%	認知症高齢者に対する支援	38.4%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	37.5%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	40.1%	介護保険やサービスの情報提供	38.4%	認知症高齢者に対する支援	38.2%
平成 28 年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	30.4%	健康管理、介護予防	24.3%	認知症高齢者に対する支援	22.9%

【図表】3-28 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／第 1 号・要支援

項目	第1位		第2位		第3位	
令和 4 年度	健康管理、介護予防	36.0%	在宅医療・介護	35.3%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	34.3%
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実				介護保険やサービスの情報提供	34.1%
	健康管理、介護予防					
平成 28 年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	33.4%	健康管理、介護予防	31.9%	介護保険やサービスの情報提供	30.8%

【図表】3-29 今後区に力を入れてほしいこと（複数回答）／50歳以上

項目	第1位		第2位		第3位	
令和4 年度	特別養護老人ホ ームなどの施設 サービスの充実	44.3%	在宅医療・介護	37.1%	認知症高齢者に 対する支援	35.8%
令和元 年度	特別養護老人ホ ームなどの施設 サービスの充実	47.4%	認知症高齢者に 対する支援	37.6%	健康管理、介護 予防	35.4%
平成28 年度	特別養護老人ホ ームなどの施設 サービスの充実	45.9%	認知症高齢者に 対する支援	40.1%	介護保険やサー ビスの情報提供	39.2%

②高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）について、「知っている」と回答した割合（知らない、聞いたことがない、無回答を除いた割合）は、〈要介護（郵送）〉が79.8%、〈第1号・要支援〉が68.0%、〈50歳以上〉が47.5%となっています。

【図表】3-30 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度
(複数回答)

項目	要介護（郵送） n=1,807	第1号・要支援 n=2,100	50歳以上 n=1,601
①知っている	79.8%	68.0%	47.5%
名前を聞いたことがある	38.6%	45.5%	32.1%
どこにあるのか知っている	36.3%	28.3%	12.7%
センターの役割を知っている	21.3%	17.0%	10.9%
相談や連絡をしたことがある	41.0%	14.6%	9.6%
②知らない、聞いたことがない	15.7%	27.4%	50.3%
③無回答	4.5%	4.6%	2.2%

[主な課題等]

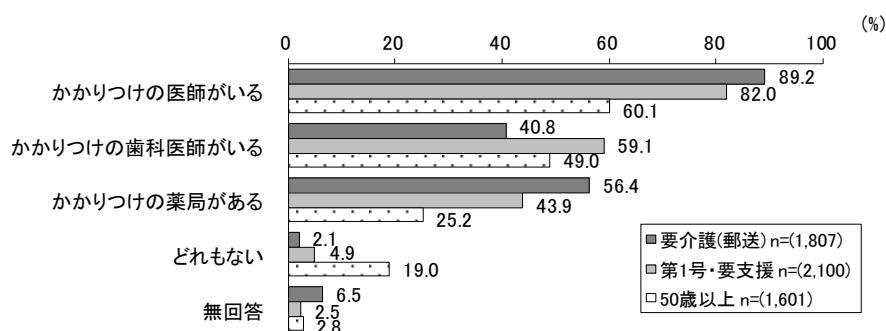
- ・在宅医療の充実など高齢者のニーズの変化を捉えた医療・介護サービスを充実させること
- ・介護を家族や親族だけで抱え込むことなく、高齢期を安心して過ごせるように、50歳以上の現役世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めること

3) 医療について

①かかりつけ医・歯科医・薬局の有無

○いずれの対象者でも、「かかりつけの医師がいる」が最も高く、〈要介護（郵送）〉が約9割、〈第1号・要支援〉が約8割となっています。

【図表】3-31 かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（複数回答）



○在宅医療を認知したきっかけは、〈要介護（郵送）〉が「介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介」、「医療機関からの紹介」の順に、〈第1号・要支援〉が、その他を除くと「医療機関からの紹介」、「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物」の順になっています。

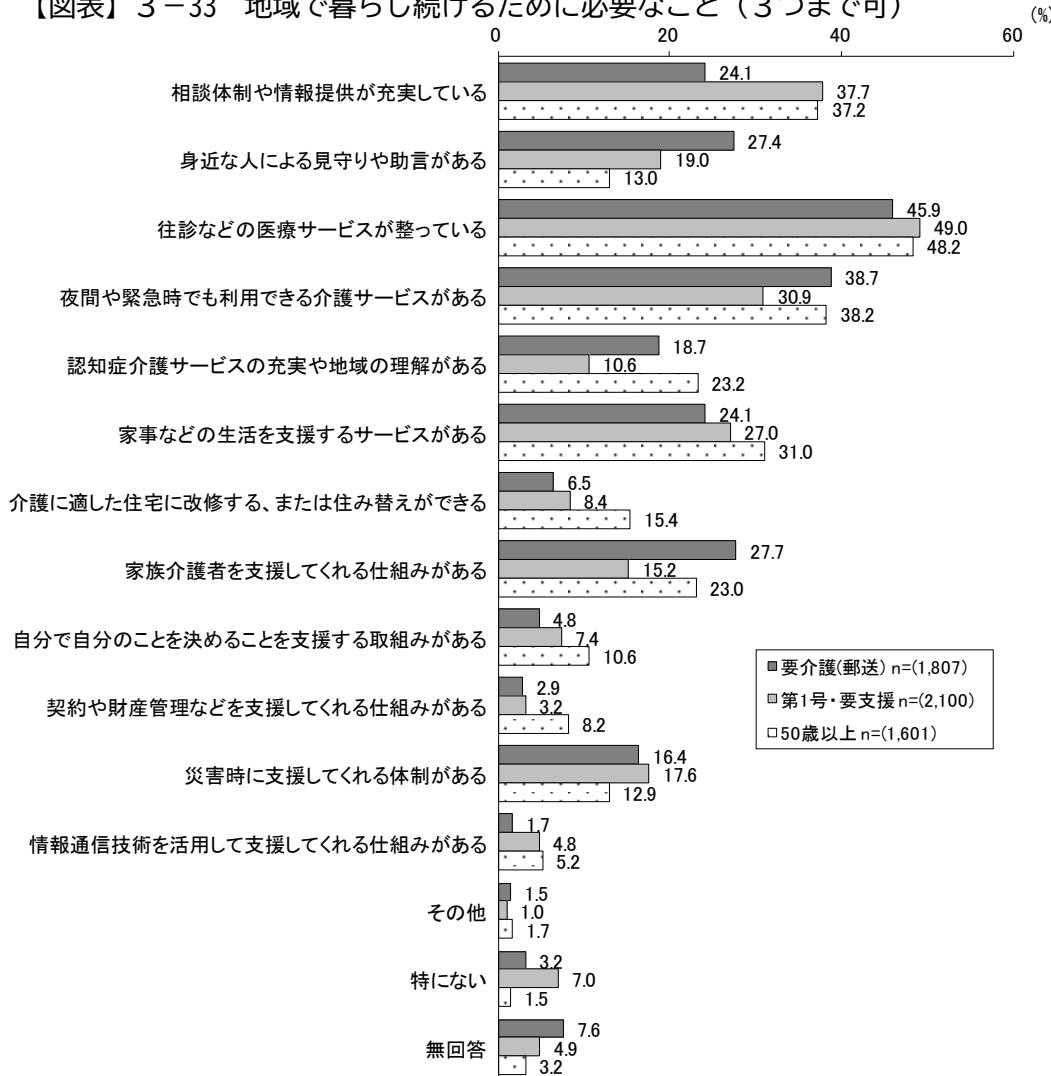
【図表】3-32 在宅医療認知の経緯（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,807)	第1号・要支援 (n=2,100)
医療機関からの紹介	23.9%	10.6%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	24.0%	5.2%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	0.9%	1.0%
高齢者あんしん相談センターへの相談	9.9%	4.4%
「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物	5.3%	8.4%
その他	9.0%	10.3%
知らない	19.4%	51.0%
無回答	20.1%	15.2%

②介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと

○いずれの調査対象者でも、「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

【図表】3-33 地域で暮らし続けるために必要なこと（3つまで可）

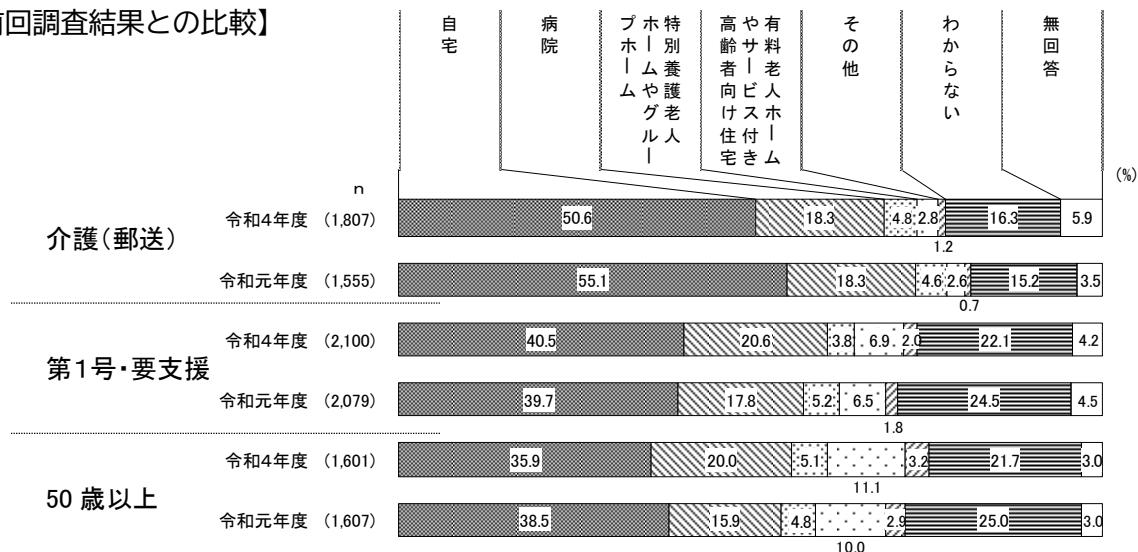


③終末期を迎える場所

○いずれの対象者でも「自宅」が多く、続いて、「病院」となっています。

【図表】3-34 終末期を迎える場所の希望

【前回調査結果との比較】



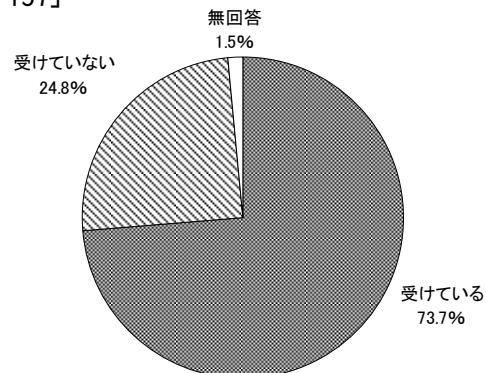
④訪問診療

【図表】3-35 訪問診療の利用の有無

[n=137]

○訪問診療については、<要介護(聞き取り)>

>では、「受けている」割合が約3／4を占めています。



○一方、「受けていない」割合は、<要介護(郵送)>で約5割、<第1号・要支援>で約8割と高くなっています。

【図表】3-36 1年間に受けた訪問診療(往診)科目
(複数回答、無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=1,807)		第1号・要支援 (n=2,100)	
	第1位	受けていない	第1位	受けていない
第1位	受けていない	48.5%	受けていない	83.0%
第2位	内科	28.3%	内科	5.8%
第3位	歯科	13.0%	歯科	4.5%
第4位	整形外科	5.3%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.5%	皮膚科	1.8%

⑤医療連携の取組

○<事業者>で医療連携に取り組んでいるのは、85.1%となっています。連携内容としては、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打ち合わせ」が最も多く、「主治医や病院の地域連携室との連携」、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」と続いています。

【図表】3-37 医療連携の取組（複数回答）

項目	事業者 (n=107)
①取り組んでいる	85.1%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打ち合わせ	71.0%
主治医や病院の地域連携室との連携	60.7%
事例検討会の実施	17.8%
個別ケース会議の実施	28.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	18.7%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	30.8%
多職種をコーディネートする人材育成	4.7%
その他	1.9%
②特にない	6.5%
③無回答	8.4%

〔主な課題等〕

- ・50歳以上の現役世代から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進を図ること
- ・今後の在宅療養生活の増加を見据え、看取りまでを含む在宅医療体制を構築すること
- ・介護サービス事業者と医療機関等、多職種間の情報共有、切れ目のない連携体制を構築すること
- ・高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携を強化すること

4) 介護サービス等について

①主な介護者が不安に感じる介護等

○現在の生活を継続していくに当たり、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も高く、続いて、〈要介護（郵送）〉では、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、〈要介護（聞き取り）〉では、「夜間の排泄」、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」となっています。

【図表】3-38 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等
(3つまで可、上位5位のみ)

	要介護（郵送）(n=1,260)	要介護（聞き取り）(n=137)
第1位	認知症状への対応	35.2% 認知症状への対応
第2位	外出の付き添い、送迎等	27.4% 夜間の排泄
第3位	夜間の排泄	26.3% 医療面での対応 (経管栄養、ストーマ等)
第4位	入浴・洗身	22.0% 日中の排泄
第5位	日中の排泄	19.9% 食事の介助（食べる時）
		16.1%

②サービスの質を向上する取組について

○<事業者>サービスの質を向上させるための取組としては、「事業所内での研修・講習会」、「外部の研修・勉強会への参加」、「苦情・相談の受付体制の整備」の順となっています。

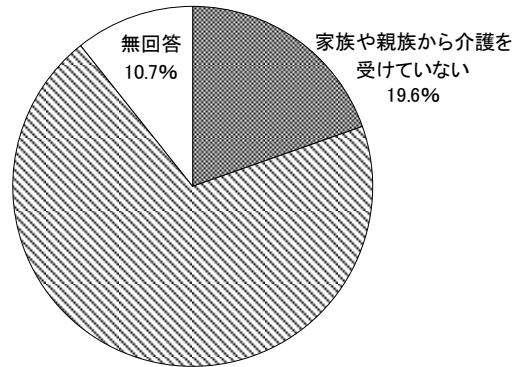
【図表】3-39 サービスの質を向上させるための取組（複数回答、上位4位のみ）

	事業者 (n=107)
第1位	事業所内での研修・講習会
第2位	外部の研修・勉強会への参加
第3位	苦情・相談の受付体制の整備
第4位	事故防止対策
	個人情報の徹底管理
	50.5%

③介護を行う家族への支援

【図表】3-40 家族又は親族からの介護を受けているか
[n=1,807]

○<要介護（郵送）>要介護者が「家族や親族から介護を受けている」割合は、69.7%となっています。



○介護を行っている主な人は、<要介護（郵送）>、<要介護（聞き取り）>とともに「子」が最も多くなっています。

【図表】3-41 介護を行っている主な人

項目	要介護（郵送） (n=107)	要介護（聞き取り） (n=119)
子	57.1%	47.1%
配偶者	25.1%	33.6%
子の配偶者	5.2%	10.1%
孫・ひ孫	0.9%	0.0%
兄弟・姉妹	3.2%	5.9%
その他	2.5%	3.4%
無回答	6.0%	0.0%

○主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人の介護や子育て等をしている」が、<要介護者（郵送）>、<要介護者（聞き取り）>、<第1号・要支援>は2割未満、<50歳以上>は約4割となっています。

【図表】3-42 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護（郵送） (n=1,260)	要介護（聞き取り） (n=119)	第1号・要支援 (n=138)	50歳以上 (n=207)
他の人の介護や子育て等をしている	18.0%	17.6%	15.2%	38.6%
他の人の介護や子育て等をしていない	77.2%	75.6%	70.3%	57.5%
無回答	4.8%	6.7%	14.5%	3.9%

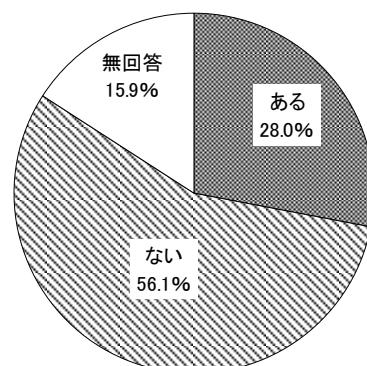
○介護者の希望する就業支援については、<要介護（郵送）>、<要介護（聞き取り）>ともに「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「制度を利用しやすい職場づくり」が上位3位に入っています。

【図表】3-43 介護者の希望する就業支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=517)	要介護（聞き取り）(n=50)
第1位	介護休業・介護休暇等の制度の充実	30.8%
第2位	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	28.8%
第3位	制度を利用しやすい職場づくり	24.4%
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援	20.9%
第5位	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない 特にない	4.5%
		18.0%
		16.0%

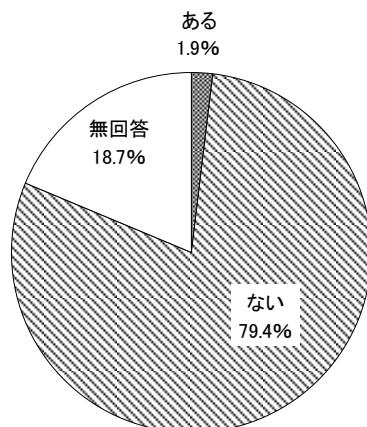
○<事業者>「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が28.0%となっています。

【図表】3-44 利用者家族のダブルケアの有無 (n=107)



○<事業者>ヤングケアラーの有無については、「ある」が1.9%となっています。

【図表】3-45 利用者家族のヤングケアラーの有無 (n=107)



④高齢者の権利擁護や虐待防止

○<事業者>高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組としては、「従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること」、「研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること」が7割を超えて多くなっています。

【図表】3-46 高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組（複数回答）

項目	事業者 (n=107)
従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること	78.5%
研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること	74.8%
他機関と連携すること	54.2%
利用者や家族の意識が変わること	38.3%
職員が利用者に関わる時間を確保すること	32.7%

〔主な課題等〕

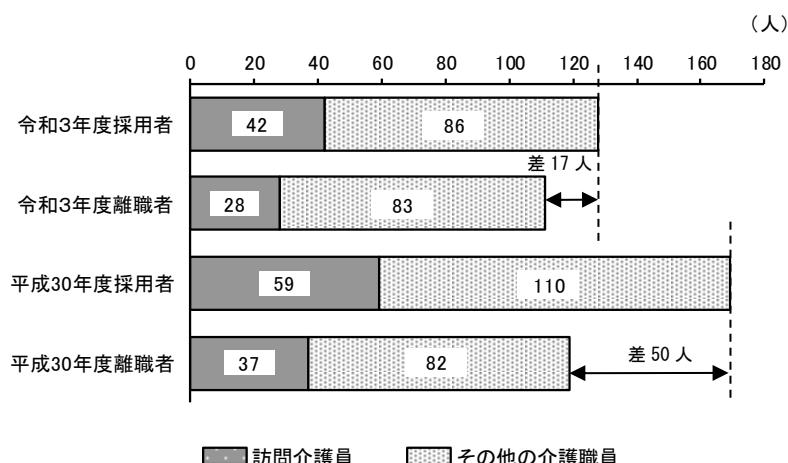
- ・高齢者や家族介護者が、適切に介護サービスを利用できる環境をつくること
- ・仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど様々な形で介護を担わなければならない家族への支援や、そのための関係機関の連携強化を図ること
- ・高齢者人口の増加を見据え、高齢者の権利擁護に関する周知啓発に努め、各関係機関が地域全体で高齢者への支援体制を推進すること
- ・高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制を強化すること

5) 介護人材について

①介護人材確保・育成・定着について（事業者）

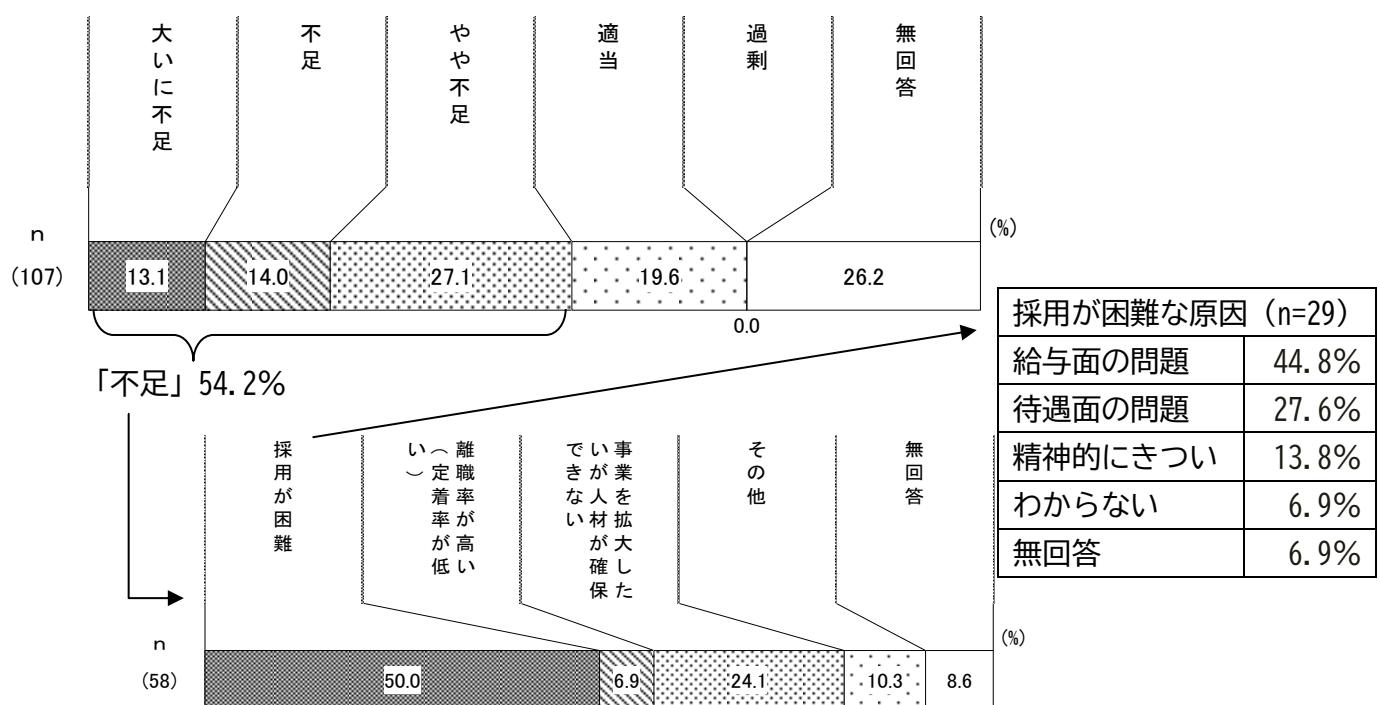
○1年間の採用者数については、<事業者>における令和3年度の従業員採用者数は128人（訪問介護員42、その他86）で、離職者数の111人（訪問介護員28、その他83）を上回っていますが、前回調査（平成30年度採用者数）から採用者数が大きく減少しています。

【図表】3-47 従業員採用者数と離職者数



○従業員の過不足状況について、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせた『不足』は、54.2%と半数を超えていました。『不足』と回答の事業者（58事業者）のうち、半数（29事業者）が「採用が困難」としています。

【図表】3-48 従業員の過不足状況



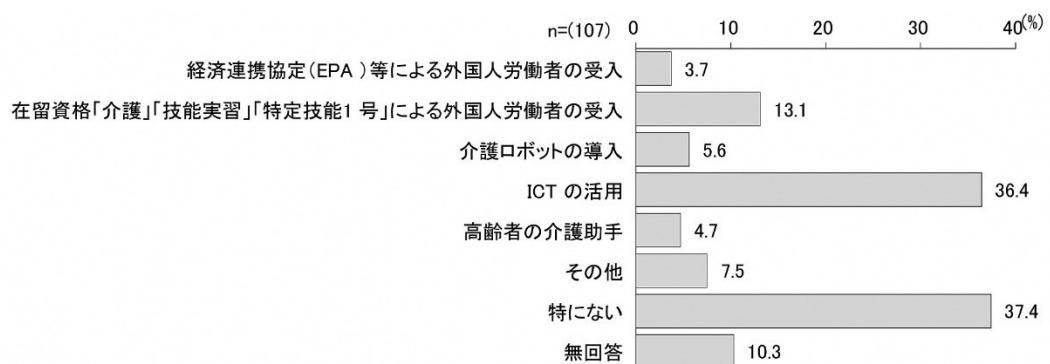
○<従事者>における介護人材確保に必要なことでは、「基本賃金の水準を引き上げる」が約8割で最も高く、続いて、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」と「キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする」が4割強、「資格取得手当などの諸手当を充実させる」と「人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす」が3割強となっています。

【図表】3-49 介護に携わる人材を増やすために必要なこと（複数回答、上位5位のみ）

項目	従事者 (n=470)
基本賃金の水準を引き上げる	80.4%
休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	43.0%
キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする	42.8%
資格取得手当などの諸手当を充実させる	32.3%
人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	32.3%

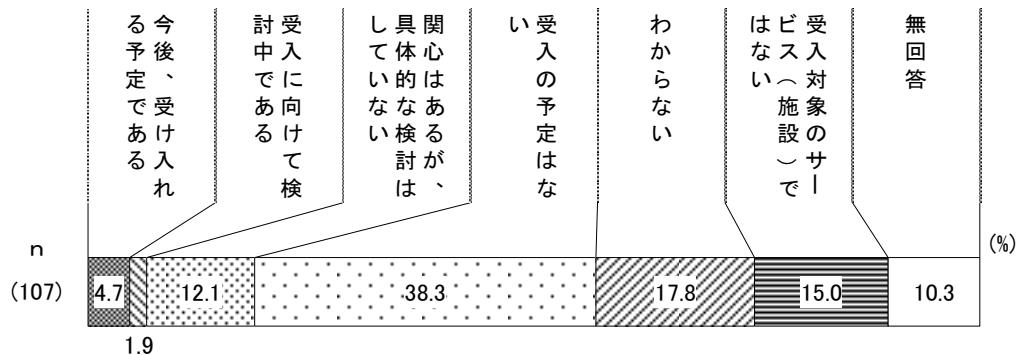
○<事業者>における今後取り組みたい人材確保策では、「特ない」を除くと、「ICTの活用」が最も高くなっています。

【図表】3-50 今後取り組みたい人材確保策（複数回答）



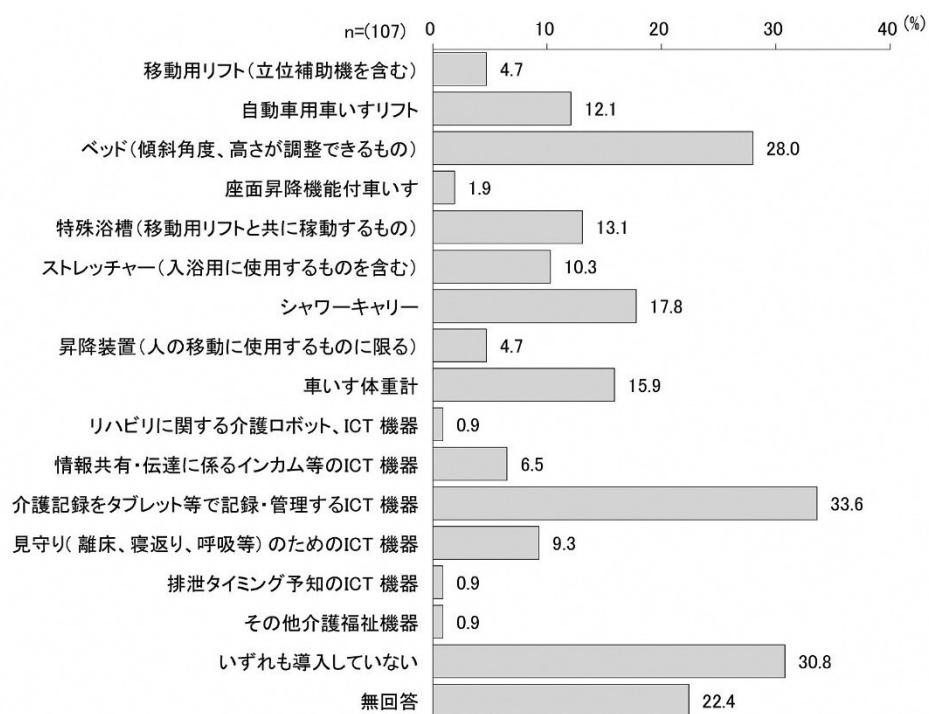
○<事業者>事業者におけるEPA（経済連携協定）、若しくは在留資格が創設されたこと等による外国人人材の受入予定については、「受入の予定はない」が4割弱で最も高くなっている一方、「今後、受け入れる予定である」、「受入に向けて検討中である」を合わせた『受け入れる方向』は、6.6%（7事業所）となっています。

【図表】3-51 今後の外国人人材の受入予定



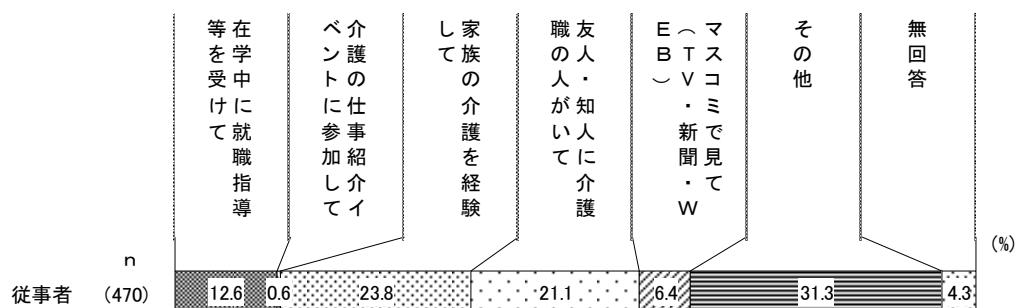
○<事業者>介護福祉機器の導入状況（導入しているもの）では、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」が3割を超え最も高く、以下、「ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの）」、「シャワーキャリー」、「車いす体重計」、となっている一方、「いずれも購入していない」が約3割となっています。

【図表】3-52 介護福祉機器の導入状況（複数回答）



○<従事者>介護の仕事に興味を持ったきっかけでは、「その他」を除くと、「家族の介護を経験して」、「友人・知人に介護職の人がいて」の順で高くなっています。

【図表】3-53 介護の仕事に興味を持ったきっかけ



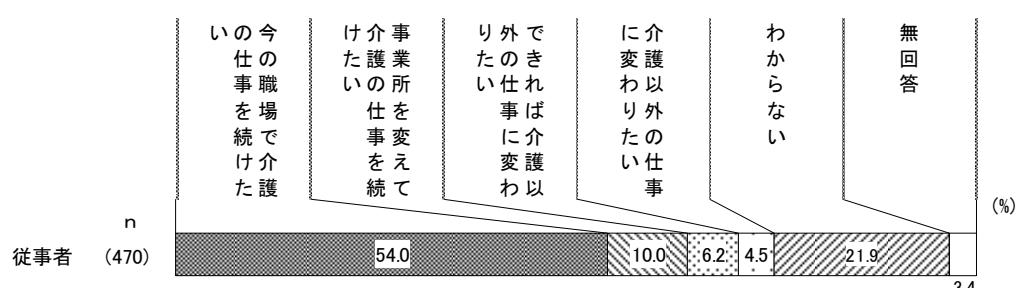
○<従事者>やりがい(働きがい)を感じることでは、「持っている資格が活かせている」、「利用者や家族から感謝されている」、「利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている」の順で高くなっています。

【図表】3-54 現在の職場でやりがい(働きがい)を感じること
(複数回答、上位5位のみ)

	項目	事業者 (n=107)
第1位	持っている資格が活かせている	44.7%
第2位	利用者や家族から感謝されている	43.6%
第3位	利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている	36.2%
第4位	経験・勤続年数を生かした働き方ができている	32.1%
第5位	職員間のコミュニケーションが適切にとられている	24.9%

○<従事者>介護の仕事の継続意向では、継続希望（「今の職場で介護の仕事を続けたい」、「事業所を変えて介護の仕事を続けたい」）が6割を超え、転職希望（「できれば、介護以外の仕事に変わりたい」、「介護以外の仕事に変わりたい」）が約1割、わからないが約2割となっています。

【図表】3-55 介護の仕事の継続意向



②人材の育成・定着のために有効なポイント

○<事業者>人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」が最も高く、続いて「給与・待遇」、「良好な従事者間のコミュニケーション」となっています。

【図表】3-56 人材の育成・定着のために有効だと思うポイント
(複数回答、上位5位のみ)

	項目	事業者 (n=107)
第1位	働きやすい職場環境	78.5%
第2位	給与・待遇	55.1%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	44.9%
第4位	研修の充実	23.4%
第5位	仕事のやりがい	22.4%

[主な課題等]

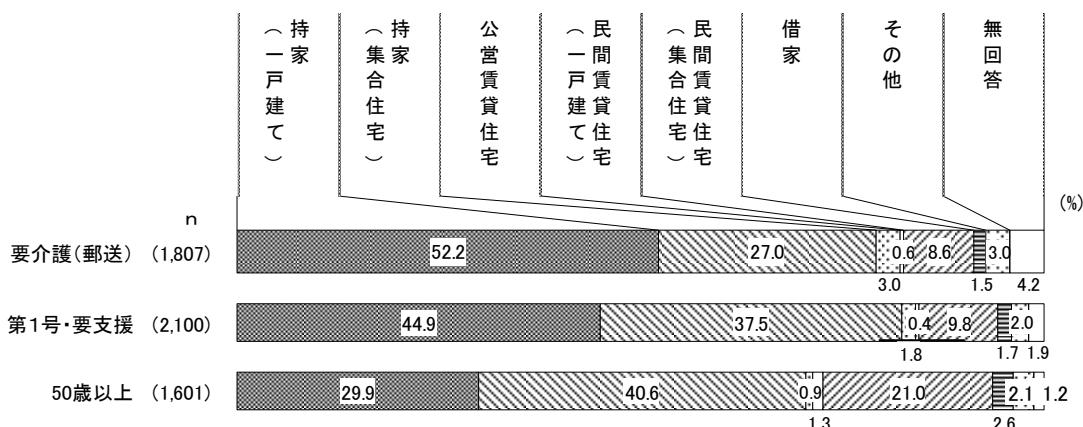
- ・学生、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等を行うこと
- ・人材育成支援等など、介護サービス事業所への人材確保・定着を支援すること
- ・従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者への支援をすること
- ・個人のスキルアップ、事業所の質向上のための研修機会の提供、参加支援を行うこと
- ・事業者と区との連携強化を図り、施策に反映させること

6) 住まいについて

①現在の住まいについて

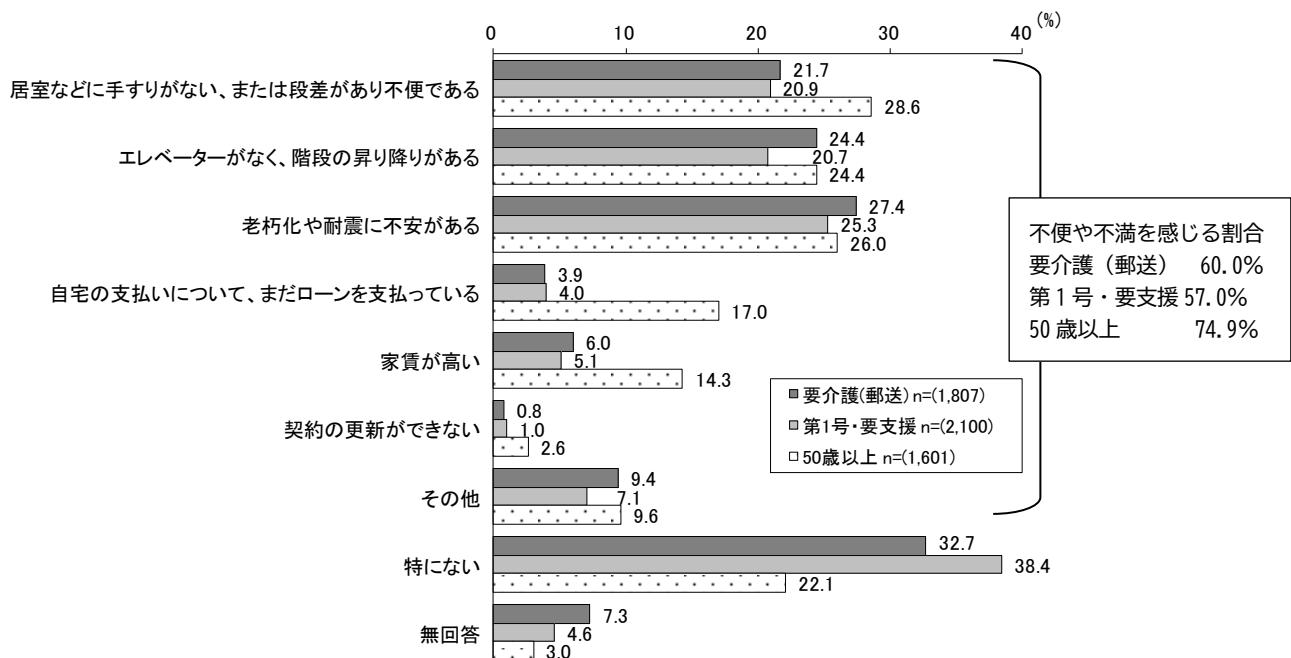
○住居形態については、いずれも「持ち家」が最も多く、「一戸建て」と「集合住宅」を合わせると、〈要介護（郵送）〉と〈第1号・要支援〉が約8割、〈50歳以上〉が約7割となっています。

【図表】3-57 住居形態



○住まいについて不便や不安を感じている割合（特にない、無回答を除いた割合）は、〈50歳以上〉が74.9%で最も多く、〈要介護（郵送）〉が60.0%、〈第1号・要支援〉が57.0%となっています。

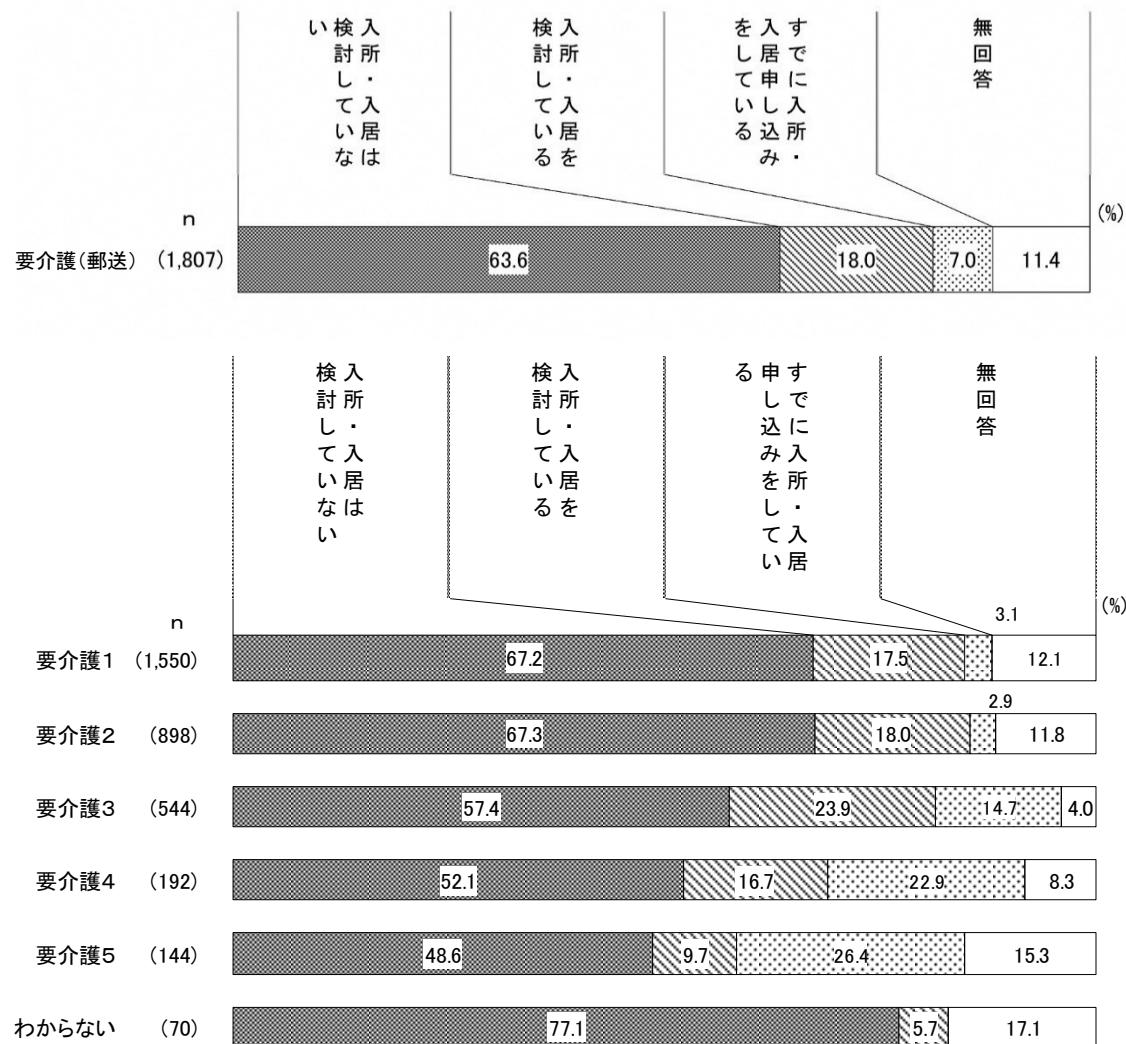
【図表】3-58 住まいについて不便や不安を感じていること（複数回答）



②施設等への入所・入居について

○<要介護（郵送）>の施設入所の検討状況では、要介護1～5で「入所・入居は検討していない」が最も多くなっています。また、要介護度が上がるほど「すでに入所・入居申し込みをしている」方の割合が高い傾向にあります。

【図表】3-59 施設入所の検討状況



[主な課題等]

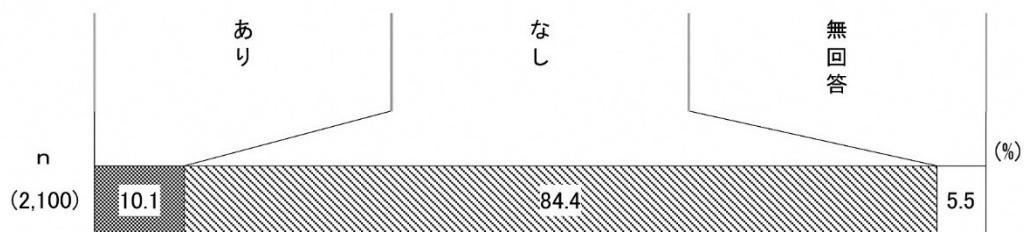
- ・住み慣れた地域において、自立して住み続けるため、適切な福祉用具の使用や住宅改修等の支援をすること
- ・賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など、高齢者の希望に沿った住まいを確保すること

7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

①日常生活について

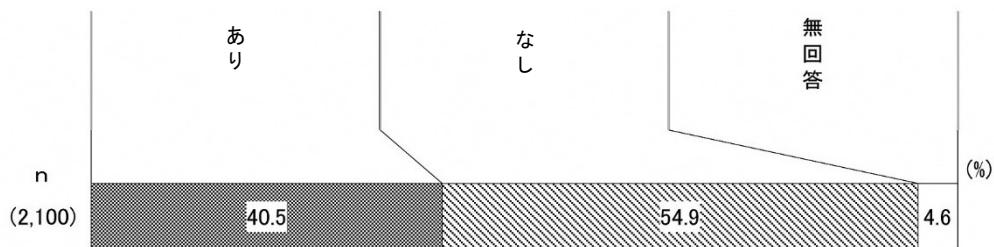
○<第1号・要支援>運動器の機能低下について、「あり」が約1割となっています。

【図表】3-60 運動器の機能低下



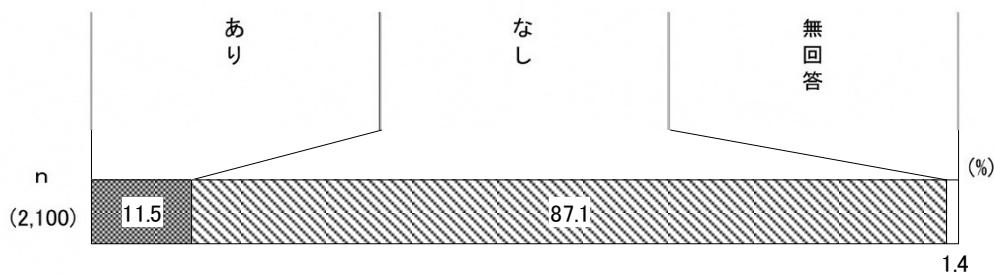
○<第1号・要支援>認知機能の低下について、「あり」が約4割となっています。

【図表】3-61 認知機能の低下



○<第1号・要支援>閉じこもり傾向について、「あり」が約1割となっています。

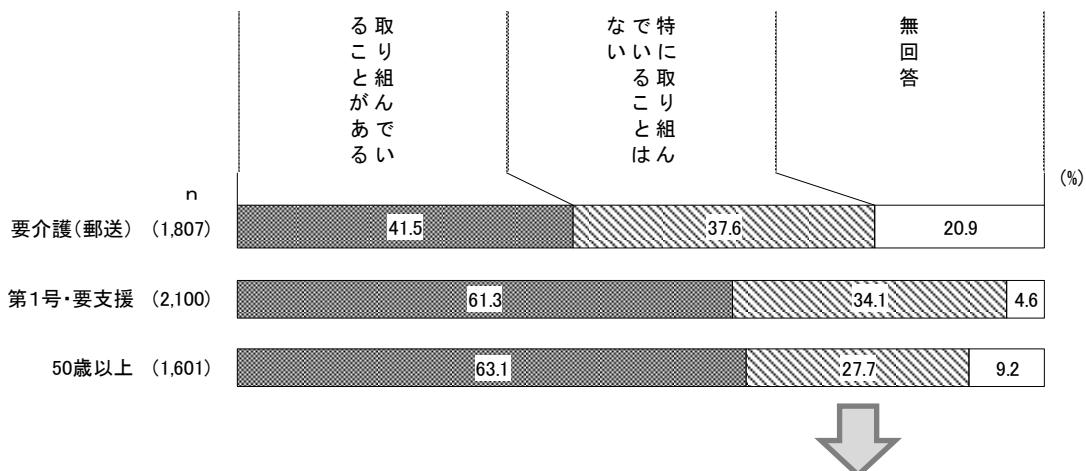
【図表】3-62 閉じこもり傾向



②健康増進・介護予防の取組について

○健康の維持・増進、介護予防に「取り組んでいることがある」と回答した割合は、〈第1号・要支援〉と〈50歳以上〉で6割を超えています。一方、〈要介護（郵送）〉では、約4割と、他の対象者に比べて低くなっています。

【図表】3-63 健康の維持・増進や介護予防のための取組



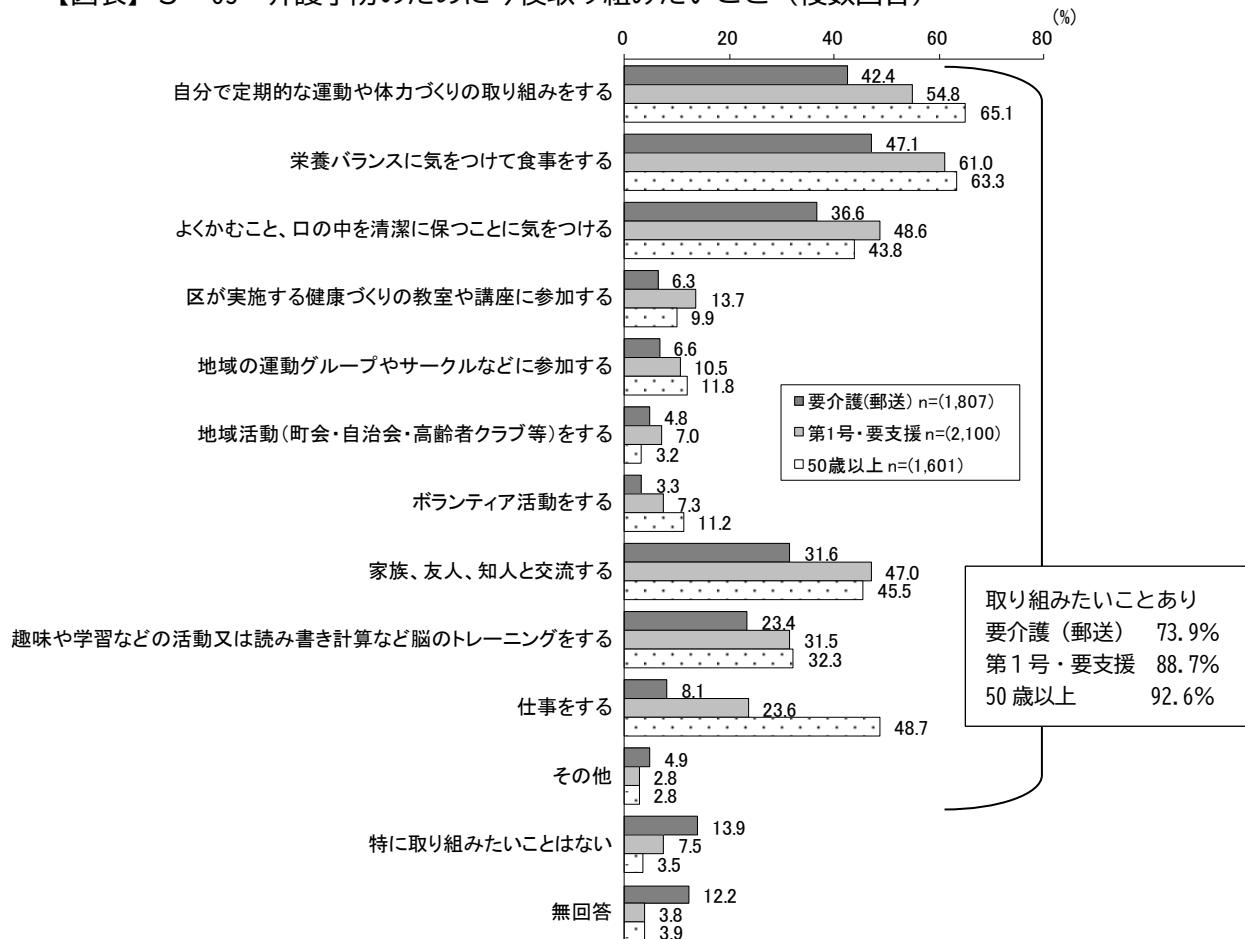
【図表】3-64 取り組んでいない主な理由

(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護（郵送） (n=680)		第1号・要支援 (n=717)		50歳以上 (n=443)	
第1位	面倒で気が進まないから	24.0%	仕事をしているから	25.0%	仕事をしているから	59.4%
第2位	もう少し体の状態に自信がなくなつてからでも遅くないから	16.3%	面倒で気が進まないから	21.1%	面倒で気が進まないから	25.3%
第3位	興味をもてないから	14.9%	もう少し体の状態に自信がなくなつてからでも遅くないから	17.9%	興味はあるが取り組み方がわからないうから	13.8%
第4位	仕事をしているから	9.4%	興味はあるが取り組み方がわからないうから	11.2%	もう少し体の状態に自信がなくなつてからでも遅くないから	13.1%
第5位	興味はあるが取り組み方がわからないうから		興味をもてないから	10.0%	ほかに自分のやりたいことがあるから	8.4%

○今後取り組みたいことについて、「ある」と回答した割合（特に取り組みたいことはない、無回答を除いた割合）は、〈50歳以上〉と〈第1号・要支援〉で約9割となっており、〈要介護（郵送）〉の約7割より高くなっています。

【図表】3-65 介護予防のために今後取り組みたいこと（複数回答）



[主な課題等]

- ・健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、健康寿命を延ばす取組につなげていくこと
- ・健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等につなぐこと
- ・高齢者の閉じこもりを防ぎ、現役引退後も健康的で張りのある生活を送ることができるよう、地域の居場所への参加を促し、地域で活躍できる就業など社会参画の場や機会を確保すること

第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年（2040年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

1 地域とともに支え合うしくみの充実

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになりますが重要です。

そのため、看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携を推進するとともに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスの確保や、地域の支援拠点としての（看護）小規模多機能型居宅介護、増加が見込まれる認知症高齢者と家族等を支援する認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るために、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になってしまふ減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

また、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

4 いざというときのための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めています。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

第5章

計画の体系と

計画事業

第5章 計画の体系と計画事業

1 計画の体系

【凡例】

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。
- 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地…地域福祉保健の推進計画 子…子育て支援計画 障…障害者・児計画 保…保健医療計画

大項目	小項目	計画事業
1 地域とともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1 ハートフルネットワーク事業の充実
		2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		3 地域ケア会議の運営
		4 小地域福祉活動の推進 ★
		5 地域づくり事業 ★
		6 参加支援事業 ★
		7 民生委員・児童委員による相談援助活動
		8 話し合い員による訪問活動
		9 みまもり訪問事業
		10 高齢者見守り相談窓口事業
		11 高齢者見守りあんしんI o T事業
		12 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		13 社会参加の促進事業
		14 シルバー人材センターの活動支援
		15 シルバーお助け隊事業への支援
		16 いきいきサポート事業の推進
		17 ボランティア活動への支援
		18 地域活動情報サイト
2 医療・介護の連携の推進	1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	保2-1-1
		2 在宅医療・介護連携推進事業
		3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	1 認知症に関する講演会	

3 認知症 施策の推進	2	認知症センター養成講座	
	3	認知症ケアパスの普及啓発	
	4	認知症地域支援推進員の設置	
	5	認知症支援コーディネーターの設置	
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
	7	認知症相談	
	8	認知症初期集中支援推進事業	
	9	認知症検診事業	
	10	認知症とともにパートナー事業	
	11	認知症とともにフォローアッププログラム	
	12	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	
	13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング	
	14	認知症の症状による行方不明者対策の充実	
	15	若年性認知症への取組	
	16	生活環境維持事業	
	17	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】	
4 家族介 護者への支 援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	子2-6-2
	2	認知症センター養成講座【再掲】	
	3	認知症初期集中支援推進事業【再掲】	
	4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】	
	5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】 ★	
	6	緊急ショートステイ	
5 相談体 制・情報提供 の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★	
	2	老人福祉法に基づく相談・措置	
	3	包括的相談支援事業 ★	地2-1-1
	4	多機関協働事業 ★	地2-1-2
	5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★	地2-1-3
	6	介護保険相談体制の充実	
	7	高齢者向けサービスの情報提供の充実	
	8	文京ユアストーリー	地2-1-17
	9	文京区版ひきこもり総合対策	地2-1-4
	10	ヤングケアラー支援推進事業	地2-1-5
	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地2-3-1

6 高齢者の権利擁護の推進	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	地2-3-2
	3	成年後見制度利用支援事業	地2-3-4
	4	法人後見の受任	地2-3-5
	5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	地2-3-6
	6	高齢者虐待防止への取組強化	
	7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目	計画事業	
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1 居宅サービス	
		2 施設サービス	
		3 地域密着型サービス	
		4 事業者への運営指導・集団指導	
		5 介護サービス情報の提供	
		6 公平・公正な要介護認定	
		7 主任ケアマネジャーの支援・連携	
		8 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
		9 生活保護受給高齢者支援事業	
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1 高齢者自立生活支援事業	
		2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
		3 院内介助サービス	
		4 高齢者訪問理美容サービス	
		5 高齢者紙おむつ支給等事業	
		6 ごみの訪問収集	
		7 歯と口腔の健康	
	3 介護サービス事業者への支援	1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営	
		2 ケアマネジャーへの支援	
		3 ケアプラン点検の実施	
		4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	地2-3-3
	4 介護人材の確保・定着への支援	1 介護人材の確保・定着に向けた支援	
		2 介護施設ワークサポート事業	
	5 住まい等の確保と	1 居住支援の推進	地2-1-11
		2 高齢者住宅設備等改造事業	

生活環境の整備	3	住宅改修支援事業	
	4	高齢者等住宅修築資金助成事業	障5-1-8
	5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備	
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
	7	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備【再掲】	
	8	公園再整備事業	地3-1-5
	9	文京区バリアフリー基本構想の推進	地3-1-2
	10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	地3-1-3
	11	バリアフリーの道づくり	地3-1-1

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	一般健康相談（クリニック）
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		5	文の京フレイル予防プロジェクト
		6	地域リハビリテーション活動支援事業
	3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	介護予防ケアマネジメントの実施
		3	生活支援体制整備事業 ★
		4	地域介護予防支援事業（通いの場） ★
	4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
		5	いきがいづくり世代間交流事業
		6	いきがいづくり文化教養事業

		7	いきがいづくり敬老事業	
		8	地域の支え合い体制づくり推進事業	地1-1-9
		9	福祉センター事業	
		10	長寿お祝い事業	
		11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計画事業	
4 いざと いうときの ための体制 づくり	1 避難行 動要支援者 等への支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
		6	被災者支援の仕組みづくり
	2 災害に 備える住環 境対策の推 進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置費用助成
	3 災害等 に備える介 護サービス 事業者への 支援	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に 関する情報提供

2 計画事業

- の事業は、進行管理対象事業です。

1 地域とともに支え合うしくみの充実

1-1 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者を始めとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	ハートフルネットワーク 協力機関数	団体	680	700

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。 また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。
担当	高齢福祉課

1－1－3 地域ケア会議の運営

事業概要	各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。 また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施します。 また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施します。

1－1－4 小地域福祉活動の推進 ★ (地 1－1－2)

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、住民主体の「通いの場」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。

1－1－5 地域づくり事業 ★ 新 (地1-1-1)

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。※令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としている方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

1－1－6 参加支援事業 ★ 新 (地1-2-1)

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。※令和7年度より事業実施予定
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1－1－7 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

1－1－8 話し合い員による訪問活動

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。
担当	高齢福祉課

1－1－9 みまもり訪問事業（地1-2-9）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポート）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。
担当	社会福祉協議会

1－1－10 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。
担当	高齢福祉課

1－1－11 高齢者見守りあんしんI・T事業 新

事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球又は扉センサーを設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。
担当	高齢福祉課

1－1－12 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

1－1－13 社会参加の促進事業

事業概要	概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

1－1－14 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	会員数	人	1,275	1,424
	就業実人員	人	1,031	1,154

1－1－15 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目 実施件数	単位 件	4年度実績 239	8年度 300

1－1－16 いきいきサポート事業の推進（地1－2－5）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対し、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目 新規登録利用会員数	単位 人	4年度実績 54	6年度 75	7年度 100	8年度 125

1－1－17 ボランティア活動への支援（地1－2－2）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。 また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。 さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。

1－1－18 地域活動情報サイト（地1－2－4）

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

1－2 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し、必要に応じて随時研修を開催します。さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1－2－1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2－1－1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	4年度実績	8年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	2	2

1－2－2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。
担当	高齢福祉課

1－2－3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課

1－3 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族の意向に寄り添い当事者の声を反映させた地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

1－3－1 認知症に関する講演会

事業概要	講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図ります。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	開催回数	回	8	4	4	4

1－3－2 認知症サポーター養成講座

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。 また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	年間サポーター養成数	人	765	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	17,330	19,000	20,000	21,000
	実践講座の参加者数	人	23	20	20	20

1－3－3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に寄り添う機器展（認PAKU）を実施します。					
担当	高齢福祉課					

1－3－4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。
担当	高齢福祉課

1－3－5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。
担当	高齢福祉課

1－3－6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

1－3－7 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。
担当	高齢福祉課

1－3－8 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課

1－3－9 認知症検診事業

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施します。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からアドバイスを行うほか、必要に応じて医療機関や、看護師による最長6か月間の支援等につなげます。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症検診普及啓発対象者	人	12,292	13,000	13,000	13,000

1－3－10 認知症ともにパートナー事業

事業概要	協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながができるよう、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。					
担当	高齢福祉課					

1－3－11 認知症ともにフォローアッププログラム

事業概要	認知症検診において、生活習慣の改善が必要な方を対象に、脳と体の健康や生活習慣の見直し等を啓発するプログラムを実施します。プログラムとして、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士による指導等を行います。					
担当	高齢福祉課					

1－3－12 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要	認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェに係る取組を推進します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症家族交流会	回	8	8	8	8
	介護者教室	回	8	8	8	8
	認知症カフェ	回	22	44	44	44

1－3－13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング 新

事業概要	認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、認知症本人との交流会等本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。
担当	高齢福祉課

1－3－14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図ります。 また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行います。

1－3－15 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等により若年性認知症の方へ支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術の向上を図ります。
担当	高齢福祉課

1－3－16 生活環境維持事業

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。
担当	高齢福祉課

1－3－17 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

事業概要	介護が必要な認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、食事や入浴などの介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けながら共同生活をする「認知症高齢者グループホーム」を整備します。 ※ 3年間の事業量については、2-1-3を参照
担当	介護保険課

1－4 家族介護者への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1－4－1 仕事と生活の調和に向けた啓発（子2-6-2）

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。
担当	総務課

1－4－2 認知症サポーター養成講座

【再掲 1－3－2 参照】

1－4－3 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1－3－8 参照】

1－4－4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1－3－12 参照】

1－4－5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1－5－1 参照】

1－4－6 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。
担当	介護保険課

1－5 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1－5－1 高齢者あんしん相談センターの機能強化 ★

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。
担当	高齢福祉課

1－5－2 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要	高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。 また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。
担当	高齢福祉課

1－5－3 包括的相談支援事業 ★ 新 (地2-1-1)

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

1－5－4 多機関協働事業 ★ 新 (地2-1-2)

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の 計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

1－5－5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ 新 (地2-1-3)

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

1－5－6 介護保険相談体制の充実

事業概要	区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。
担当	介護保険課

1－5－7 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要	高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。
担当	高齢福祉課

1-5-8 文京ユアストーリー（地2-1-17）

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。
担当	社会福祉協議会

1-5-9 文京区版ひきこもり総合対策（地2-1-4）

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ひきこもり支援センター相談件数	件	164	220	240	260
	STEP 事業相談件数	件	818	920	940	960
	STEP 事業支援メニュー利用件数	件	505	540	550	560

1-5-10 ヤングケアラー支援推進事業 新（地2-1-5）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	支援関係者やヤングケアラー本人向けのリーフレットを作成し、周知啓発を図るとともに、子ども・教育・福祉・保健医療等の様々な分野の関係者や地域の多様な主体を対象とした研修を行い、ヤングケアラー支援の事例等を通して、対応力向上を図ります。 また、ヤングケアラーの負担の軽減を図り、子どもらしく過ごせる時間と場を確保するため、関係機関と連携して本人の意向を踏まえた支援計画を作成し、本人及び家族全体に対する支援を行います。

1－6 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1－6－1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	件数	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用援助事業 契約件数	件	67	73	80	88
財産保全管理サービス契約 件数	件	14	15	16	17	

1－6－2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地2-3-2）

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。					
担当	社会福祉協議会					

1－6－3 成年後見制度利用支援事業（地2-3-4）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	福祉政策課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立て費用助成	件	0	1	2	2
成年後見等報酬助成	件	24	26	27	28	

1－6－4 法人後見の受任 (地2-3-5)

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	法人後見受任数	人	7	7	8	8

1－6－5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 (地2-3-6)

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を維持します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関との検討・調整を図ります。

1－6－6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。
担当	高齢福祉課

1－6－7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行います。
担当	経済課

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2－1 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

2－1－1 居宅サービス

事業概要	要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供します。
担当	介護保険課

2－1－2 施設サービス

事業概要	在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え、長期の療養を行うための介護医療院に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供します。
担当	介護保険課

2-1-3 地域密着型サービス⁸

事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。			
担当	介護保険課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	小規模多機能型居宅介護 ⁹	か所	5	6
認知症高齢者グループホーム ¹⁰		か所	9	10

2-1-4 事業者への運営指導・集団指導

事業概要	介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。
担当	介護保険課

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。
担当	高齢福祉課、介護保険課

2-1-6 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。
担当	介護保険課

⁸ 地域密着型サービス　急速に進む高齢化を背景に、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護サービス。原則、区民のみが利用できる。

⁹ 小規模多機能型居宅介護　通所を中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

¹⁰ 認知症高齢者グループホーム　介護保険法上の認知症対応型共同生活介護のこと。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

2－1－7 主任ケアマネジャーの支援・連携

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行います。					
担当	高齢福祉課、介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	主任ケアマネジャー向け研修	回	1	1	1	1

2－1－8 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査します。					
担当	介護保険課					

2－1－9 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。					
担当	生活福祉課					

2－2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るために、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2－2－1 高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるよう、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。					
担当	高齢福祉課					

2－2－2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。
担当	高齢福祉課

2－2－3 院内介助サービス

事業概要	介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。
担当	介護保険課

2－2－4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。
担当	高齢福祉課

2－2－5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	要介護3以上に認定され、身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。(65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。)
担当	高齢福祉課

2－2－6 ごみの訪問収集

事業概要	①満65歳以上の世帯／②障害者の世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方の世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3ヶ月程度までの妊娠中の世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。
担当	文京清掃事務所

2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。 また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。
担当	健康推進課

2-3 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

事業概要	介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。 また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。					
担当	介護保険課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	事業者連絡協議会	回	2	2	2	2
事業者部会 (委託・訪問・通所・施設)	事業者部会 (委託・訪問・通所・施設)	回	8	8	8	8

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。
担当	高齢福祉課

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。
担当	介護保険課

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

2-4 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、啓発番組の配信、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行います。 さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象とした研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。																																				
担当	介護保険課																																				
3年間の 計画事業量	<table><thead><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>4年度 実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護施設従事職員住宅費補助</td><td>人</td><td>53</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>介護職員初任者研修受講費用補助</td><td>人</td><td>9</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr><tr><td>介護職員実務者研修受講費用補助</td><td>人</td><td>5</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>外国人介護職員採用補助</td><td>人</td><td>4</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td>介護支援専門員研修費用補助</td><td>人</td><td>-</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr></tbody></table>	項目	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度	介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60	介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15	介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10	外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12	介護支援専門員研修費用補助	人	-	60	60	60
項目	単位	4年度 実績	6年度	7年度	8年度																																
介護施設従事職員住宅費補助	人	53	60	60	60																																
介護職員初任者研修受講費用補助	人	9	15	15	15																																
介護職員実務者研修受講費用補助	人	5	10	10	10																																
外国人介護職員採用補助	人	4	12	12	12																																
介護支援専門員研修費用補助	人	-	60	60	60																																

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要	シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。 また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。
担当	高齢福祉課

2-5 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進（地2-1-11）

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮をする者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。
担当	福祉政策課

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。
担当	介護保険課

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。
担当	介護保険課

2-5-4 高齢者等住宅修築資金助成事業（障5-1-8）

事業概要	①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する者であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること 上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。												
担当	住環境課												
3年間の計画事業量	<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>4年度実績</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者等住宅修築資金助成</td><td>件</td><td>10</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td></tr></tbody></table>	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	高齢者等住宅修築資金助成	件	10	12	12	12
項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度								
高齢者等住宅修築資金助成	件	10	12	12	12								

2-5-5 高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

事業概要	施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。
担当	介護保険課
3年間の計画事業量	小日向二丁目国有地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備します。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
担当	介護保険課
3年間の 計画事業量	文京白山の郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施します。文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していきます。

2-5-7 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

【再掲 1-3-17 参照】

2-5-8 公園再整備事業（地3-1-5）

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	公園再整備	園	4	1	3	4

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進（地3-1-2）

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地3-1-3）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

2-5-11 バリアフリーの道づくり（地3-1-1）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	15.0	20.0	22.5	25.0

3 健康で豊かな暮らしの実現

3-1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めています。

3-1-1 一般健康相談（クリニック）（保1-8-1）

事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。					
担当	保健サービスセンター					

3-1-2 健康診査・保健指導（保1-1-3）

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。					
担当	健康推進課、国保年金課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度		
	特定健康診査受診率	%	43.5	45.4		

特定保健指導実施率（終了率）	%	14.5	16.8		
----------------	---	------	------	--	--

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施します。					
担当	スポーツ振興課					

3－1－4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要	外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。
担当	生活衛生課

3－1－5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要	ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行ってています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

3－2 フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

3－2－1 短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

3－2－2 介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない 75 歳以上 85 歳以下のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

3-2-3 介護予防普及啓発事業

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。				
担当	高齢福祉課				
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度	
	参加者数	人	3,111	3,140	

3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。				
担当	高齢福祉課				

3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポートー」が中心となって主体的に運営します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	フレイルサポートー養成講座受講者	人	16	16	16	16
	フレイルチェック参加者	人	346	350	350	350

3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。					
担当	高齢福祉課					

3－3　日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

3－3－1　訪問型・通所型サービス

事業概要	高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供します。
担当	介護保険課

3－3－2　介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要	要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。
担当	高齢福祉課

3－3－3　生活支援体制整備事業 ★

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

3－3－4　地域介護予防支援事業（通いの場） ★

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。
担当	社会福祉協議会

3-4 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者を中心とした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。
担当	アカデミー推進課

3-4-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

事業概要	高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施します。
担当	アカデミー推進課

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
担当	アカデミー推進課

3-4-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行います。このような、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

3-4-5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。
担当	高齢福祉課

3-4-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、はつらつ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。
担当	高齢福祉課

3-4-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。
担当	高齢福祉課

3-4-8 地域の支え合い体制づくり推進事業（地1-1-9）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	ふれいあいいきいきサロン設置数	か所	146	148	150	152

3-4-9 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。					
担当	高齢福祉課（指定管理者）					

3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。					
担当	高齢福祉課					

3－4－11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。
担当	高齢福祉課

4 いざというときのための体制づくり

4－1 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4－1－1 避難行動要支援者への支援（地3－4－2）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災課、予防対策課

4－1－2 災害ボランティア体制の整備（地3－4－3）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。
担当	社会福祉協議会
3年間の 計画事業量	発災時に、災害ボランティアセンターの設置・運営に係るスタッフが混乱することなく復興支援に携われるよう、被災地の最新情報等を参考にしながら、隨時、マニュアル等の更新を図ります。

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	8年度
	設置人数	人	7,545	8,716

4-1-4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。
担当	高齢福祉課

4-1-5 福祉避難所の拡充（地3-4-4）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

4-1-6 被災者支援の仕組みづくり（地3-4-5）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災課、福祉政策課

4-2 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4-2-1 耐震改修促進事業（地3-4-5）

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇します。
担当	地域整備課

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成（地3-4-6）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器具 設置助成数	件	114	200	200	200

4-3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。
担当	介護保険課

[資料]計画の体系と計画事業の全体図

[基本目標][大項目(施策の方向性)][小項目(施策の分野)]

[計画事業]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現します

1 地域でともに支え合うしくみの充実

- (1) 高齢者等による支え合いのしくみの充実
 - ハートフルネットワーク事業の充実 ○文京区地域包括ケア推進委員会の運営 ○地域ケア会議の運営 ○小地域福祉活動の推進
 - 地域づくり事業 ○参加支援事業 ○民生委員・児童委員による相談援助活動 ○話し合い員による訪問活動 ○みまもり訪問事業
 - 高齢者見守り相談窓口事業 ○高齢者見守りあんしんI.T事業 ○高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援 ○社会参加の促進事業
 - シルバー人材センターの活動支援 ○シルバーお助け隊事業への支援 ○いきいきサポート事業の推進 ○ボランティア活動への支援
 - 地域活動情報サイト
- (2) 医療・介護の連携の推進
 - 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
- (3) 認知症施策の推進
 - 認知症に関する講演会 ○認知症サポート養成講座 ○認知症ケアパスの普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置
 - 認知症支援コーディネーターの設置 ○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症相談 ○認知症初期集中支援推進事業
 - 認知症検診事業 ○認知症とともにパートナー事業 ○認知症とともにフォローアッププログラム ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
 - 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○若年性認知症への取組
 - 生活環境維持事業 ○地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム)の整備
- (4) 家族介護者への支援
 - 仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症サポート養成講座(再掲) ○認知症初期集中支援推進事業(再掲)
 - 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ(再掲) ○高齢者あんしん相談センターの機能強化(再掲) ○緊急ショートステイ
- (5) 相談体制・情報提供の充実
 - 高齢者あんしん相談センターの機能強化 ○老人福祉法に基づく相談・措置 ○包括的相談支援事業 ○多機関協働事業
 - アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ○介護保険相談体制の充実 ○高齢者向けサービスの情報提供の充実 ○文京ユアストーリー
 - 文京区版ひきこもり総合対策 ○ヤングケアラー支援推進事業
- (6) 高齢者の権利擁護の推進
 - 福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任
 - 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 ○高齢者虐待防止への取組強化 ○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

- (1) 介護サービスの充実
 - 居宅サービス ○施設サービス ○地域密着型サービス ○事業者への運営指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供
 - 公平・公正な要介護認定 ○主任ケアマネジャーの支援・連携 ○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
 - 生活保護受給高齢者支援事業
- (2) ひとり暮らし・身体状況が低下した高齢者等への支援
 - 高齢者自立生活支援事業 ○高齢者日常生活支援用具の給付等事業 ○院内介助サービス ○高齢者訪問理美容サービス
 - 高齢者紙おむつ支給等事業 ○ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康
- (3) 介護サービス事業者への支援
 - 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施 ○福祉サービス第三者評価制度の利用促進
- (4) 介護人材の確保・定着への支援
 - 介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業
- (5) 住まい等の確保と生活環境の整備
 - 居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改造事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者等住宅修築資金助成事業
 - 高齢者施設(特別養護老人ホーム)の整備 ○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
 - 地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム)の整備 ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進
 - 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○バリアフリーの道づくり

3 健康で豊かな暮らしの実現

- (1) 健康づくりの推進
 - 一般健康相談(クリニック) ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業
 - 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援
- (2) フレイル予防・介護予防の推進
 - 短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○介護予防ボランティア指導者等養成事業
 - 文京フレイル予防プロジェクト ○地域リハビリテーション活動支援事業
- (3) 日常生活支援の推進
 - 訪問型・通所型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○生活支援体制整備事業 ○地域介護予防支援事業(通いの場)
- (4) 生涯学習と地域交流の推進
 - アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミア講座(高齢者大学) ○生涯にわたる学習機会の提供
 - 高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援 ○いきがいづくり世代間交流事業 ○いきがいづくり文化教養事業 ○いきがいづくり敬老事業
 - 地域の支え合い体制づくり推進事業 ○福祉センター事業 ○長寿お祝い事業 ○シルバーセンター等活動場所の提供

4 いざというときのための体制づくり

- (1) 避難行動要支援者等への支援
 - 避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充
 - 被災者支援の仕組みづくり
- (2) 災害に備える住環境対策の推進
 - 耐震改修促進事業 ○家具転倒防止器具設置費用助成
- (3) 災害等に備える介護サービス事業者への支援
 - 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

第6章

地域包括ケア システムの推進

第6章 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つながる」、「(地域で) みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

1) 重点的取組事項

①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア) フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、地域団体と連携し、ＩＣＴを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ) 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフ

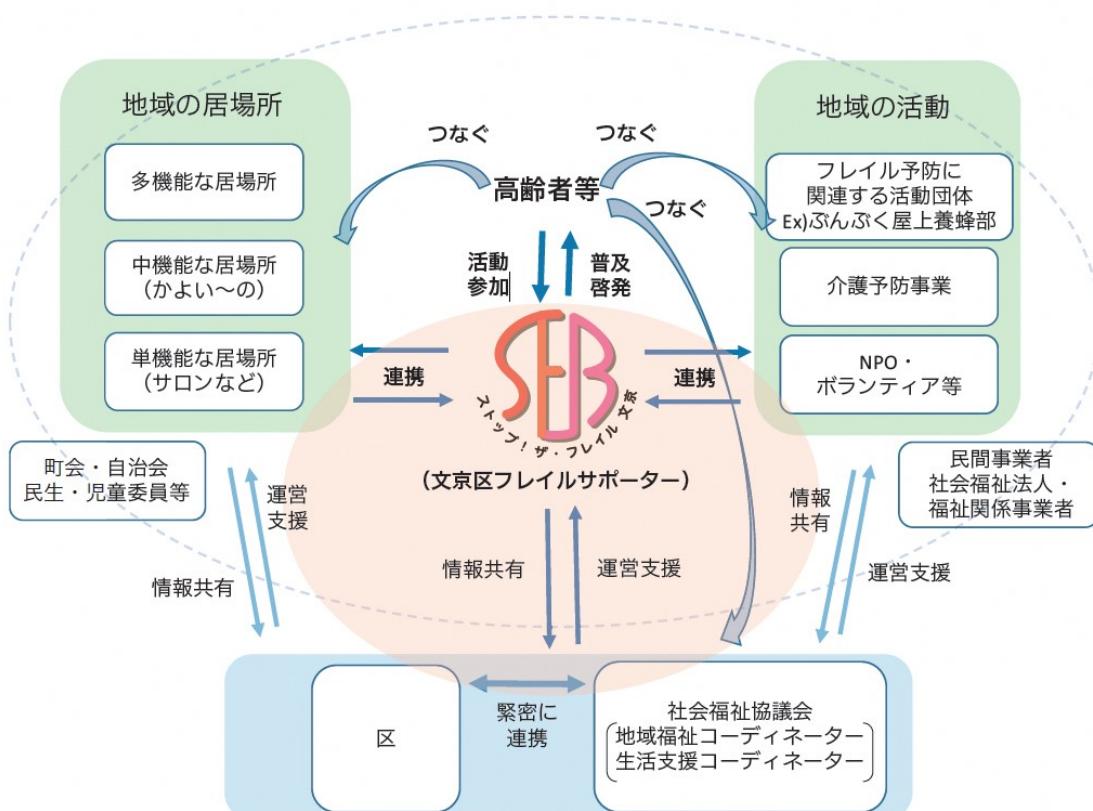
フレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援するとともに、地域の居場所などにおけるフレイルサポーターの自主的な関わりも促しながら、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拓げる活動を推進します。

ウ) 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

【図表】 6－1 フレイル予防の展開イメージ



【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について】

住み慣れた地域で自立した生活ができる期間を延ばし、QOL（生活の質）を維持向上させるためには、高齢者一人ひとりに合わせたきめ細かな支援が必要です。

令和元年5月に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月に施行されました。

この法改正では、高齢者保健事業について、国民健康保険の保健事業や介護保険の介護予防事業（地域支援事業）と一体的に実施するための規定が整備されました。

高齢者的心身の多様な課題に対応するため、文京区では、令和6年度より、地域全体の事業の企画・調整を行う医療専門職が中心となって、高齢者の医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者が抱える健康課題を整理・分析し、健康課題のある高齢者への個別的な支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等も活用したフレイル予防・介護予防（ポピュレーションアプローチ）の取組を推進します。

②地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者本人が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、社会とのつながりづくりに向けた支援の充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域において世代や属性を超えて交流できる居場所づくりの取組を推進します。

ア) 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体

の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場（かよい～の）等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ウ) 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

③認知症施策の推進

共生社会の実現の推進を目的とした認知症基本法が成立したことを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

また、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

さらに、認知症高齢者グループホームを始めとする地域密着型サービスの整備を進め、介護が必要になった認知症の方及びその家族の生活を支えます。

ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人や介護者である家族が自ら語る言葉など、認知症の本人や家族の視点を重視した情報発信の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の取組を推進します。

イ) 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター（看護師）

等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォローワー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ) 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

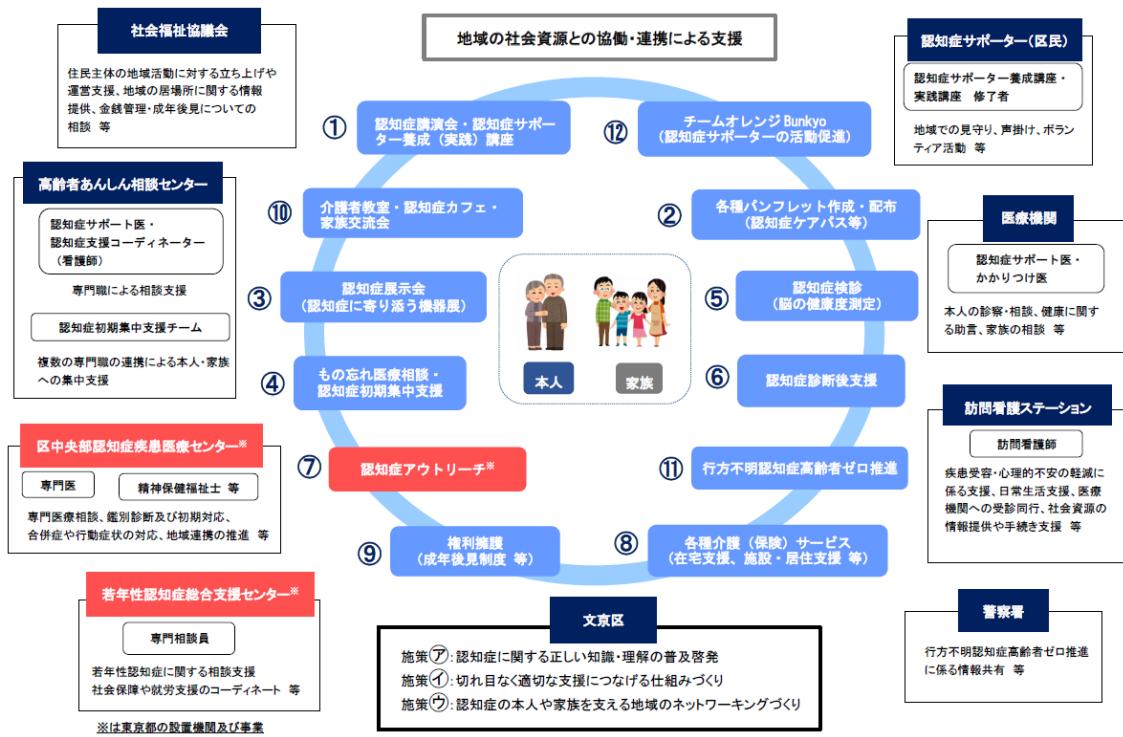
認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的に開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるとともに、認知症の本人等が生きがいを持って地域で主体的に暮らせるための取組を推進します。

エ) 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

認知症の本人が、家庭的な環境のもと地域住民との交流を通じ自立した日常生活を送ることを目的とした認知症高齢者グループホームを始め、地域密着型サービスの整備を推進します。

【図表】6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ(上段)



【図表】6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ(下段)



④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護・保健情報へのアクセスを向上させるため、在宅ケアに関する地域の拠点となる機能の充実を図るとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア) 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実

人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りも含め、在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催します。また、身近な地域における日常的な医療の提供を行うかかりつけ医の役割は重要であるため、かかりつけマップの作成等により情報提供の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

イ) 在宅ケアに関する地域の拠点の整備

区民からの医療・介護・保健に関する相談対応や、区民及び医療・介護専門職向けの在宅医療や病気予防に関する講座開催など、在宅ケアに関する地域交流の起点となる機能の整備を行います。

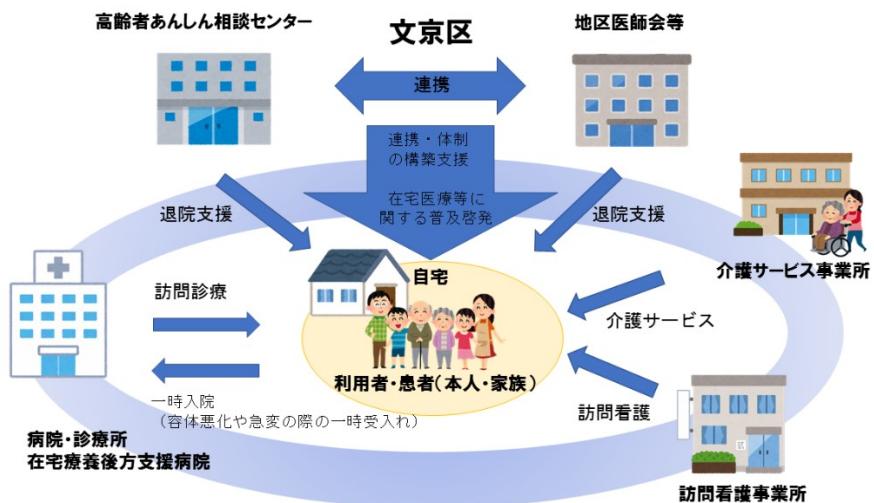
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につながる取組を推進します。

ウ) 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりを推進します。

【図表】6-3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、子ども分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制を構築します。

ア) 適切な人員体制の確保

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするために、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設を整備します。

さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ) 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

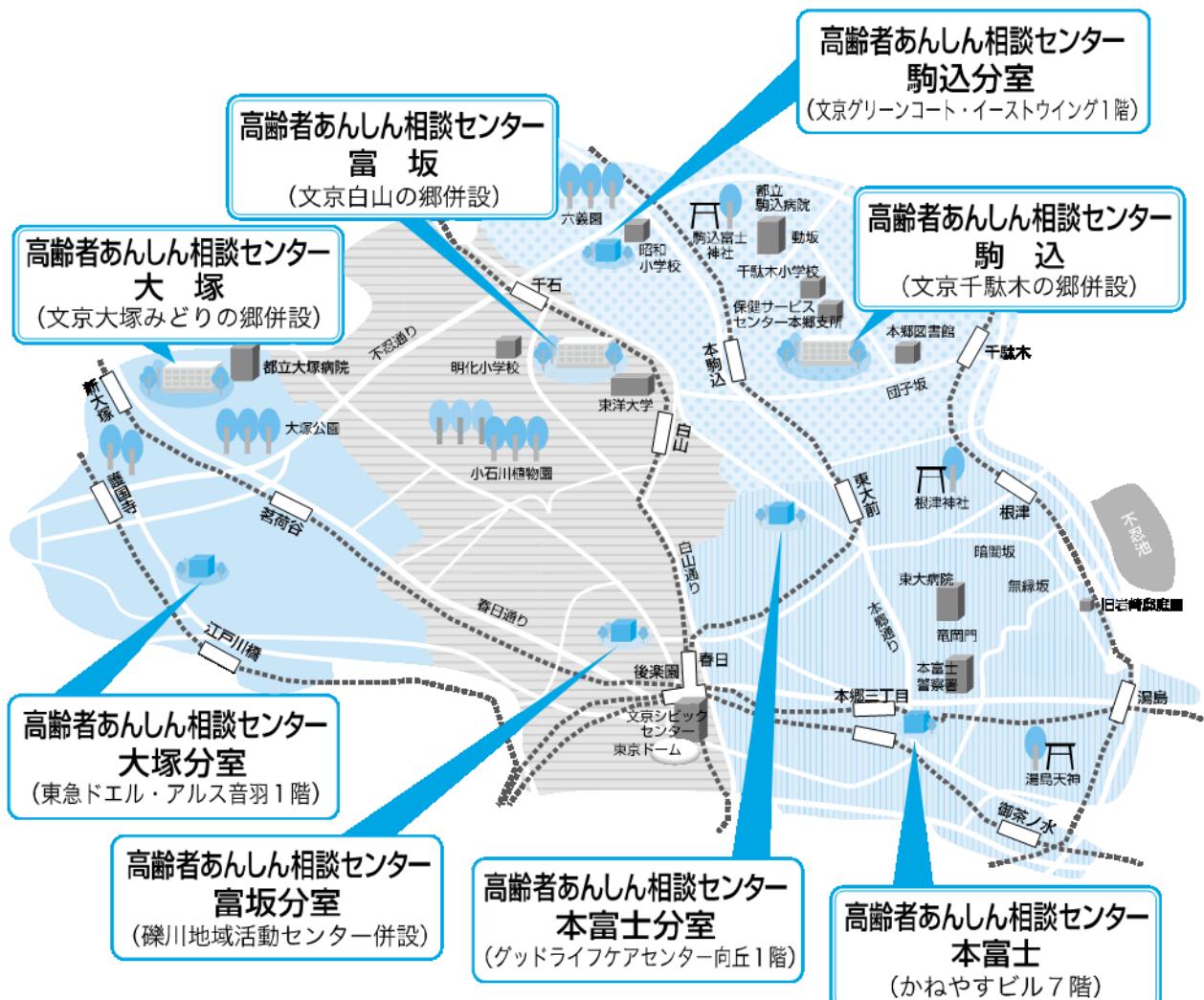
さらに、複雑化・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ) 他の相談支援機関との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生委員・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携体制の構築を図ります。

【図表】 6－4 高齢者あんしん相談センターの所在地



日常生活圏域	名 称	所在地
富 坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大 塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	本郷二丁目40番11号
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	西片二丁目19番15号
駒 込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「文京区居住支援協議会」を運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピアの公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア) 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保

高齢者の住まいを確保するため、入居者に対する見守りサービスを提供することで、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナー等の不安解消と住宅提供への理解を促進し、区内不動産店及び住宅オーナーの協力を得ながら、すまいる住宅登録事業における民間賃貸住宅の登録を促進します。

また、住まいの協力店と連携して、高齢者に対して適切な情報提供を行います。

イ) 文京区居住支援協議会の運営

区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会において、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、地域の人口推計、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを把握及び分析し、多様な関係団体との連携による居住支援を検討します。

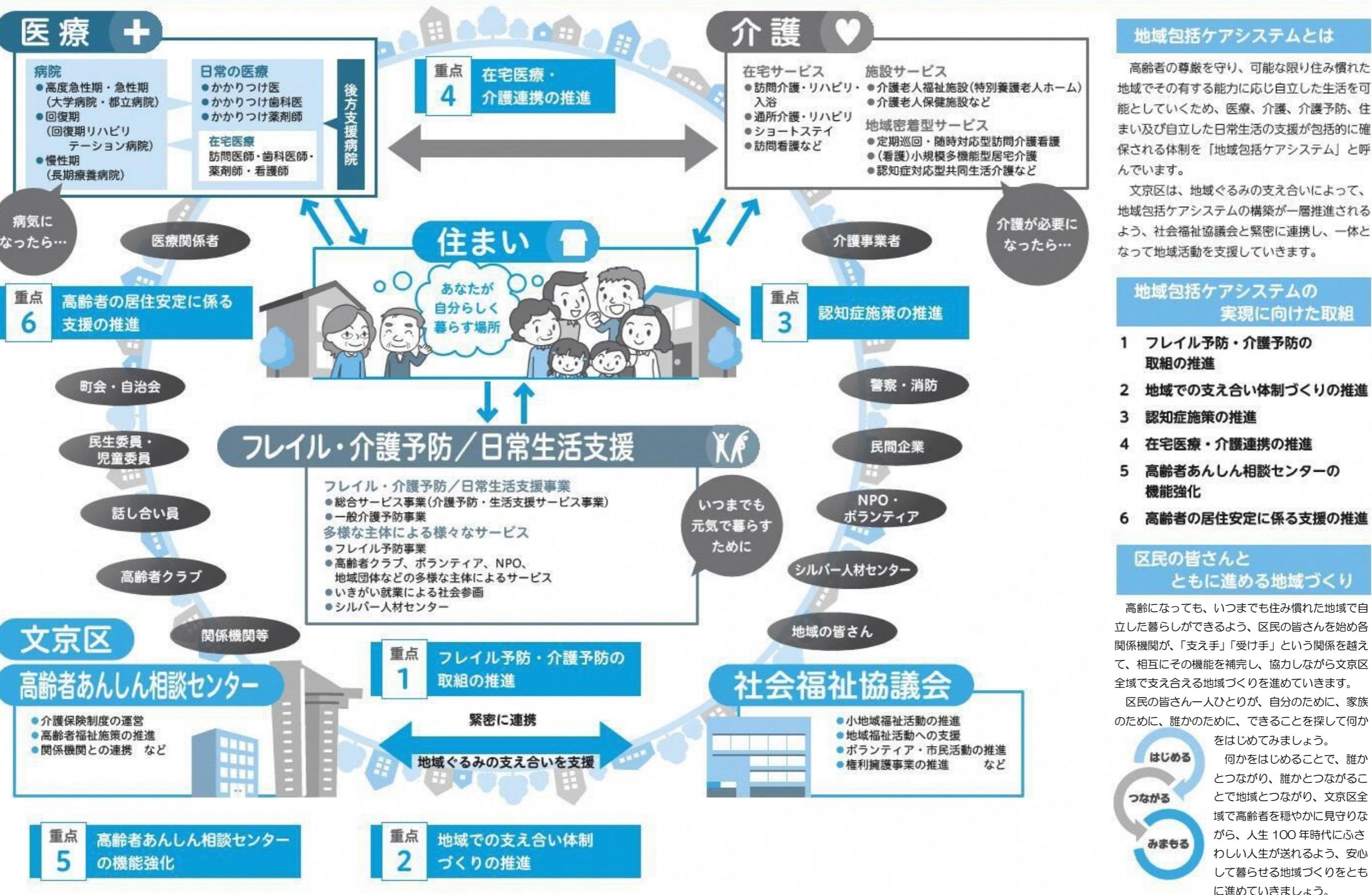
ウ) 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピアの適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう生活相談や生活支援を行います。

また、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図るため、都営住宅の募集に関する情報提供を適切に行います。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案)

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ



第7章

地域支援事業の推進

第7章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

【図表】7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ★ ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 ★ (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 ★ (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	① 納付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2) 家族介護支援事業	① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業 ③ 認知症サポーター養成講座

2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う

「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

①訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができます。ことを目指し、支援を行います。

【図表】7-2 訪問型サービス (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
訪問型サービス	4,546	4,420	4,473	4,798	4,798	4,798

②通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】7-3 通所型サービス

(人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
通所型サービス	7,448	7,110	7,507	8,058	8,058	8,058

③短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】7-4 短期集中予防サービス

(人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	137	136	288	300	300	300
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	17	26	42	60	60	60
訪問型プログラム事業	0	1	2	2	2	2
合計	154	163	332	362	362	362

④介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センター等は、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】7-5 介護予防ケアマネジメント (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
介護予防ケアマネジメント	6,795	6,499	6,971	7,271	7,271	7,271

2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】7-6 介護予防把握事業 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
調査票発送者数	11,841	6,959	7,595	8,000	8,000	8,000
調査票有効回答者数	8,162	4,746	4,965	5,000	5,000	5,000
短期集中予防サービス対象者数	2,093	1,212	1,227	1,200	1,200	1,200

※対象者（介護認定を受けていない方で、当該年4月1日現在の年齢に基づき決定）

令和3年度：75歳以上85歳以下の方

令和4年度以降：75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方

¹¹ 基本チェックリスト 要介護状態とならず、元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

②介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】7-7 介護予防普及啓発事業 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操	632	692	562	585	585	585
介護予防教室	1,206	1,687	2,481	1,715	1,715	1,715
介護予防講演会	95	163	200	200	200	200
出前講座	73	23	10	40	40	40
介護予防展	436	546	600	600	600	600
合 計	2,442	3,111	3,803	3,140	3,140	3,140

③地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】7-8 介護予防ボランティア指導者等の登録者数及び新規養成者数 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
文の京介護予防体操推進リーダー	81	83	86	10	10	10
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	25	30	33	5	5	5
合 計	106	113	119	15	15	15

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場（かよい～の）への運営支援を行います。

【図表】7-9 通いの場への運営支援 (団体)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
通いの場運営団体数	26	28	32	34	36	38

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら、地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し、改善の方向性の助言などを行います。

3 包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和4年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の21.6%に当たる9,414人に対し、延べ39,973件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を担う文京区地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するようにしています。

【図表】7-10 高齢者あんしん相談センター総合相談業務 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	8年度
高齢者人口	43,663	43,608	43,638	45,614
相談実人数	9,479	9,414	9,978	11,882
総相談件数	37,183	39,973	42,559	46,809
電話	19,913	21,282	22,346	25,867
訪問	8,491	9,844	10,010	10,652
来所	6,449	7,400	7,429	7,516
その他	2,330	1,447	2,774	2,774

※高齢者人口は、令和3年度～令和5年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和8年度は推計。

※令和5年度の相談実人数及び総相談件数は見込み。

※総相談件数及び内訳は、延べ人数。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で記載しています。

2) 在宅医療・介護連携の推進

3) 認知症施策の推進

4) 生活支援体制整備事業（地域での支え合い体制づくりの推進）

5) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業

①給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報謝の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

②介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。また、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

さらに、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2)③ケアプラン点検の実施」及び「2 3)①事業者に対する指導監督」の中で記載しています。

【図表】7-11 介護給付等費用適正化事業

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
給付費通知（件）	14,646	14,891	15,554	16,200	16,200	16,200
事業者指導事業（回）	13	16	30	30	30	30

2) 家族介護支援事業

①認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として、認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】7-12 認知症家族交流会及び認知症介護者教室 (回)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症家族交流会及び認知症 介護者教室	16	16	16	16	16	16

②認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等の外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ おでかけ見守りシールの配付

「ただいま！支援登録」の登録者に行方不明発見時に、24時間365日、区や警察を経由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取り合えるQRコード付きステッカー・シールを配布します。

工 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

才 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

力 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込みに関わる経費の助成を行います。

3) その他事業

①成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がいない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

②住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジヤーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じ、「住宅改修が必要な理由書(以下「理由書」という。)」を作成します。

また、ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】7-13 住宅改修支援事業 (件)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
住宅改修支援事業（補助）	39	36	40	60	60	60

③認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。

詳しくは、「第5章 2 計画事業」の1－3－2 「認知症サポーター養成講座」において記載しています。

【図表】7-14 認知症サポーター養成講座 (人)

区分	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認知症サポーター養成講座	647	765	700	1,000	1,000	1,000
文京区サポーター総数	16,565	17,330	18,030	19,000	20,000	21,000
実践講座の参加者数	26	23	20	20	20	20

4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第9期における地域支援事業に要する費用の見込みは、次のとおりです。

【図表】7-15 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区分	6年度	7年度	8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	452,374	452,564	452,773	1,357,711
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	379,408	379,598	379,807	1,138,813
訪問型サービス	85,094	85,094	85,094	255,282
通所型サービス	208,659	208,659	208,659	625,977
短期集中予防サービス	45,207	45,207	45,207	135,621
介護予防ケアマネジメント	37,763	37,763	37,763	113,289
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,902	2,092	2,301	6,295
審査支払手数料	783	783	783	2,349
一般介護予防事業	72,966	72,966	72,966	218,898
介護予防把握事業	8,774	8,774	8,774	26,322
介護予防普及啓発事業	54,454	54,454	54,454	163,362
地域介護予防活動支援事業	9,342	9,342	9,342	28,026
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	396	396	396	1,188
包括的支援事業	354,747	354,747	354,747	1,064,241
高齢者あんしん相談センターの運営	286,041	286,041	286,041	858,123
在宅医療・介護連携の推進	18,777	18,777	18,777	56,331
認知症施策の推進	6,863	6,863	6,863	20,589
生活支援体制整備事業	33,936	33,936	33,936	101,808
地域ケア会議の推進	9,130	9,130	9,130	27,390
任意事業	12,748	13,090	13,423	39,261
介護給付等費用適正化事業	2,376	2,376	2,376	7,128
給付費通知	1,648	1,648	1,648	4,944
介護保険事業者等指導事務	728	728	728	2,184
家族介護支援事業	1,805	1,805	1,805	5,415
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	480	480	480	1,440
認知症高齢者等見守り事業	1,325	1,325	1,325	3,975
その他の事業	8,567	8,909	9,242	26,718
成年後見制度利用支援事業	8,023	8,365	8,698	25,086
住宅改修支援事業	120	120	120	360
認知症サポートー養成講座	424	424	424	1,272
合　計	819,869	820,401	820,943	2,461,213

第8章

介護保険事業の現状と 今後の見込み

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み

1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、令和3年度から令和5年度にかけて横ばい傾向にあるものの、今後は増加すると見込んでいます。

その内訳を見ると、令和5年度以降、令和8年度までの間、前期高齢者（65歳～74歳）の減少を上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計①

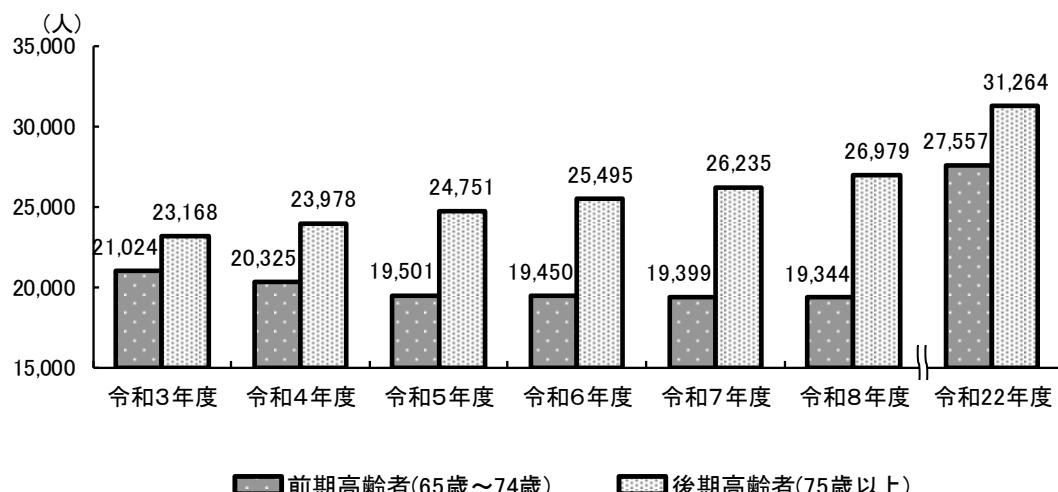
(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)		44,192	44,303	44,252	44,945	45,634	46,323	58,821
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	21,024	20,325	19,501	19,450	19,399	19,344	27,557
	後期高齢者 (75歳以上)	23,168	23,978	24,751	25,495	26,235	26,979	31,264

※住所地特例¹²者を含む。

資料：介護保険事業状況報告月報（令和3年度から令和5年度まで、各年8月末現在）、令和6年度以降は推計。

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

¹² 住所地特例 文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

2 要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和8年度まで増加すると見込んでいます。

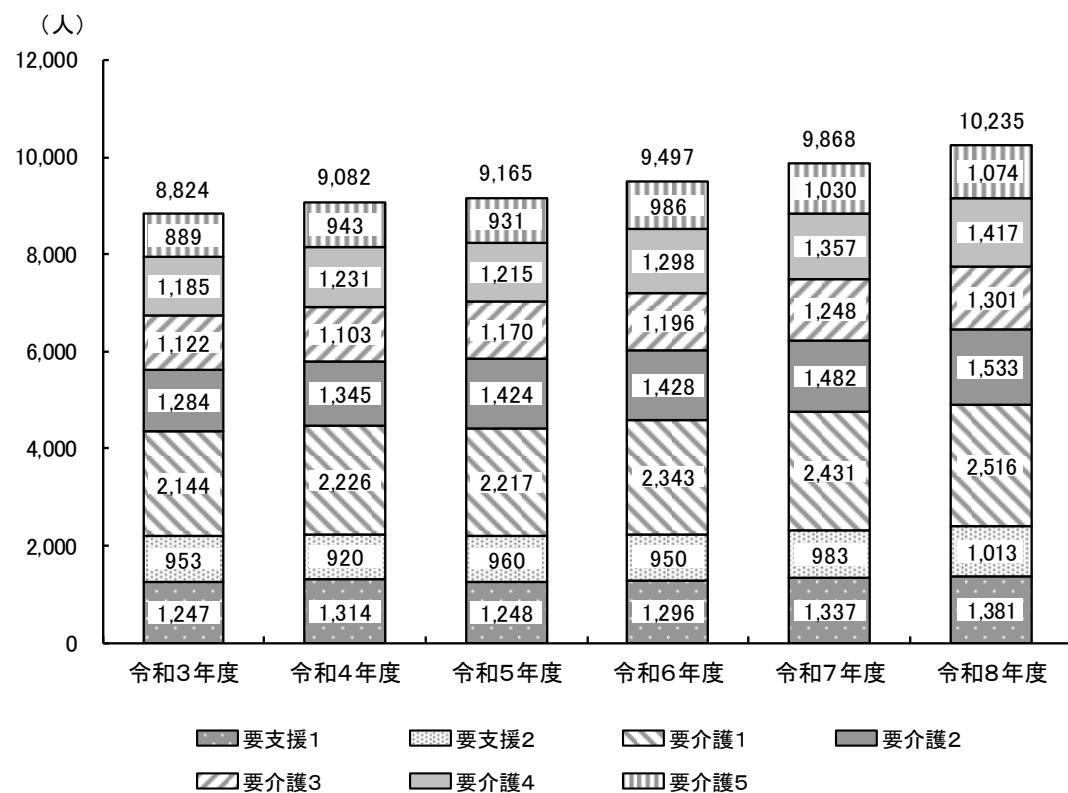
その内訳を見ると、令和6年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の認定者数が増加すると見込んでいます。

【図表】8－3 要介護・要支援認定者数の実績と推計①

			合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
実績	令和3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,824	1,247	953	2,144	1,284	1,122	1,185	889
		うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	853	138	122	180	143	103	85
	令和4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,082	1,314	920	2,226	1,345	1,103	1,231	943
推計	令和5年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	811	119	109	185	147	92	77
		75歳以上 (後期高齢者)	8,079	1,175	788	2,014	1,156	989	1,135	822
	令和6年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,165	1,248	960	2,217	1,424	1,170	1,215	931
推計	令和7年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	755	101	96	168	154	87	77
		75歳以上 (後期高齢者)	8,208	1,127	834	2,014	1,228	1,056	1,119	830
	令和8年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,497	1,296	950	2,343	1,428	1,196	1,298	986
推計	令和6年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	769	101	103	178	139	87	82
		75歳以上 (後期高齢者)	8,523	1,173	823	2,130	1,244	1,086	1,196	871
	令和7年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,868	1,337	983	2,431	1,482	1,248	1,357	1,030
推計	令和7年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	757	99	102	175	137	86	80
		75歳以上 (後期高齢者)	8,902	1,216	856	2,220	1,299	1,139	1,257	915
	令和8年度	認定者数 (第1号及び第2号)	10,235	1,381	1,013	2,516	1,533	1,301	1,417	1,074
推計	令和8年度	うち 第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	741	97	99	171	133	85	79
		75歳以上 (後期高齢者)	9,282	1,261	889	2,309	1,354	1,192	1,317	960

※令和3年度から令和5年度までは、8月31日時点の実績。

【図表】8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



3 第8期計画（令和3年度～令和5年度）と実績

介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第8期計画と実績は、それぞれ次のようになっています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第8期計画に対する実績が100.3%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、短期入所療養介護が148.5%になっており、計画を上回っています。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防特定福祉用具販売が135.0%、介護予防居宅管理指導が107.4%となっており、計画を上回っています。

※ 図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

【図表】8－5 居宅サービス利用量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	（年間の延べ数） 計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	324,668回	330,361回	347,567回	1,002,596回	988,966回	101.4%
	23,636人	24,573人	25,848人	74,057人	71,454人	103.6%
訪問入浴介護	10,024回	9,892回	10,408回	30,324回	31,125回	97.4%
	2,024人	2,077人	2,184人	6,285人	6,225人	101.0%
訪問看護	115,305回	122,600回	128,986回	366,891回	333,703回	109.9%
	17,446人	19,090人	20,088人	56,624人	50,561人	112.0%
訪問リハビリテーション	8,969回	8,513回	8,957回	26,439回	28,512回	92.7%
	1,648人	1,572人	1,656人	4,876人	5,002人	97.5%
居宅療養管理指導	55,338人	59,171人	62,256人	176,765回	165,877人	106.6%
通所介護	141,697回	142,052回	149,450回	433,199回	471,001回	92.0%
	15,365人	16,348人	17,196人	48,909人	47,666人	102.6%
通所リハビリテーション	25,949回	24,033回	25,285回	75,267回	85,760回	87.8%
	3,568人	3,380人	3,552人	10,500人	11,299人	92.9%
短期入所生活介護	30,362日	32,695日	34,398日	97,455日	88,110日	110.6%
	3,286人	3,480人	3,660人	10,426人	9,790人	106.5%
短期入所療養介護	4,062日	3,781日	3,978日	11,821日	8,307日	142.3%
	438人	450人	468人	1,356人	1,013人	133.9%
特定施設入居者生活介護	11,690人	11,858人	12,468人	36,016人	38,589人	93.3%
福祉用具貸与	30,981人	32,537人	34,236人	97,754人	94,728人	103.2%
特定福祉用具販売	543人	522人	552人	1,617人	1,824人	88.7%
住宅改修	379人	346人	360人	1,085人	1,080人	100.5%
居宅介護支援	43,787人	45,737人	48,120人	137,644人	134,999人	102.0%

※令和5年度は見込み。

【図表】8-6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,872,938	5,233,063	5,124,608	102.1%
訪問入浴介護	132,528	131,983	133,191	397,701	415,907	95.6%
訪問看護	892,655	963,967	1,046,312	2,902,934	2,619,844	110.8%
訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,271	188,766	202,424	93.3%
居宅療養管理指導	389,895	415,021	443,198	1,248,114	1,135,495	109.9%
通所介護	1,127,687	1,120,834	1,197,016	3,445,537	3,572,764	96.4%
通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,052	668,296	676,585	98.8%
短期入所生活介護	270,208	296,168	359,508	925,884	798,731	115.9%
短期入所療養介護	46,828	44,598	55,227	146,653	98,753	148.5%
特定施設入居者 生活介護	2,298,140	2,354,187	2,412,743	7,065,070	7,615,052	92.8%
福祉用具貸与	432,461	460,262	479,785	1,372,508	1,308,496	104.9%
特定福祉用具販売	16,016	16,759	20,723	53,498	59,304	90.2%
住宅改修	28,619	26,847	34,658	90,124	92,979	96.9%
居宅介護支援	679,737	721,231	746,489	2,147,456	2,062,323	104.1%
合計	8,224,836	8,568,660	9,092,110	25,885,606	25,783,265	100.4%

※令和5年度は見込み。

【図表】8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防 訪問入浴介護	0回	0回	0回	0回	0回	0.0%
	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
介護予防訪問看護	12,111回	11,469回	12,066回	35,646回	35,888回	99.3%
	2,631人	2,640人	2,772人	8,043人	7,802人	103.1%
介護予防 訪問リハビリテーション	1,691回	1,195回	1,258回	4,144回	3,982回	104.1%
	332人	266人	276人	874人	724人	120.7%
介護予防 居宅療養管理指導	4,821人	4,409人	4,644人	13,874人	13,727人	101.1%
介護予防 通所リハビリテーション	764人	691人	732人	2,187人	2,156人	101.4%
介護予防 短期入所生活介護	224日	191日	200日	615日	910日	67.6%
	35人	34人	36人	105人	175人	60.0%
介護予防 短期入所療養介護	32日	9日	0日	41日	0日	0.0%
	6人	2人	0人	8人	0人	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,513人	1,403人	1,476人	4,392人	4,492人	97.8%
介護予防福祉用具貸与	6,759人	6,898人	7,260人	20,917人	22,524人	92.9%
介護予防 特定福祉用具販売	156人	162人	168人	486人	336人	144.6%
介護予防住宅改修	163人	195人	204人	562人	540人	104.1%
介護予防支援	8,976人	8,897人	9,360人	27,233人	29,140人	93.5%

※令和5年度は見込み。

【図表】8-8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防訪問看護	77,484	73,644	88,644	239,772	256,294	93.6%
介護予防 訪問リハビリテーション	11,274	7,805	7,946	27,026	27,001	100.1%
介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	29,802	88,410	82,287	107.4%
介護予防 通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,060	75,091	73,086	102.7%
介護予防 短期入所生活介護	1,457	1,333	1,425	4,216	5,774	73.0%
介護予防 短期入所療養介護	340	92	0	431	0	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	99,139	301,662	316,964	95.2%
介護予防 福祉用具貸与	34,222	36,473	38,405	109,100	104,725	104.2%
介護予防 特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,914	12,858	9,526	135.0%
介護予防住宅改修	14,768	16,393	19,784	50,946	47,184	108.0%
介護予防支援	45,553	45,487	48,099	139,139	146,721	94.8%
合 計	350,415	336,015	362,219	1,048,650	1,069,562	98.0%

※令和5年度は見込み。

【図表】8－9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サービス給付費	8,575,251	8,904,675	9,454,329	26,934,256	26,852,827	100.3%

※令和5年度は見込み。

2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護医療院があります。

施設サービスにおける給付費は、第8期計画に対する実績が91.3%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】8－10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	8,078人	7,533人	7,920人	23,531人	23,863人	98.6%
介護老人保健施設	3,506人	3,621人	3,804人	10,931人	12,600人	86.8%
介護療養型医療施設	189人	84人	84人	357人	1,356人	26.3%
介護医療院	236人	299人	312人	847人	-	-

※令和5年度は見込み。

【図表】8－11 施設サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	2,084,278	2,079,067	2,084,101	6,247,445	6,577,649	95.0%
介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,123,962	3,283,680	3,822,995	85.9%
介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,432	111,528	530,732	21.0%
介護医療院	91,222	113,104	132,731	337,057	-	-
合 計	3,306,523	3,319,962	3,353,226	9,979,711	10,931,376	91.3%

※令和5年度は見込み。

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

【図表】8-12 地域密着型サービス利用量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	（年間の延べ数） 計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	450人	410人	432人	1,292人	2,412人	53.6%
夜間対応型訪問介護	406人	514人	540人	1,460人	1,440人	101.4%
認知症対応型通所介護	10,637回	11,131回	11,711回	33,479回	37,974回	88.2%
	1,096人	1,159人	1,224人	3,479人	3,960人	87.9%
小規模多機能型居宅介護	1,268人	1,265人	1,332人	3,865人	4,416人	87.5%
看護小規模多機能型居宅介護	259人	244人	252人	755人	1,020人	74.0%
認知症対応型共同生活介護	1,872人	1,844人	1,944人	5,660人	6,060人	93.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	849人	848人	888人	2,585人	2,520人	102.6%
地域密着型通所介護	53,590回	53,590回	57,894回	165,074回	196,068回	84.2%
	7,832人	8,266人	8,700人	24,798人	26,640人	93.1%
介護予防認知症対応型通所介護	34回	17回	0回	51回	0回	0.0%
	8人	4人	0人	12人	0人	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	68人	62人	60人	190人	288人	66.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%

※令和5年度は見込み。

【図表】8-13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,575	239,109	386,554	61.9%
夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,360	33,618	47,995	70.0%
認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,350	344,233	399,370	86.2%
小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,985	853,083	918,178	92.9%
看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,176	242,564	309,580	78.4%
認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,501	1,504,905	1,630,390	92.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,827	768,454	703,502	109.2%
地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,464	1,055,036	1,237,029	85.3%
介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	5,341	15,785	25,835	61.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	1,614,412	1,671,265	1,771,579	5,057,256	5,658,433	89.4%

※令和5年度は見込み。

4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で89.2%となっており、概ね順調に推移しています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、実績が計画を下回っていますが定着してきています。

一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて75歳以上85歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスを始めとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場（かよい～の）へ運営支援を行っています。

○包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、在宅療養に関する相談に対応する窓口として在宅療養支援連携相談窓口事業を実施するとともに、地域のかかりつけ医等の情報を掲載した地域資源マップの作成などを行いました。

生活支援サービスの体制整備については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度から日常生活圏域ごとに配置しています。

○任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績が計画を下回っています。今後も事業ごとに利用状況を見極めながら、事業展開を図っていきます。

【図表】8-14 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績			
介護予防・日常生活支援総合事業	400,212	400,871	435,185	1,236,267	1,445,167	85.5%
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	353,449	340,215	357,344	1,051,007	1,272,407	82.6%
訪問型サービス	78,758	76,496	79,159	234,413	260,481	90.0%
通所型サービス	194,130	184,309	194,381	572,820	733,038	78.1%
短期集中予防サービス	43,537	43,665	45,082	132,285	135,393	97.7%
介護予防ケアマネジメント	35,154	33,799	36,217	105,170	133,388	78.8%
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,133	1,242	1,771	4,147	7403	56.0%
審査支払手数料	736	704	734	2,174	2,704	80.4%
一般介護予防事業	46,763	60,656	77,841	185,260	172,760	107.2%
介護予防把握事業	8,349	6,964	8,704	24,017	19,250	124.8%
介護予防普及啓発事業	31,932	46,659	60,227	138,818	127,008	109.3%
地域介護予防活動支援事業	6,394	6,769	8,514	21,677	24,522	88.4%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	88	264	396	748	1,980	37.8%
包括的支援事業	305,159	326,521	348,169	979,849	1,037,505	94.4%
高齢者あんしん相談センターの運営	249,619	269,906	284,142	803,667	851,472	94.4%
在宅医療・介護連携の推進	17,331	17,652	21,444	56,427	53,406	105.7%
認知症施策の推進	5,941	5,836	6,111	17,888	21,624	82.7%
生活支援体制整備事業	23,996	24,821	27,380	76,197	82,023	92.9%
地域ケア会議の推進	8,272	8,305	9,092	25,669	28,980	88.6%
任意事業	9,174	9,213	11,513	29,899	36,379	82.2%
介護給付等費用適正化事業	1,535	1,966	2,166	5,667	6,547	86.6%
給付費通知事業	1,381	1,496	1,577	4,454	4,642	95.9%
介護保険事業者等指導事務	154	471	589	1,214	1,905	63.7%
家族介護支援事業	2,394	2,135	2,070	6,599	7,398	89.2%
認知症家族交流会及び介護者教室	579	545	635	1,759	1,737	101.3%
認知症高齢者等見守り事業	1,815	1,590	1,435	4,840	5,661	85.5%
その他の事業	5,245	5,111	7,277	17,633	22,434	78.6%
成年後見制度利用支援事業	5,167	5,039	7,197	17,403	22,074	78.8%
住宅改修支援事業	78	72	80	230	360	63.9%
合　計	714,545	736,605	794,867	2,246,016	2,519,051	89.2%

※地域支援事業費については、原則として単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

4 第9期計画（令和6年度～令和8年度）の介護サービス利用見込み

過去の利用実績（利用人数、利用回数）、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等を分析し、第9期計画の介護サービス利用見込みを推計しています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護

- 訪問介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問介護
延べ利用回数
延べ利用人数
給付費（千円）

※令和5年度は見込み。

令和5年12月22日発出の介護保険最新情報vol.1190及び1191において、介護給付費の伸び率及び国標準所得段階について示されたところです。

介護給付費は平均して1.54%の増となります。施設サービスにつきましては定員数に応じた伸び率となる一方、在宅サービスにつきましては被保険者数増により上がるよう見込んでいます。

個別事業の見込みについては計算し、お示ししてまいります。

度
068
.768
.422

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 訪問入浴介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- 介護予防訪問入浴介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

訪問入浴介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	10,024	9,892	10,408	10,284	10,608	10,944
延べ利用人数	2,024	2,077	2,184	2,136	2,208	2,280
給付費（千円）	132,528	131,983	133,191	140,128	144,568	149,155

介護予防訪問入浴介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問看護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	115,305	122,600	128,986	140,832	145,296	149,904
延べ利用人数	17,446	19,090	20,088	21,180	21,852	22,548
給付費（千円）	892,655	963,967	1,046,312	1,100,807	1,135,684	1,171,719

介護予防訪問看護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	12,111	11,469	12,066	14,808	15,276	15,756
延べ利用人数	2,631	2,640	2,772	3,144	3,240	3,348
給付費（千円）	77,484	73,644	88,644	93,261	96,688	100,214

※令和5年度は見込み。

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等により、今後は微増で推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

訪問リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	8,969	8,513	8,957	9,276	9,564	9,864
延べ利用人数	1,648	1,572	1,656	1,704	1,752	1,812
給付費（千円）	64,390	61,105	63,271	66,566	68,675	70,854

介護予防 訪問リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	1,691	1,195	1,258	1,260	1,296	1,332
延べ利用人数	332	266	276	264	276	288
給付費（千円）	11,274	7,805	7,946	8,360	8,667	8,983

※令和5年度は見込み。

才 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

居宅療養管理指導	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	55,338	59,171	62,256	65,124	67,188	69,324
給付費（千円）	389,895	415,021	443,198	466,282	481,055	496,319
介護予防 居宅療養管理指導	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	4,821	4,409	4,644	4,692	4,836	4,992
給付費（千円）	30,291	28,316	29,802	31,355	32,507	33,692

※令和5年度は見込み。

力 通所介護

- ・通所介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	141,697	142,052	149,450	157,896	162,900	168,072
延べ利用人数	15,365	16,348	17,196	17,976	18,540	19,128
給付費（千円）	1,127,687	1,120,834	1,197,016	1,259,360	1,299,261	1,340,486

※令和5年度は見込み。

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

通所リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	25,949	24,033	25,285	25,824	26,640	27,480
延べ利用人数	3,568	3,380	3,552	3,432	3,540	3,648
給付費（千円）	227,509	213,735	227,052	238,878	246,446	254,266

介護予防 通所リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	764	691	732	708	732	756
給付費（千円）	27,091	23,940	24,060	25,314	26,244	27,201

※令和5年度は見込み。

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

短期入所生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	30,362	32,695	34,398	41,580	42,900	44,256
延べ利用人数	3,286	3,480	3,660	4,212	4,344	4,476
給付費（千円）	270,208	296,168	359,508	378,232	390,216	402,597

介護予防 短期入所生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用日数	224	191	200	204	216	228
延べ利用人数	35	34	36	36	36	36
給付費（千円）	1,457	1,333	1,425	1,500	1,555	1,611

※令和5年度は見込み。

ヶ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

短期入所療養介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	4,062	3,781	3,978	4,848	5,004	5,180
延べ利用人数	438	450	468	588	612	636
給付費（千円）	46,828	44,598	55,227	58,103	59,944	61,846

介護予防 短期入所療養介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	32	9	0	0	0	0
延べ利用人数	6	2	0	0	0	0
給付費（千円）	340	92	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

□ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）

- ・特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

特定施設入居者生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	11,690	11,858	12,468	12,492	12,888	13,206
給付費（千円）	2,298,140	2,354,187	2,412,743	2,538,407	2,618,831	2,701,926

介護予防 特定施設入居者生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	1,513	1,403	1,476	1,464	1,512	1,560
給付費（千円）	104,178	98,345	99,139	104,302	108,135	112,079

※令和5年度は見込み。

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

福祉用具貸与	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	30,981	32,537	34,236	35,160	36,276	37,428
給付費（千円）	432,461	460,262	479,785	504,774	520,767	537,291

介護予防 福祉用具貸与	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	6,759	6,898	7,260	7,332	7,560	7,800
給付費（千円）	34,222	36,473	38,405	40,405	41,890	43,418

※令和5年度は見込み。

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定福祉用具販売は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

特定福祉用具販売	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	543	522	552	564	576	600
給付費（千円）	16,016	16,759	20,723	21,802	22,493	23,207

介護予防 特定福祉用具販売	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	168	193	168	180	180	180
給付費（千円）	3,756	4,188	4,914	5,169	5,333	5,502

※令和5年度は見込み。

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

住宅改修	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	379	346	360	396	408	420
給付費（千円）	28,619	26,847	34,658	36,463	37,618	38,812

介護予防住宅改修	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	249	282	204	192	204	216
給付費（千円）	14,768	16,393	19,784	20,815	21,474	22,156

※令和5年度は見込み。

セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、介護サービス利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、介護サービス利用者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

居宅介護支援	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	43,787	45,737	48,120	49,128	50,688	52,296
給付費（千円）	679,737	721,231	746,489	785,369	810,252	835,961

介護予防支援	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	8,976	8,897	9,360	9,708	10,020	10,332
給付費（千円）	45,553	45,487	48,099	50,604	52,464	54,377

※令和5年度は見込み。

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、過去の利用実績及び第9期計画期における入所者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

介護老人福祉施設	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	8,078	7,533	7,920	7,800	8,052	8,304
給付費（千円）	2,084,278	2,079,067	2,084,101	2,192,648	2,262,118	2,333,894

※令和5年度は見込み。

イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、過去の利用実績及び第9期計画期における入所者の動向等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

介護老人保健施設	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	3,506	3,621	3,804	4,092	4,224	4,356
給付費（千円）	1,062,338	1,097,380	1,123,962	1,182,502	1,219,968	1,258,677

※令和5年度は見込み。

ウ 介護医療院

- ・介護医療院は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

介護医療院	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	236	299	312	396	408	420
給付費（千円）	91,222	113,104	132,731	152,723	157,562	162,561

※令和5年度は見込み。

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随时対応型訪問介護看護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

定期巡回・随时対応型 訪問介護看護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	450	410	432	552	564	576
給付費（千円）	64,283	72,251	102,575	107,918	111,232	114,660

※令和5年度は見込み。

イ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等により、今後は増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

夜間対応型訪問介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	406	514	540	528	540	552
給付費（千円）	9,665	12,593	11,360	11,952	12,319	12,698

※令和5年度は見込み。

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- ・認知症対応型通所介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の動向等により、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

認知症対応型通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	10,637	11,131	11,711	11,244	11,604	11,976
延べ利用人数	1,096	1,159	1,224	1,128	1,164	1,200
給付費（千円）	111,148	115,735	117,350	123,462	127,254	131,176

介護予防 認知症対応型通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	34	17	0	0	0	0
延べ利用人数	8	4	0	0	0	0
給付費（千円）	312	156	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

工 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等により、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【実績と計画】

小規模多機能型居宅介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	1,268	1,265	1,332	1,440	1,488	1,536
給付費（千円）	256,200	282,898	313,985	330,338	340,484	350,978

介護予防 小規模多機能型居宅介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	68	62	60	60	60	60
給付費（千円）	5,259	5,185	5,341	5,619	5,797	5,981

※令和5年度は見込み。

才 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等により、増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

看護小規模多機能型居宅介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	259	244	252	360	372	384
給付費（千円）	79,534	74,855	88,176	92,768	95,618	98,564

※令和5年度は見込み。

力 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等により、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の動向等により、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

【実績と計画】

認知症対応型共同生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	1,872	1,844	1,944	1,920	1,980	2,040
給付費（千円）	496,491	495,912	512,501	539,194	555,755	572,884

介護予防 認知症対応型共同生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

牛 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用人数	849	848	888	864	888	912
給付費（千円）	255,455	259,171	253,827	267,047	275,249	283,733

※令和5年度は見込み。

ク 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【実績と計画】

地域密着型通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用回数	53,590	53,590	57,894	58,740	60,600	62,520
延べ利用人数	7,832	8,266	8,700	8,556	8,832	9,108
給付費（千円）	336,063	352,509	366,464	385,551	397,393	409,640

※令和5年度は見込み。

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

5) 給付費の実績と見込み

【図表】8-15 第8期計画（令和3年度～令和5年度）における給付費の実績

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	合計
介護給付	訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,872,938	5,233,063
	訪問入浴介護	132,528	131,983	133,191	397,701
	訪問看護	892,655	963,967	1,046,312	2,902,934
	訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,271	188,766
	居宅療養管理指導	389,895	415,021	443,198	1,248,114
	通所介護	1,127,687	1,120,834	1,197,016	3,445,537
	通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,052	668,296
	短期入所生活介護	270,208	296,168	359,508	925,884
	短期入所療養介護	46,828	44,598	55,227	146,653
	特定施設入居者生活介護	2,298,140	2,354,187	2,412,743	7,065,070
	福祉用具貸与	432,461	460,262	479,785	1,372,508
	特定福祉用具販売	16,016	16,759	20,723	53,498
	住宅改修	28,619	26,847	34,658	90,124
	居宅介護支援	679,737	721,231	746,489	2,147,456
	小計	8,224,836	8,568,660	9,092,110	25,885,606
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	77,484	73,644	88,644	239,772
	介護予防訪問リハビリテーション	11,274	7,805	7,946	27,026
	介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	29,802	88,410
	介護予防通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,060	75,091
	介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,425	4,216
	介護予防短期入所療養介護	340	92	0	431
	介護予防特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	99,139	301,662
	介護予防福祉用具貸与	34,222	36,473	38,405	109,100
	介護予防特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,914	12,858
	介護予防住宅改修	14,768	16,393	19,784	50,946
	介護予防支援	45,553	45,487	48,099	139,139
	小計	350,415	336,015	362,219	1,048,650
	居宅サービス計	8,575,251	8,904,675	9,454,329	26,934,256
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,084,278	2,079,067	2,084,101	6,247,446
	介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,123,962	3,283,680
	介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,432	111,528
	介護医療院	91,222	113,104	132,731	337,057
	施設サービス計	3,306,523	3,319,962	3,353,226	9,979,711
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,575	239,109
	夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,360	33,618
	認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,350	344,233
	小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,985	853,083
	看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,176	242,564
	認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,501	1,504,904
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,827	768,454
	地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,464	1,055,036
	介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	5,341	15,785
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型サービス計		1,614,412	1,671,265	1,771,579	5,057,256
給付費計		13,496,186	13,895,902	14,579,134	41,971,222

【図表】8-16 第9期計画（令和6年度～令和8年度）における給付費の見込み

(単位：千円)

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付	訪問介護	1,970,487	2,032,918	2,097,422	6,100,827
	訪問入浴介護	140,128	144,568	149,155	433,850
	訪問看護	1,100,807	1,135,684	1,171,719	3,408,210
	訪問リハビリテーション	66,566	68,675	70,854	206,095
	居宅療養管理指導	466,282	481,055	496,319	1,443,655
	通所介護	1,259,360	1,299,261	1,340,486	3,899,108
	通所リハビリテーション	238,878	246,446	254,266	739,591
	短期入所生活介護	378,232	390,216	402,597	1,171,045
	短期入所療養介護	58,103	59,944	61,846	179,893
	特定施設入居者生活介護	2,538,407	2,618,831	2,701,926	7,859,164
	福祉用具貸与	504,774	520,767	537,291	1,562,832
	特定福祉用具販売	21,802	22,493	23,207	67,502
	住宅改修	36,463	37,618	38,812	112,893
	居宅介護支援	785,369	810,252	835,961	2,431,581
	小計	9,565,658	9,868,728	10,181,861	29,616,247
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	93,261	96,688	100,214	290,163
	介護予防訪問リハビリテーション	8,360	8,667	8,983	26,011
	介護予防居宅療養管理指導	31,355	32,507	33,692	97,554
	介護予防通所リハビリテーション	25,314	26,244	27,201	78,758
	介護予防短期入所生活介護	1,500	1,555	1,611	4,666
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	104,302	108,135	112,079	324,516
	介護予防福祉用具貸与	40,405	41,890	43,418	125,713
	介護予防特定福祉用具販売	5,169	5,333	5,502	16,005
	介護予防住宅改修	20,815	21,474	22,156	64,445
	介護予防支援	50,604	52,464	54,377	157,444
	小計	381,084	394,958	409,233	1,185,276
	居宅サービス計	9,946,742	10,263,687	10,591,095	30,801,523
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,192,648	2,262,118	2,333,894	6,788,660
	介護老人保健施設	1,182,502	1,219,968	1,258,677	3,661,147
	介護医療院	152,723	157,562	162,561	472,846
	施設サービス計	3,527,873	3,639,647	3,755,132	10,922,652
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,918	111,232	114,660	333,810
	夜間対応型訪問介護	11,952	12,319	12,698	36,969
	認知症対応型通所介護	123,462	127,254	131,176	381,892
	小規模多機能型居宅介護	330,338	340,484	350,978	1,021,800
	看護小規模多機能型居宅介護	92,768	95,618	98,564	286,950
	認知症対応型共同生活介護	539,194	555,755	572,884	1,667,833
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	267,047	275,249	283,733	826,029
	地域密着型通所介護	385,551	397,393	409,640	1,192,584
	複合型サービス	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,619	5,797	5,981	17,397
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	地域密着型サービス計	1,863,849	1,921,101	1,980,315	5,765,265
	給付費計	15,338,464	15,824,435	16,326,542	47,489,440

※給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

5 介護基盤整備について

第9期計画では、令和22年度までの中・長期的な視点で区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設サービスの整備を進めるとともに、併せて高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、東京大学高齢社会総合研究機構¹³の協力を得ながら、24時間在宅ケアが提供できる地域を目指し、その拠点となる地域密着型サービスを整備していきます。

令和22年度（2040年度）までの整備方針

1) 地域密着型サービス

- ・地域包括ケアシステムの拠点となる「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」は、計画目標を定め、在宅生活の継続を希望する区民ニーズに対応できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、小規模多機能型居宅介護166人、看護小規模多機能型居宅介護29人を見込んでいます。
- ・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」は、計画目標を定め、高齢者人口増に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、公有地の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、176人を見込んでいます。
- ・「地域密着型通所介護」は、供給バランスが取れるよう、「（看護）小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のさらなる普及促進を図る影響を考慮し、介護保険事業計画に定める見込量の範囲内で整備します。
- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」及び「認知症対応型通所介護」は、在宅生活の継続を支える基盤として、既存事業所の利用率や区民ニーズを踏まえ、新規整備の必要性を検討していきます。
- ・「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）」は、施設入所が必要になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、既存事業所を活用して入所を進めます。

¹³ 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策を始め、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結した。

2) 施設サービス

・「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、第9期計画における整備計画はありませんが、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した施設を整備し、第10期計画における定員は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせて、740人を見込んでいます。

また、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。

・「介護老人保健施設」は、要介護状態の高齢者が在宅に復帰することを支援するため、既存事業所を活用して入所を進めます。

3) その他のサービス

・「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）」は、東京都が必要定員利用総数を示しており、文京区は区中央部圏域（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）に位置付けられています。当該圏域における整備ニーズに対して本区における整備比率が高いことから、地域偏在が進まないよう、人口の推移を踏まえた区内のニーズを検討し、文京区有料老人ホーム設置基準（2022文福介第2480号令和4年12月28日区長決定）に基づき整備します。令和8年度末の定員は、1,171人を見込んでいます。

【図表】8-17 第9期介護基盤年度別整備計画

事業種別	令和 5年度末	第9期				累計	令和22年度末 (第14期) 定員見込み
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計		
小規模多機能型居宅 介護	5 (137)	—	—	1 (29)	1 (29)	6 (166)	253人
看護小規模多機能型 居宅介護	1 (29)	—	—	—	—	1 (29)	58人
認知症対応型共同生 活介護（認知症高齢 者グループホーム）	9 (158)	—	—	1 (18)	1 (18)	10 (176)	230人
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホー ム)・地域密着型介護 老人福祉施設入所者 生活介護（地域密着 型特別養護老人ホー ム）	9 (633)	—	—	—	—	9 (633)	740人
特定施設入居者生活 介護（有料老人ホー ム）	14 (1,059)	1 (56)	1 (56)	—	2 (112)	16 (1,171)	1,267人*

*上段数字は施設数、下段数字は（定員）、第9期の年度は事業開始年度を示す。

*令和22年度末の定員見込みについては、次期以降の計画策定時における高齢者人口の推移、利用状況やニーズ等に応じ、適宜見直していく。

6 第1号被保険者の保険料の算出

第9期介護保険事業計画期間の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、以下の考え方を基にして算出しています。

1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額となっています。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,252人（令和5年8月末）に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から9,165人（令和5年8月末）に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約154億円（令和5年度未見込み）に増加して約3.1倍となっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第8期は6,020円となり、約2.0倍になっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第1期（平成12年度～平成14年度）は2,911円でしたが、第8期（令和3年度～令和5年度）は6,014円となり、約2.1倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込んでいます。

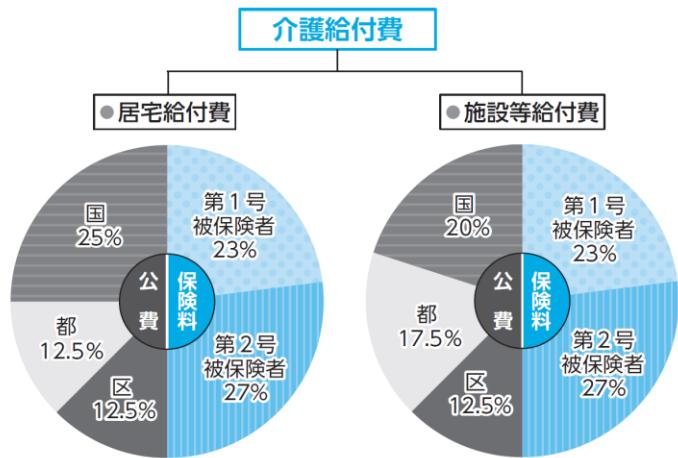
2) 介護給付費等の負担割合（財源構成）

①介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】8-18 介護給付費の負担割合



※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費

※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護に係る給付費

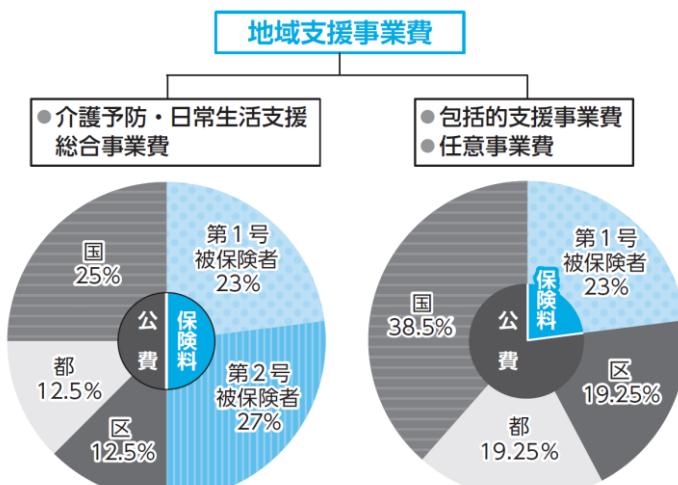
※国の負担割合には、調整交付金を含む。

②地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】8-19 地域支援事業費の負担割合



*介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の負担割合には、調整交付金を含む。

3) 第9期計画期間の介護保険料基準額の算出について

介護保険料基準額
被保険者の負担割合
この決定を踏まえ、内容を反映させる修正をします。
込額及び第1号

第9期の介護保険料基準額の算定基準は、2年間で約500億円を見込んでおり、第9期の算定基準額は、この算定基準額を踏まえ、内容を反映させる修正を行います。¹⁴（詳しくは、

「6）第1号被保険者に対する支給額及び改めて保険料の算定」の項で記載しています。）。算定に当たっては、次の①の要因を反映させています。

介護保険料算定基礎額に、次の②、③の要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額が算定されることとなります。

①介護報酬の改定

令和5年度中に、第9期の介護報酬の改定案が示される予定となっています。

介護報酬の改定により介護給付費見込みが増加又は減少することで、介護保険料算定基礎額も増減します。

②利用者負担の見直し等

利用料が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、65歳以上の高所得者の保険料引き上げ並びに介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料の自己負担の導入について、本年末までに国の判断が示される予定となっております。

これらにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

③介護給付費準備基金の活用

令和4年度末の介護給付費準備基金¹⁴の残高は、約22億6千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残高から「第9期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「令和5年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮した上で活用額を決定します。

4) 第9期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができます。

第9期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次とおり設定します。

※詳細については、本年末までに国の判断が示される予定となっております。

¹⁴ **介護給付費準備基金** 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

①～②は、
国の決定を踏まえ、内容を反映させる修正をします。

①介護保険料の段階設定

第8期に引き続き、第9期の介護保険料の段階数は15段階とします。

各段階を区分する基準所得金額は、第8期と同様とします。

②住民税非課税者の保険料軽減

第8期に引き続き、第2段階の保険料比率(0.75)と第4段階の保険料比率(0.90)は国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率(0.70)、第4段階の保険料比率(0.85)とします。

③保険料率

第9期は、第8期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4)を投入し、世帯非課税層における保険料の負担割合を軽減します。

5) 第9期における介護保険事業費の見込み

①第9期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護(予防)サービス費などを加えた介護給付費は、第9期(令和6～8年度)で約508億円を見込んでいます。

【図表】8-20 第9期介護給付費の見込み

(単位：千円)

介護給付費	第9期計画			合 計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付費（A）	15,338,464	15,824,435	16,326,542	47,489,440
居宅サービス給付費	9,946,742	10,263,687	10,591,095	30,801,523
施設サービス給付費	3,527,873	3,639,647	3,755,132	10,922,652
地域密着型サービス給付費	1,863,849	1,921,101	1,980,315	5,765,265
その他給付額（B）	803,150	828,596	854,887	2,486,633
特定入所者（予防）サービス費等給付額	194,201	200,354	206,711	601,266
高額介護（予防）サービス費等給付額	523,350	539,932	557,063	1,620,345
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	85,599	88,311	91,113	265,022
保険給付費計[(A)+(B)]	16,141,614	16,653,031	17,181,429	49,976,073
審査支払手数料（C）	18,386	18,969	19,571	56,926
合計[(A)+(B)+(C)]	16,160,000	16,672,000	17,201,000	50,030,000

②第9期地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第9期（令和6～8年度）で約25億円を見込んでいます。

【図表】8-21 第9期地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

地域支援事業費	第9期計画			合 計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域支援事業費	819,869	820,401	820,943	2,461,213
介護予防・日常生活支援総合事業	452,374	452,564	452,773	1,357,711
包括的支援事業費・任意事業費	367,495	367,837	368,170	1,103,502

※第9期地域支援事業費の見込みにおける内訳は、「第7章 地域支援事業費の推進」の

「4 4)地域支援事業に要する費用の見込み」を参照。

③第9期介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第9期（令和6～8年度）で約533億円を見込んでいます。

【図表】8-22 第9期介護保険事業費の見込み

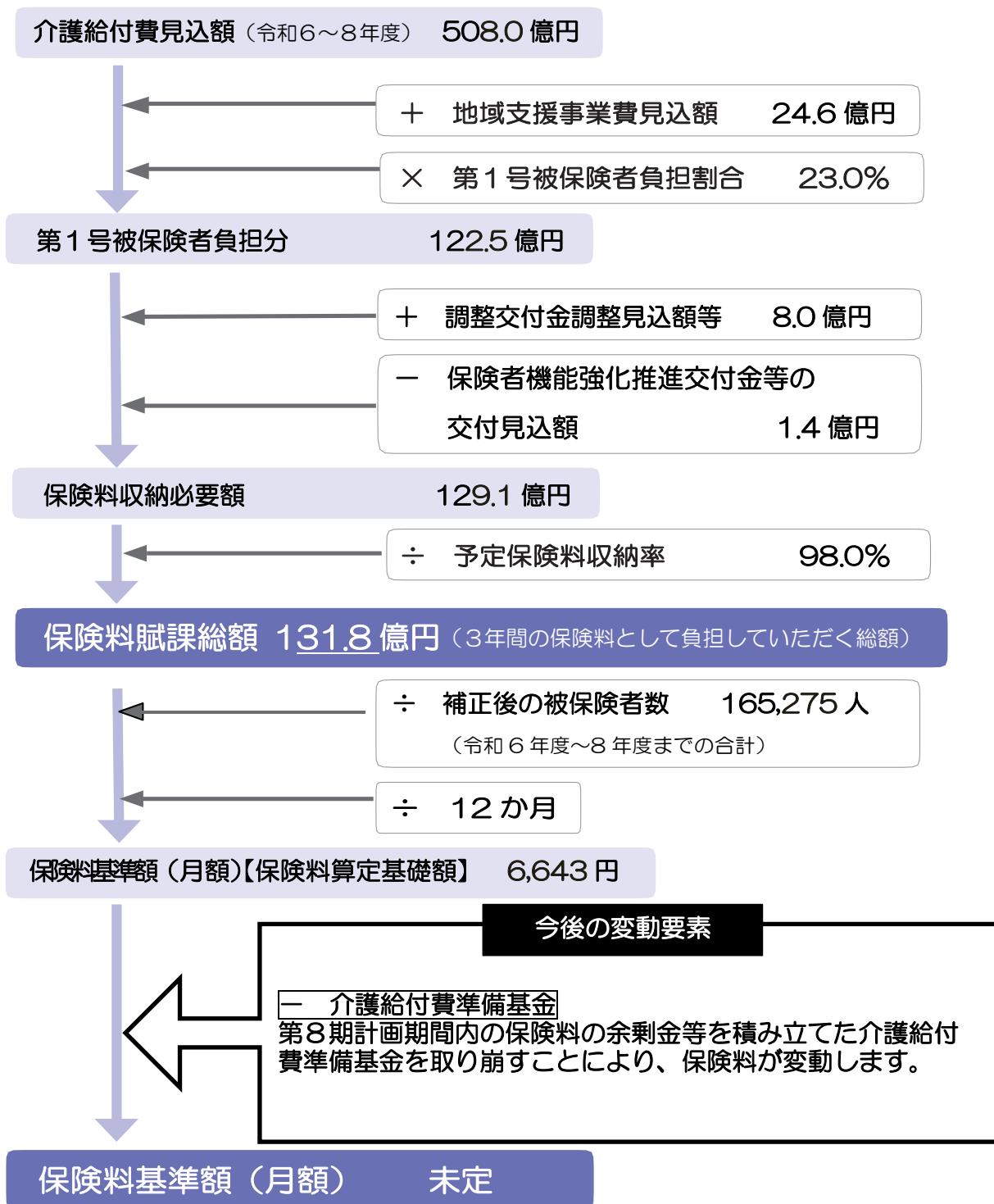
(単位：千円)

介護保険事業費	第8期計画			合 計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付費	16,408,419	16,929,074	17,466,249	50,803,742
地域支援事業費	819,869	820,401	820,943	2,461,213
合 計	17,228,288	17,749,475	18,287,192	53,264,955

6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8-24 第9期保険料基準額

第9期保険料基準額	令和6～8年度	月額 未定
-----------	---------	-------

国の決定を踏まえ、内容を反映させる修正をします。

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】8-25 所得段階別介護保険料

第9期（令和6～8年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	第8期との差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	23,700円 (1,900円)	2,000円 100円
第2段階	住民税世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者	0.45	35,500円 (2,900円)	3,000円 200円
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	55,100円 (4,500円)	4,500円 300円
第4段階	住民税世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者	0.85	66,900円 (5,500円)	5,500円 400円
第5段階（基準額）	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	78,700円 (6,500円)	6,500円 500円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	90,500円 (7,500円)	7,400円 600円
第7段階			98,400円 (8,100円)	8,100円 600円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	110,200円 (9,100円)	9,100円 700円
第9段階			129,900円 (10,800円)	10,700円 900円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	141,700円 (11,800円)	11,700円 1,000円
第11段階			165,300円 (13,700円)	13,600円 1,100円
第12段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	196,800円 (16,300円)	16,200円 1,300円
第13段階			220,400円 (18,300円)	18,100円 1,500円
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	251,800円 (20,900円)	20,600円 1,700円
第15段階			275,400円 (22,900円)	22,600円 1,900円

参考（第8期 令和3～5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700円 (1,800円)
第2段階	住民税世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者	0.45	32,500円 (2,700円)
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下		
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円 (4,200円)
第4段階	住民税世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者	0.85	61,400円 (5,100円)
	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		
第5段階（基準額）	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)
第7段階			90,300円 (7,500円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	101,100円 (8,400円)
第9段階			119,200円 (9,900円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)
第11段階			151,700円 (12,600円)
第12段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	180,600円 (15,000円)
第13段階			202,300円 (16,800円)
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	231,200円 (19,200円)
第15段階			252,800円 (21,000円)

※月額保険料（保険料算定基礎額に基準額に対する割合（保険料率）を乗じたもの）は、目安として百円単位で表示。

※第1段階から第3段階までの保険料率については、保険料軽減実施後の割合。

（本来の割合）第1段階…0.50 第2段階…0.70 第3段階…0.75

※介護報酬の影響等により、保険料率及び所得段階は変更となる場合がある。

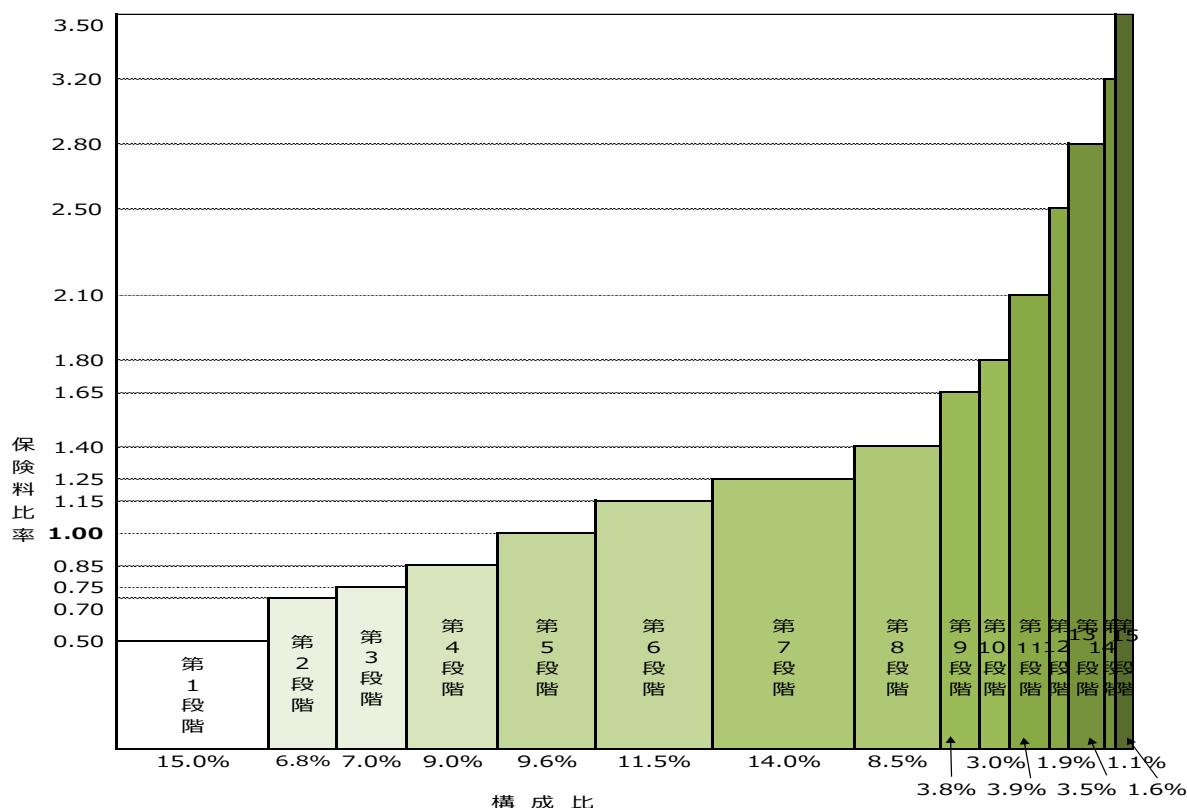
【図表】8-26 保険料所得段階別第1号被保険者数

(単位：人)

段 階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	6,745	6,845	6,946	20,536	15.0%	0.50	10,268
第2段階	3,042	3,087	3,132	9,262	6.8%	0.70	6,483
第3段階	3,149	3,196	3,243	9,587	7.0%	0.75	7,191
第4段階	4,061	4,121	4,182	12,364	9.0%	0.85	10,510
第5段階	4,319	4,383	4,447	13,150	9.6%	1.00	13,150
第6段階	5,194	5,271	5,348	15,814	11.5%	1.15	18,186
第7段階	6,287	6,380	6,474	19,141	14.0%	1.25	23,927
第8段階	3,805	3,862	3,918	11,585	8.5%	1.40	16,219
第9段階	1,700	1,725	1,751	5,176	3.8%	1.65	8,540
第10段階	1,332	1,352	1,372	4,055	3.0%	1.80	7,300
第11段階	1,744	1,770	1,796	5,310	3.9%	2.10	11,151
第12段階	859	872	885	2,615	1.9%	2.50	6,538
第13段階	1,582	1,606	1,629	4,817	3.5%	2.80	13,486
第14段階	476	483	490	1,449	1.1%	3.20	4,638
第15段階	704	714	725	2,143	1.6%	3.50	7,502
合 計	44,999	45,668	46,337	137,004	100.0%		165,086

*表中の数値は、四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】8-27 保険料所得段階別第1号被保険者数構成比



7) 令和 22 年度（2040 年度）の介護保険料算定基礎額等

本区の第 1 号被保険者数は、令和 22 年に 58,821 人になると推計しており、令和 5 年の 44,252 人（8 月末）と比べ、約 32.9% 増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和 22 年度に 13,376 人になると推計しており、令和 5 年度の 9,165 人（8 月末）と比べ、約 45.9% 増加すると見込んでいます。

上記を基に、令和 22 年度（第 14 期）の介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額を算出します。

※令和 22 年の第 1 号被保険者数は、令和 5 年 1 月時点の人口推計に基づき算出したもの。

※介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額は、介護報酬改定の見込みを考慮せず、介護給付費の伸び率及び被保険者数推計に基づき積算したもの。

第9章

介護保険制度の運営

第9章 介護保険制度の運営

1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることが重要です。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発の取組を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、リハビリテーションサービス提供の場の拡充等、必要な対策を検討していきます。

4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

2 介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とするサービスを見極め、介護サービス事業者がルールに従って過不足なく提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

1) 要介護認定の適正化

①要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異なるように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っています。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

②要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施しています。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

2) 適切なケアマネジメント等の推進

①介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

②ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成18年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

③ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていくとともに、給付実績等の帳票活用等により、効果的な点検を実施していきます。

④福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い、適正に利用されているか確認しています。

年間15件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

①事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

また、事業所を訪問し、運営指導及び監査を実施します。運営指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているかを確認するために、関係書類等を基に事業者に対し説明を求めて指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、運営指導により重大な指定基準違反及び人格尊重義務違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては、速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

②苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

③縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

令和3年度介護報酬改定における以下の改定事項について、経過措置期間が終了し、令和6年度から、対象サービス事業者が必要な対応を行うことが義務化されます。

【図表】9－1 経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

名 称		対象サービス	経過措置の概要
1	感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
2	業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
3	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
4	高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
5	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
6	施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
7	事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる(未実施減算)。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

* 全事項の経過措置期間の終了予定日は、令和6年3月31日

4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

①サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

<啓発用パンフレット・チラシ>

○わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

○わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。(持ち運び用冊子)

○ハートページ（介護サービス事業者ガイドブック）

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載したWEBページも開設しています。

○高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスを分かりやすくまとめています。

○文京区認知症ケアパス知っておきたい！認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

○こんなちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の役割やお問い合わせ先を紹介しています。

<情報サイト等の運用>

○介護サービス事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

<事業概要>

○文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

②介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

サービス利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対して、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携し、充実を図っています。

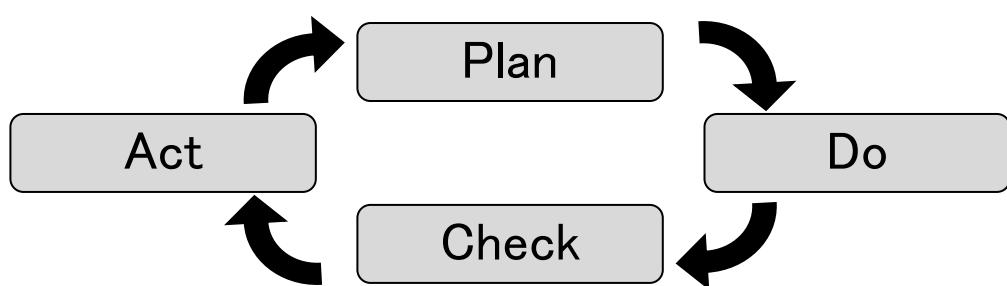
3 P D C A サイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するP D C Aサイクルの推進を明記しています。

そのため、国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、地域福祉推進協議会高齢者・介護保険部会等において、P D C Aサイクルを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】9－2 P D C Aサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

4 介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年（令和7年）に、約3万1千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2040年（令和22年）には千人規模の介護人材の不足が予測されています。

また、本区の高齢者等実態調査（令和4年度）では、介護サービス事業者の54.1%が従業員の不足を感じており、そのうちの60.9%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状において大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国においては、地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・待遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしています。平成29年度には、介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな介護職員待遇改善加算を導入しており、さらに、令和元年10月には、勤続年数等を考慮して介護職員待遇改善加算に上乗せする形で算定できる介護職員等特定待遇改善加算を導入しています。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」、「介護現場のマネジメント改革」、「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、介護の仕事啓発番組配信、出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。また、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、同時に、外国人介護福祉士候補者の受入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舎借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施しています。令和6年度からは、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用の一部を補助することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国による処遇改善や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

また、介護分野の文書に係る負担軽減を図り、事業者の生産性の向上に資するため、介護サービス事業所等の指定申請等について様式の標準化や文書の削減、オンライン申請システムの利用などの取組を進めていきます。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているＩＣＴ等の導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めています。

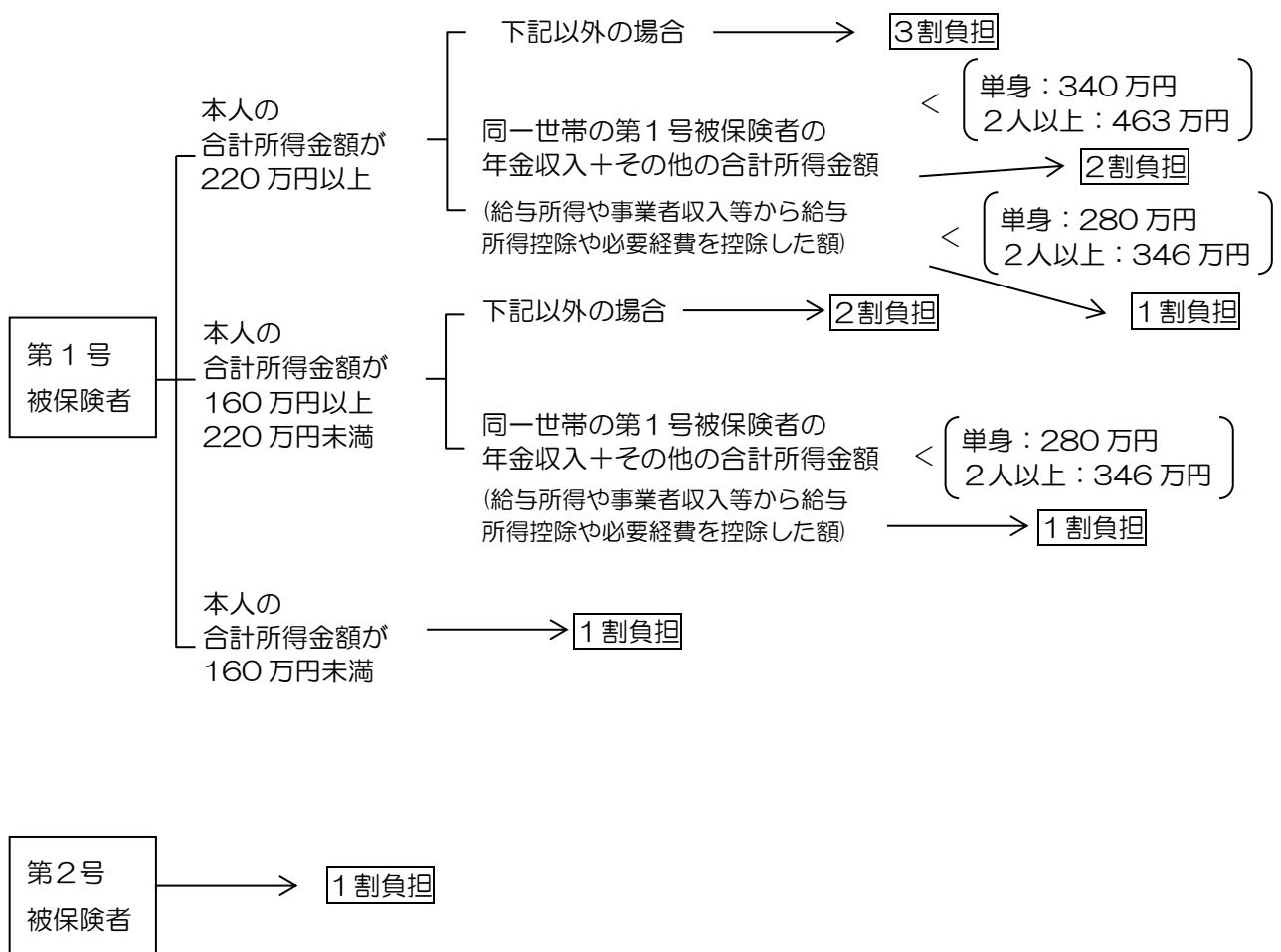
5 利用者の負担割合等の制度

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は、2割又は3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】9-3 利用者負担の割合



1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する方のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人數			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の 収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに 50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに 100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計をともにしていること又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

2) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

なお、第9期計画中に制度改正することが予定されています。

【図表】9－5 特定入所者介護サービス費負担限度額

利用者 負担段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期 入所 サービス
第1段階 ●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	①320円 ②490円	0円	300円	300円
第2段階 本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	820円	490円	①420円 ②490円	370円	390円	600円
第3段階 ① 本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万以下の方	1,310円	1,310円	①820円 ②1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階 ② 本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万超の方	1,310円	1,310円	①820円 ②1,310円	370円	1,360円	1,300円
第4段階 住民税世帯課税者 ※表の額は、基準費用額（国が定めた平均的な額）	2,006円	1,668円	①1,171円 ②1,668円	①855円 ②377円	1,445円	1,445円

上記図表における①②について

①：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

②：介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

※特定入所者介護サービス費の支給における預貯金の要件については、単身の場合、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合、1,000万円を加えた額以下。なお、別居の配偶者が住民税課税者の場合は、当該サービス費の支給対象外。

3) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する方は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費を含む。）の見込額を差し引いた額が80万円以下など）を満たす場合は、利用者負担段階の第3段階②が適用されます。

4) 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】9-6 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額（月額）
住民税世帯課税【第4段階】	
●課税所得 690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得 380万円未満	世帯 44,400円
住民税世帯非課税等【第3段階】	世帯 24,600円
●課税年金収入及びその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方【第2段階】	世帯 24,600円 個人 15,000円
●老齢福祉年金の受給者	
●生活保護の受給者【第1段階】	
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円 個人 15,000円

5) 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（8月から翌年7月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】9-7 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分 ※1	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の方 がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳の方 がいる世帯)	所得区分 ※1 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方 がいる世帯)
課税所得 690万円以上	212万円	212万円	901万円超	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一般	56万円	56万円	210万円以下	60万円
住民税 非課税	II ※2	31万円	31万円	34万円
	I ※3	19万円	19万円	

※1 毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

※2 世帯員全員が非課税の方

※3 世帯員全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、IIの31万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

6) 生計困難者の利用料軽減制度

要件（収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち25%（老齢福祉年金受給者は50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申出を行っている場合に対象となります。